

令和6年

消防防災年報

広島県

消防防災年報の利用に当たって

1 調査期日

令和6年4月1日現在である。ただし、各表に表示されているものについては、その表示による。

2 調査対象

市町（14市9町）及び消防本部（13消防本部）

3 留意事項

- (1) 図・表の作成に当たっては、総務省消防庁が行う各種調査の記載要領に準拠することとした。
- (2) 各表における市町、消防組合の掲載順は、原則として地方公共団体コード順による。

目 次

第1 消防体制の現況

1 消防組織	I - 1
2 消防の常備化	I - 5
3 消防の広域応援体制	I - 7
4 消防施設	I - 7
5 消防費	I -11

(消防体制の現況 統計資料)

第1-1表 消防力総括票	I -14
第1-2表 消防本部一覧	I -15
第1-3表 消防の現況	I -16
第1-4表 階級別消防吏員数	I -17
第1-5表 勤務体制別消防職員数	I -18
第1-6表 在職年数別消防吏員数	I -19
第1-7表 階級別消防団員数	I -20
第1-8表 在職年数別消防団員数	I -21
第1-9表 消防ポンプ自動車等現有数（消防本部・署所）	I -22
第1-10表 消防ポンプ自動車等現有数（消防団）	I -24
第1-11表 消防水利の現況	I -25
第1-12表 化学消火薬剤備蓄状況	I -27

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制	II - 1
2 救急業務の実施状況	II - 1
3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備	II - 8
4 ヘリコプター救急搬送	II - 9
5 高速自動車国道等における救急業務実施体制	II -11
6 救急医療体制	II -14
7 救助活動の実施体制	II -14
8 救助活動の実施状況	II -15

(救急体制・救助体制 統計資料)

第2-1表 救急業務の実施体制	II -18
第2-2表 救急隊及び救急隊員数	II -20
第2-3表 経営主体別医療機関数	II -21
第2-4表 事故種別救急出動件数	II -22
第2-5表 事故種別救急搬送人員	II -23
第2-6表 医療機関等に搬送された傷病者数	II -24

第2－7表	年齢区分別搬送人員	Ⅱ-25
第2－8表	現場到着所要時間別出動件数	Ⅱ-26
第2－9表	収容所要時間別搬送人員	Ⅱ-27
第2－10表	医師の現場出動件数	Ⅱ-28
第2－11表	事故種別不搬送件数	Ⅱ-29
第2－12表	救助隊数及び救助隊員数	Ⅱ-30
第2－13表	救助隊が搭乗する車両	Ⅱ-31
第2－14表	事故種別救助出動件数	Ⅱ-32
第2－15表	事故種別救助活動件数	Ⅱ-33
第2－16表	事故種別救助人員の状況	Ⅱ-34
第2－17表	火災時における救助活動の状況	Ⅱ-35
第2－18表	事故種別救助出動人員	Ⅱ-36
第2－19表	事故種別救助活動人員	Ⅱ-37
第2－20表	事故種別救助出動車両等台数	Ⅱ-38
第2－21表	事故種別救助活動車両等台数	Ⅱ-39
第2－22表	救助活動のための主な救助器具の保有状況	Ⅱ-40

第3 消防職団員の活動と処遇

1	活動状況	Ⅲ- 1
	(消防職団員の活動と処遇 統計資料)	
第3－1表	消防機関の出動回数(消防本部・署所)	Ⅲ- 3
第3－2表	消防機関の出動延人員(消防本部・署所)	Ⅲ- 4
第3－3表	消防機関の出動回数(消防団)	Ⅲ- 5
第3－4表	消防機関の出動延人員(消防団)	Ⅲ- 6
第3－5表	非常勤消防団員の報酬及び出動手当等	Ⅲ- 7

第4 防災対策

1	防災行政	Ⅳ- 1
2	情報通信体制	Ⅳ- 2
3	自主防災組織の状況	Ⅳ- 4
4	災害危険箇所等の状況	Ⅳ- 4
5	防災ヘリコプターの運航	Ⅳ- 5
6	防災拠点の整備	Ⅳ- 6
7	災害ボランティアの活用	Ⅳ- 8
	(防災対策 統計資料)	
第4－1表	防災会議の状況	Ⅳ- 9
第4－2表	地域防災計画の状況	Ⅳ-10
第4－3表	情報連絡体制、防災訓練の状況	Ⅳ-11
第4－4表	防災無線通信施設の状況	Ⅳ-12

第４－５表	自主防災組織の状況	IV-13
第４－６表	災害危険箇所等の状況	IV-14

第５ 予防行政の現況

１	火災予防思想の普及	V- 1
２	民間防火組織	V- 2
３	防火対象物	V- 3
４	消防設備士	V- 4
	(予防行政の現況 統計資料)	
第５－１表	女性防火クラブの現況	V- 5
第５－２表	少年消防クラブの現況	V- 7
第５－３表	幼年消防クラブの現況	V- 8
第５－４表	防火対象物数	V- 9
第５－５表	防火管理者の選任状況	V-11
第５－６表	消防用設備等の設置状況	V-12
第５－７表	消防設備士試験実施状況	V-13
第５－８表	消防設備士免状交付状況	V-13
第５－９表	消防設備士講習受講状況	V-13

第６ 危険物規制

１	危険物の規制	VI- 1
２	危険物施設	VI- 1
３	危険物事業所	VI- 3
４	立入検査	VI- 3
５	危険物施設等における事故	VI- 3
６	危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状	VI- 4
７	危険物取扱者保安講習	VI- 4
	(危険物規制 統計資料)	
第６－１表	危険物施設数（完成検査済証交付施設）	VI- 5
第６－２表	消防本部別危険物施設数（完成検査済証交付施設）	VI- 6
第６－３表	指定数量別・類別危険物施設数（完成検査済証交付施設）	VI- 7
第６－４表	容量・類別屋外タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）	VI- 8
第６－５表	危険物施設に対する立入検査状況並びに危険物施設及び無許可施設 に対する措置命令件数	VI- 8
第６－６表	形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その１	VI- 9
第６－７表	形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その２	VI- 9
第６－８表	容量別旧法タンクの新基準適合数（完成検査済証交付施設）	VI- 9
第６－９表	容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）	VI-10
第６－１０表	施設別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）	VI-10

第6－11表	容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）	VI-11
第6－12表	給油危険物別の給油取扱所数（完成検査済証交付施設）	VI-11
第6－13表	危険物事業所数	VI-11
第6－14表	製造所等の許可、完成検査及び廃止届等の数	VI-12
第6－15表	圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況	VI-12
第6－16表	危険物施設等の事故発生件数の推移（施設別）	VI-13
第6－17表	危険物施設等の事故発生件数の推移（事故種別）	VI-13
第6－18表	危険物取扱者試験実施状況	VI-14
第6－19表	危険物取扱者免状交付状況	VI-14
第6－20表	危険物取扱者保安講習受講状況	VI-14

第7 保安行政

1	火薬類・猟銃保安	VII- 2
2	高圧ガス保安	VII- 6

第8 教育訓練

1	広島県消防学校の沿革	VIII- 1
2	組織及び職員数	VIII- 1
3	施設の概要	VIII- 1
4	教育訓練の概要	VIII- 2
5	教育訓練の実施状況	VIII- 3

第9 火災概況

火災概況の見かた		IX- 1
1	火災概況	IX- 4
2	出火件数	IX- 4
3	出火原因	IX- 5
4	死者・負傷者	IX- 6
5	令和5年中の火災の特色	IX- 8
6	過年度特記火災事例	IX- 8
(火災概況 統計資料)		
第9－1表	火災総括表	IX-10
第9－2表	出火原因別火災件数の推移	IX-11
第9－3表	市町別火災発生状況	IX-12
第9－4表	火災件数・損害額の推移	IX-13
第9－5表	火災による死者・負傷者の推移	IX-14

第10 石油コンビナート等防災区域

1	位置図	X- 1
---	-----	------

2	県の防災対策	X- 1
3	事業所の防災対策	X- 2
4	広島県の特別防災区域の概要	X- 2
5	石油コンビナート等事故件数	X- 3
6	最近の事故の状況	X- 3

参考資料

広島県危機管理監の組織	資- 1
消防機関の名称及び所在地	資- 2

第 1 消防体制の現況

第 1 消防体制の現況

1 消防組織

(1) 消防機関と人員

令和6年4月1日現在における市町の消防機関と人員の現況は、第1表のとおりである。

第1表 市町の消防組織数の現況

区 分		令和5年 (4月1日)	令和6年 (4月1日)	対前年比	
				増減数	増減率
消防本部・署所	消防本部	13	13	0	0.0%
	消 防 署	39	39	0	0.0%
	出 張 所	77	77	0	0.0%
	消防職員	3,674	3,685	11	0.3%
	消防吏員	3,658	3,670	12	0.3%
消防団	消 防 団	30	30	0	0.0%
	分 団	533	531	▲2	▲0.4%
	消防団員	19,619	19,251	▲368	▲1.9%

近年の推移は、第2表及び第1図、第2図のとおりである。(ともに毎年4月1日時点)

消防吏員は、昨年度に比べ12名増加となった。

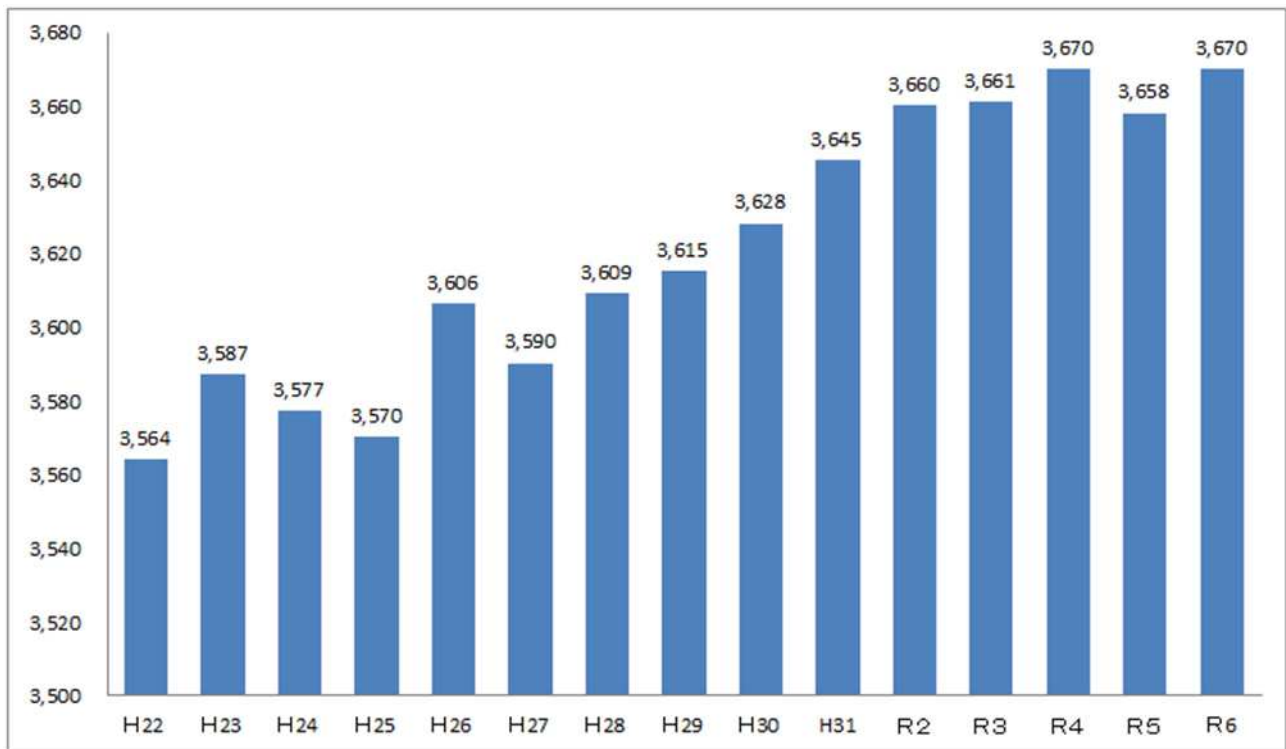
一方、消防団員は全国的な傾向と同じく、過去15年間で約14.5%の減少となっている。

第2表 市町の消防組織数の推移

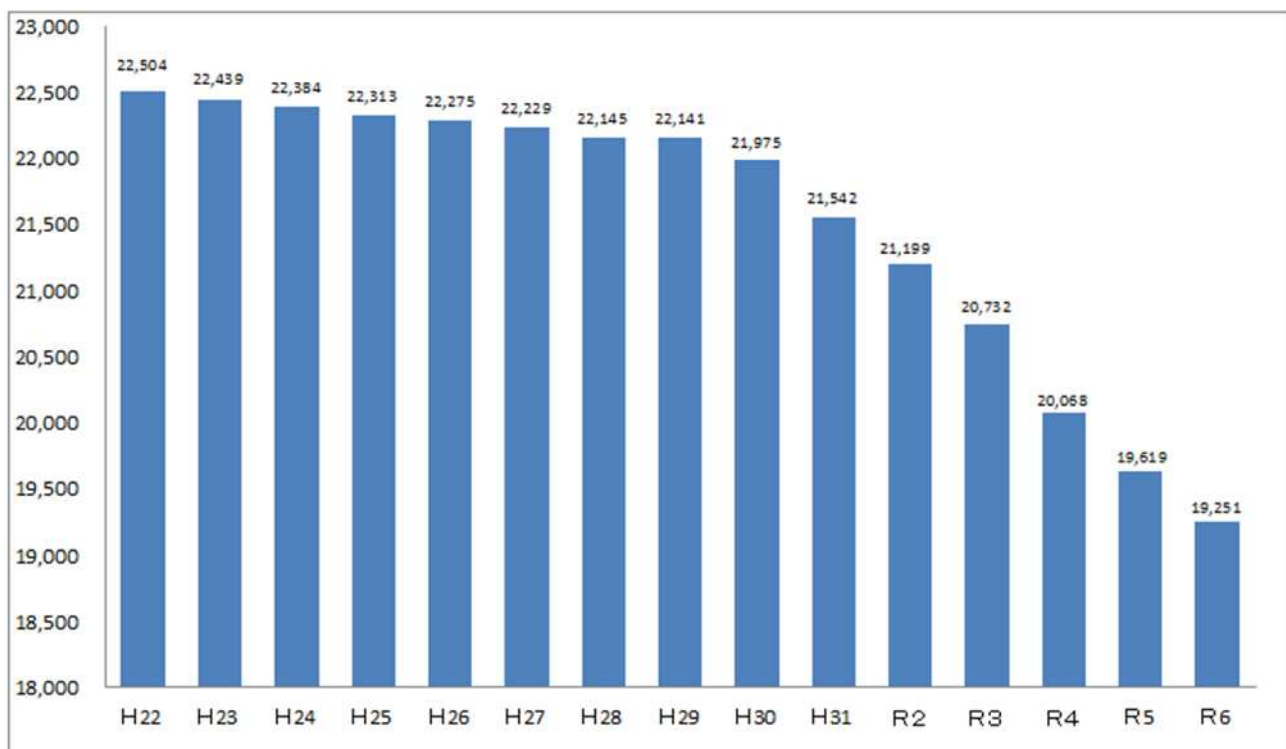
(毎年4月1日)

区 分	H10年	H15年	H20年	H25年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
消防本部	20	19	14	13	13	13	13	13	13
消 防 署	39	39	40	37	37	39	39	39	39
出 張 所	76	75	75	75	79	77	77	77	77
消 防 団	93	86	30	30	30	30	30	30	30
分 団	700	661	628	548	546	535	535	533	531

第1図 消防吏員数の推移 （毎年4月1日）



第2図 消防団員数の推移 （毎年4月1日）



(2) 消防本部・署

ア 市町の消防事務を統括する消防本部は、令和6年4月1日現在、県内に13本部あり、消防署は39署設置されている。13消防本部のうち、市町単独で消防本部を設置しているものが11あり、残りの2消防本部は地方自治法の規定に基づく地方公共団体の組合により設置している。

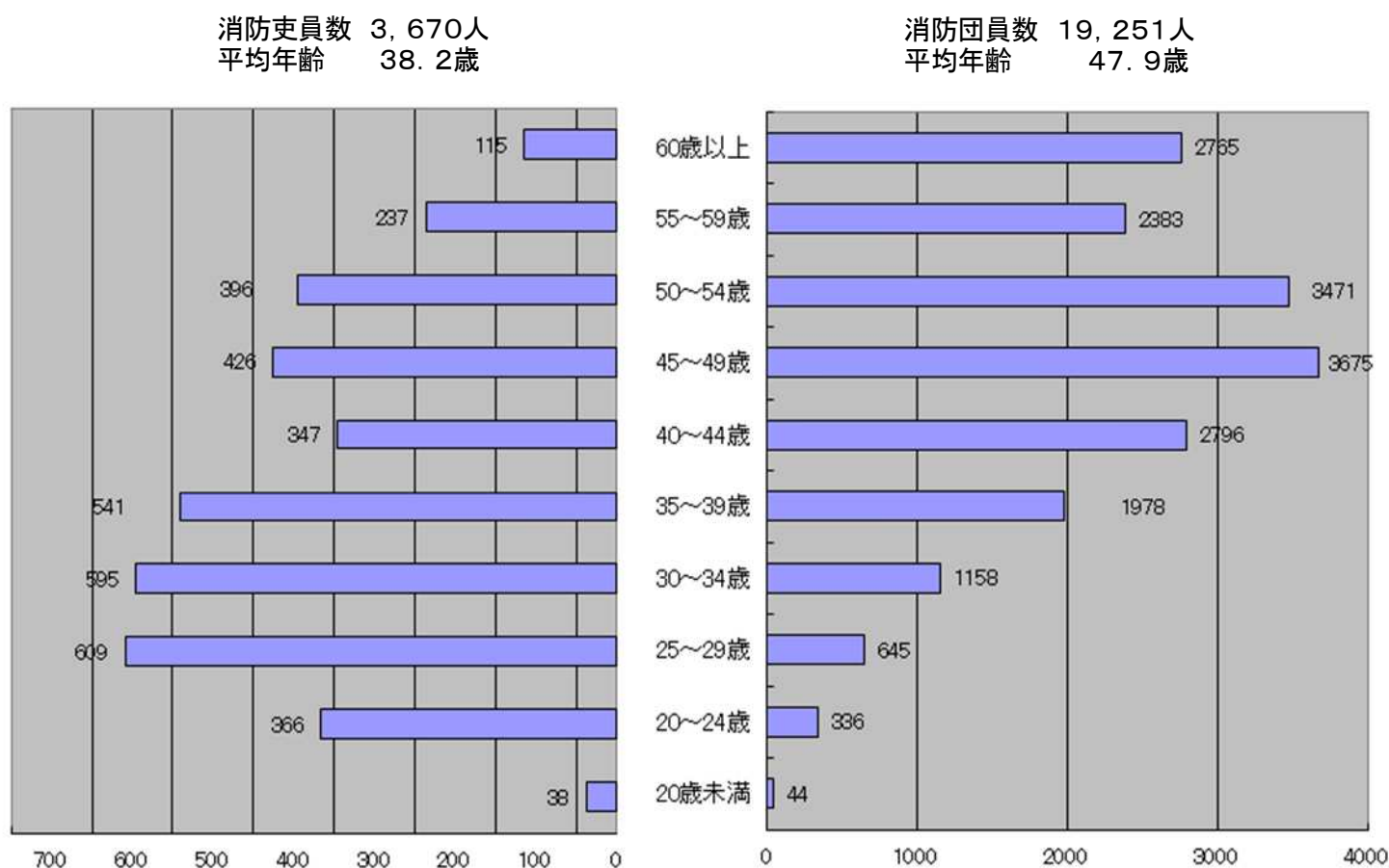
イ 消防吏員

消防職員のうち、階級を有し、制服を着用して消防活動等の消防事務に従事する消防吏員の数は、令和6年4月1日現在で3,670人となり、昨年に比べて12人の増加となった。

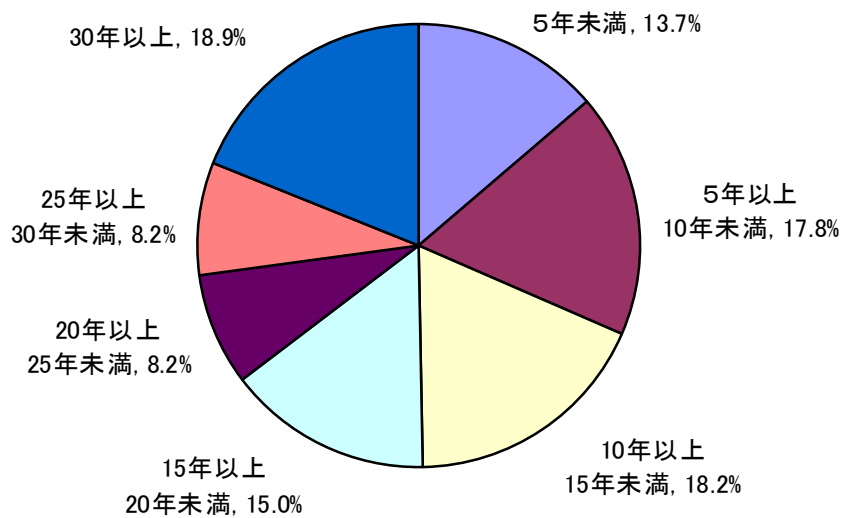
年齢構成は第3図のとおりである。50歳以上が全体の約2割となっており、あと数年は大量退職とそれに伴う大量採用が続く見込みである。また、在職年数別においても、25年以上の在職者が全体の約3割を占めている（第4図）。

なお、平均年齢は年々上昇が続いていたが、大量退職期を迎え新規採用者が増加していることから平成20年から低下傾向となっており、38.2歳となっている（第6図）。

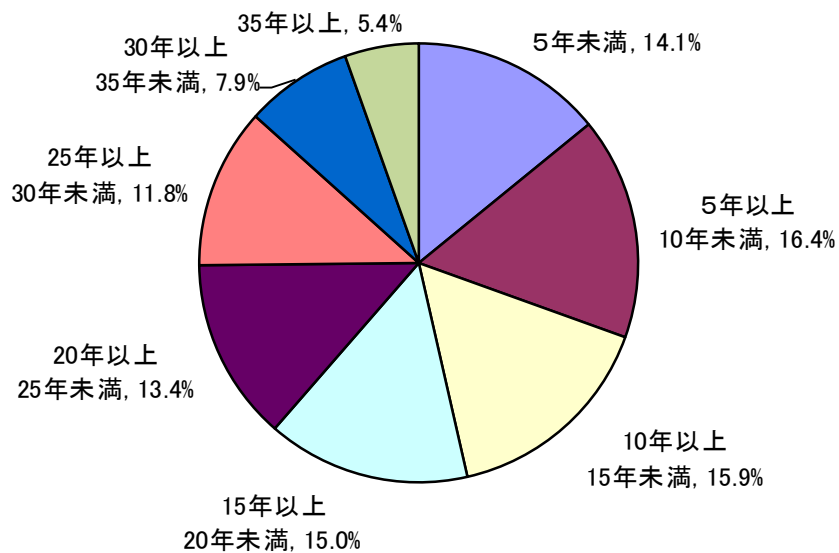
第3図 消防吏員・消防団員の年齢構成（令和6年4月1日現在）



第4図 消防吏員の在職年数別構成(令和6年4月1日現在)



第5図 消防団員の在職年数別構成(令和6年4月1日現在)



(3) 消防団

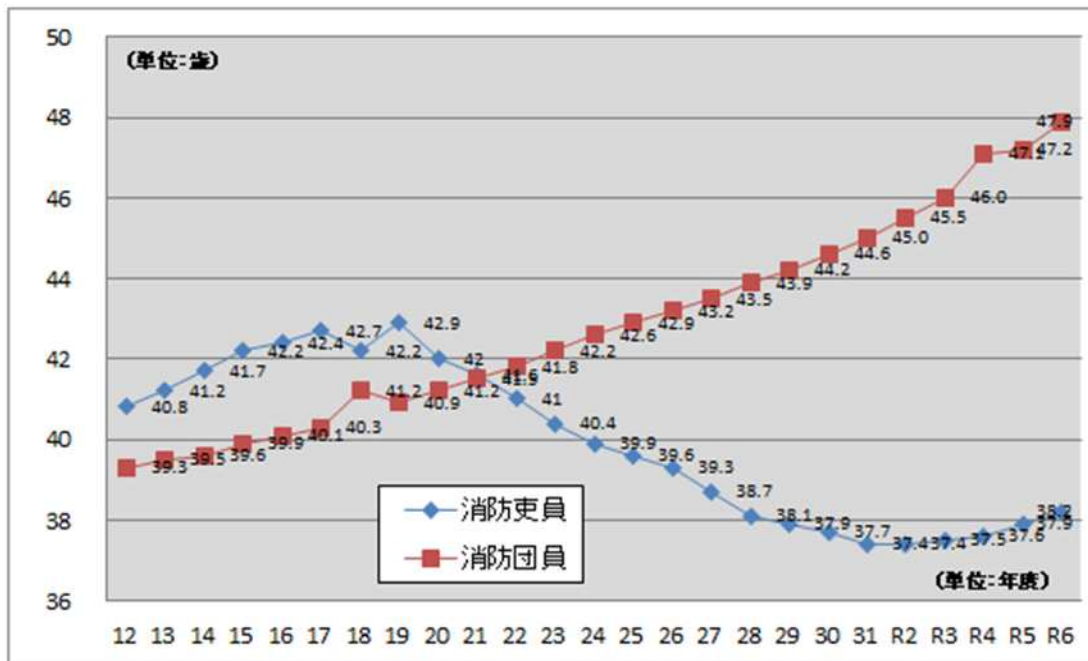
ア 県内の消防団は、令和6年4月1日現在で30消防団（531分団）が編成されており、広島市が各区に消防団を置く多団制をとっているが、他の市町では、1市町1団制をとっている。

イ 消防団員

県内の消防団員数は、第2図のとおり年々減少傾向にあり、令和6年4月1日現在においては、19,251人で前年より368人減少している。年齢構成別消防団員数は、第3図のとおりであり、在職年数別消防団員数は、第5図のとおりで在職10年未満の団員が全体の約3割を占めている。

また、平均年齢の推移は、第6図のとおりで、47.9歳となっており、上昇傾向にある。

第6図 消防吏員・消防団員の平均年齢の推移(各年度4月1日時点)



2 消防の常備化

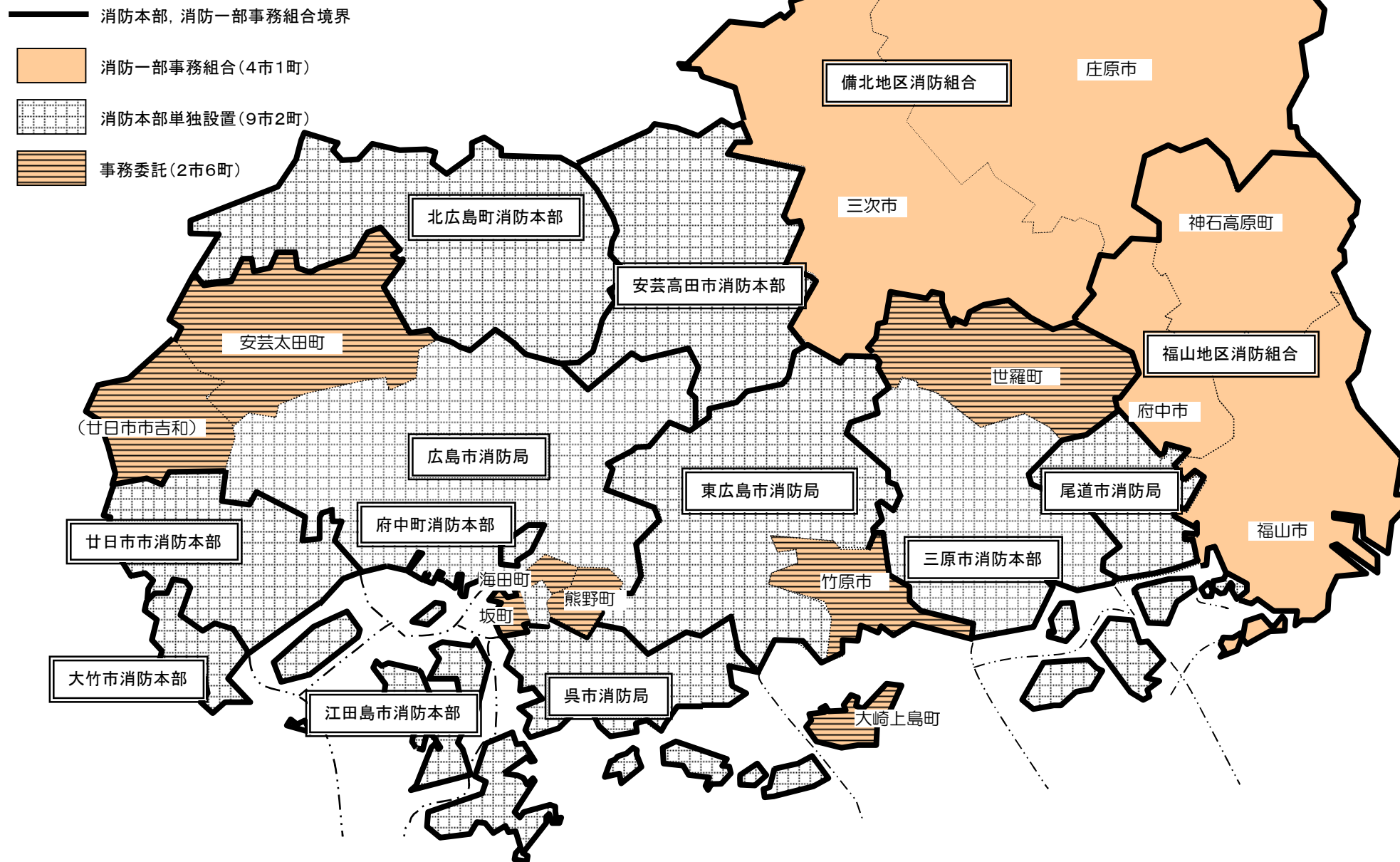
「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」の指定を受け、消防本部及び消防署を設置している市町（一部事務組合及び事務委託によるものを含む。）は、23市町であり、常備化率は市町数で100%に達している。令和6年4月1日現在の状況は第3表及び第7図のとおりである。

第3表 常備化の状況

区 分		市	町	計
市 町 数		14	9	23
内 訳	単 独	9	2	11
	一部事務組合	4	1	5
	事務委託	2	6	8

☆内訳の合計が市町数と相違しているのは、廿日市市が、単独で消防本部を設置しつつ、市内の一部地域(吉和地区)について事務委託を行っていることにより二重に計上されているためである。

第7図 消防現況図（令和6年4月1日現在）



3 消防の広域応援体制

消防においても市町が単独で処理するよりも効率的であるとして、共同組織等又は相互に応援する広域消防体制の整備が進められている。その方法として、地方自治法の規定に基づく一部事務組合又は事務委託によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定によるものがある。

令和6年4月1日現在における県内市町による一部事務組合数、事務委託数は、第3表のとおりである。一方、消防相互応援協定については、昭和62年10月1日、大規模災害に備え、今までの応援協定を廃止（県外団体との協定を除く。）し、県内どの団体からも応援可能な広域消防相互応援協定として「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日改正）が締結された。この協定の特徴は次のとおりである。

- (1) 県内の市町及び消防組合が一本化した協定書により締結する。
- (2) 協定の実施区域は、県内全域とする。
- (3) 対象とする災害は、協定市町等の応援を必要とするすべての災害とする。
- (4) 応援要請がない場合であっても、必要があると認めた場合は、応援することができる。
- (5) 応援に要する経費は、現地調達物資を除き、原則として応援側が負担する。

また、高速道路における消防の特殊性から、県内のインターチェンジ所在団体により、平成5年10月26日付けで「広島県内高速道路消防相互応援協定」が締結されている。

広島市が平成2年5月16日から運航させている消防ヘリコプターについては、県内全市町村が平成2年3月7日付けで「広島県内航空消防応援協定」を締結している。また、広島県が平成8年7月11日から運行させている防災ヘリコプターについては、広島県、県内全市町村及び県内全消防組合が「広島県防災ヘリコプター応援協定」を締結している。

4 消防施設

市町の消防施設は、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を基準として、計画的に整備が進められている。

(1) 消防機械

消防機関における消防機械の保有数の推移は、第4表のとおりである。消防団においては、小型動力ポンプ等の整備により機動力の確保が図られている。

(2) 消防水利

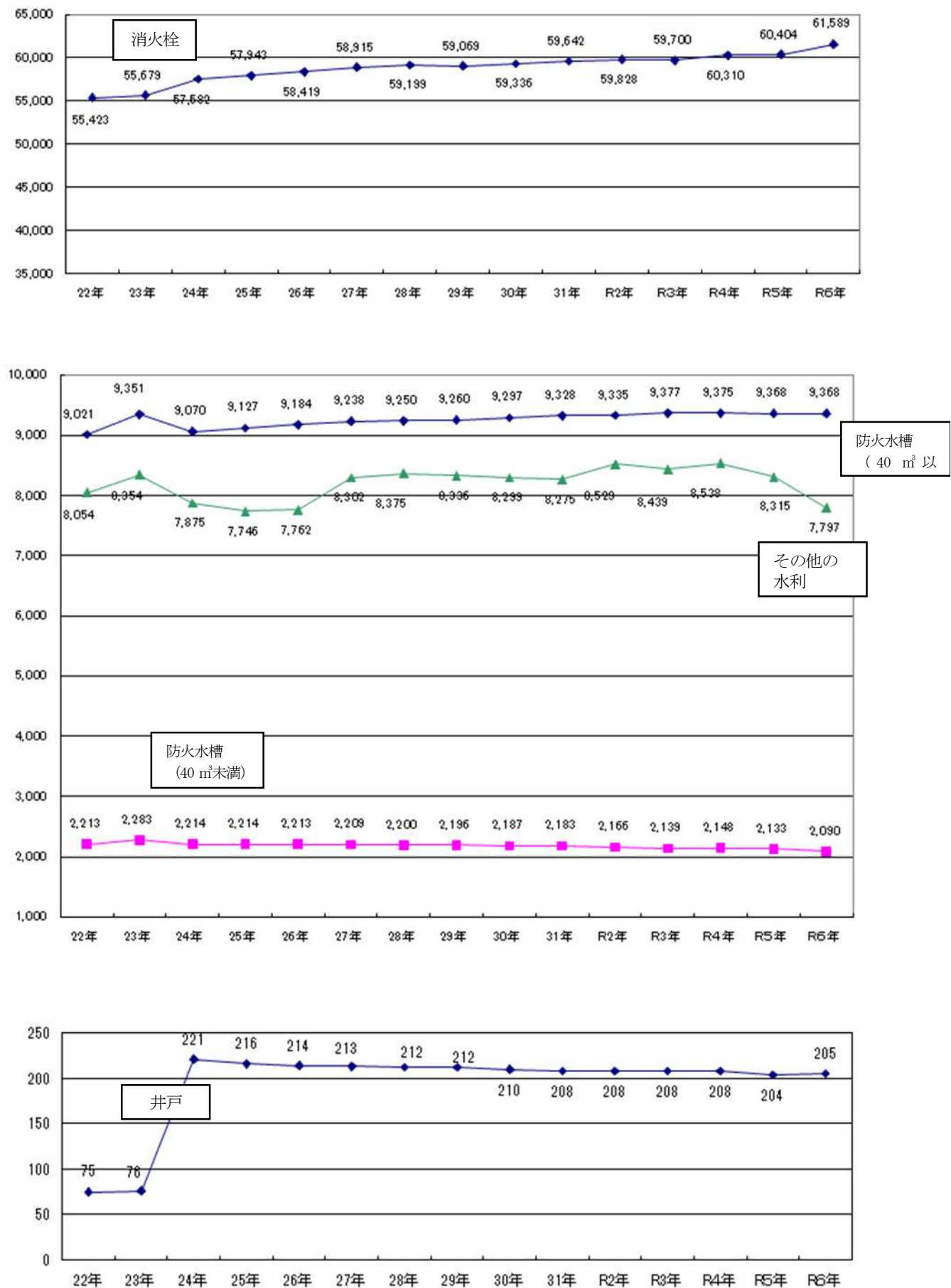
消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械と共に不可欠なものである。消防水利には、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と、河川、池、湖、沼、海等の自然水利があり、人工水利と自然水利の適正な組合せを考慮することが必要である。その保有数の推移は、第8図のとおりである。

第4表 消防機械の保有数の推移

(毎年4月1日)

区 分		27年	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
消防本部・署所	消防ポンプ自動車	131	135	137	142	140	145	145	146	146	145
	水槽付消防ポンプ自動車	77	79	71	65	64	65	65	65	67	67
	救助工作車	31	31	31	30	30	29	29	29	29	29
	小型動力ポンプ	95	90	90	89	82	84	83	81	77	81
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	32	31	30	30	30	31	31	28	26	27
	はしご付消防ポンプ自動車(屈折含む)	34	29	29	29	29	29	29	29	27	26
	化学消防自動車	21	20	19	18	18	18	18	18	18	18
	救急自動車	162	162	163	164	164	169	170	170	170	170
	消防艇	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他の消防自動車	217	212	182	181	171	182	182	184	191	197
消防団	消防ポンプ自動車	188	184	181	180	176	175	172	172	172	172
	水槽付消防ポンプ自動車	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	小型動力ポンプ	1,726	1,726	1,699	1,692	1,679	1,637	1,460	1,446	1,446	1,445
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	1,230	1,231	1,232	1,229	1,230	1,227	1,225	1,219	1,219	1,219
	その他の消防自動車	49	49	43	46	56	46	52	56	63	62
合 計	消防ポンプ自動車	319	319	318	322	316	320	317	318	318	317
	水槽付消防ポンプ自動車	78	80	73	67	66	67	67	67	69	69
	救助工作車	31	31	31	30	30	29	29	29	29	29
	小型動力ポンプ	1,821	1,816	1,789	1,781	1,761	1,721	1,543	1,527	1,523	1,526
	小型動力ポンプ付積載車(うち数)	1,262	1,262	1,262	1,259	1,260	1,258	1,256	1,247	1,245	1,246
	はしご付消防ポンプ自動車(屈折含む)	34	29	29	29	29	29	29	29	29	26
	化学消防自動車	21	20	19	18	18	18	18	18	18	18
	救急自動車	162	162	163	164	164	169	170	170	170	170
	消防艇	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他の消防自動車	267	261	225	228	227	228	234	240	254	259

第8図 消防水利(人工水利)の保有数の推移



(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。

消防通信施設には、火災報知専用電話（119 番）、火災報知機、消防電話、消防無線電話等があり、4 月 1 日現在の状況は、第 5 表のとおりである。

第5表 消防通信施設等の状況

(毎年4月1日)

区 分		29年	30年	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
消防救急業務用無線局	基地局及び固定局	119	119	126	126	122	125	125	125
	移動局	2, 375	2, 389	2,922	2,947	2,913	2,908	2,915	2,607
消防機関にある電話 (回線)	火災報知専用電話 (119)	195	194	186	183	191	181	187	191
	消防電話 (消防機関相互専用)	45	55	55	67	67	67	67	83
	一般加入電話	706	775	783	793	791	799	882	828
救急指令装置		4	5	4	6	6	6	6	6

(4) 化学消火薬剤

近年、産業経済の発展と生活様式の多様化に伴い、各種の危険物施設及び危険物品が増加しており、これらの危険物火災に対処するため化学消火薬剤の備蓄が図られている。4 月 1 日現在の市町の備蓄状況は、第 6 表のとおりである。

第6表 化学消火剤の備蓄状況

(毎年4月1日)単位:k1

区 分	たん白系	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体 用泡消火剤
3 0 年	45.34	23.72	6.42	12.38
3 1 年	40.50	21.99	5.87	9.71
R2 年	28.54	22.79	14.77	9.87
R3 年	28.34	24.36	14.50	7.81
R4 年	27.04	23.89	14.97	6.00
R5 年	26.22	22.63	14.93	6.00
R6 年	28.56	22.35	15.24	6.30

5 消防費

(1) 消防費の決算状況

令和5年度の市町の消防費歳出決算額は450億5,670万円であり、普通会計歳出決算額に占める割合は2.8%となっている。これを前年度と比較すると、消防費歳出決算額は、11億7812万円(2.7%)増加している。

一部事務組合を含めると、消防費歳出決算額は521億5,496万円となっており、前年度に比べ11億3,193万円(2.2%)増加している。また、1世帯当たりの消防費は41,447円、県民1人当たりでは18,962円となっている。前年度と比較すると、1世帯当たりでは3,218円の増加、1人当たりでは546円の増加となっている。1人当たりの消防費が最も低い市町は、府中町で10,964円、ついで広島市(12,435円)、福山市(12,502円)の順となっており、最も高い市町は北広島町(55,462円)で府中町の約5倍となっている。

消防費決算額の対前年度比較は、第7表のとおりである。

第7表 消防費の決算状況

区 分	単位	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	(B)-(A)
普通会計歳出決算額 (1)	千円	1,581,046,061	1,615,707,364	34,661,303
消防費決算額歳出決算額 (市町分)	千円	43,878,586	45,056,701	1,178,115
消防費決算額歳出決算額 (一部事務組合含む) (2)	千円	51,023,023	52,154,957	1,131,934
消防費決算額の財源内訳のうち 一般財源等	千円	43,307,202	43,703,501	396,299
1世帯当たりの消防費 $\frac{(2)}{\text{世帯数}}$	円	38,229	41,447	3,218
県民1人当たり消防費 $\frac{(2)}{\text{人口}}$	円	18,416	18,962	546
(2) / (1)	%	3.2	3.2	0.0%

* (2)の消防費決算額歳出決算額(一部事務組合含む)には、各市町から各消防組合への補助金及び負担金も含まれている。

(2) 経費の性質別内訳

消防費歳出決算額の性質別内訳は、人件費が304億7,501万円と最も多く、消防費の約60%を占めている。その他には、普通建設事業費(51億1,348万円)、物件費(45億2,732万円)などがある。前年度と比較すると、人件費は約1.6%の増加、普通建設事業費は約4.0%の増加となっている。消防費の性質別歳出決算額の対前年度比較は、第8表のとおりである。

第8表 消防費の性質別歳出決算状況

(単位：千円%)

区 分	令和4年度	令和5年度	対前年度比較	
	金 額 (A)	金 額 (B)	増 減 B－A (C)	増減率 C/A×100
人 件 費	30,000,936	30,475,011	474,075	1.6%
物 件 費	4,300,191	4,527,316	227,125	5.3%
普通建設事業費	4,918,041	5,113,481	195,440	4.0%
補助事業費	268,261	576,196	307,935	114.8%
単独事業費	4,548,734	4,425,629	▲123,105	▲2.7%
その他	101,046	111,656	10,610	10.5%
補 助 費 等	11,366,047	11,574,118	208,071	1.8%
そ の 他	437,808	465,031	27,223	6.2%
計	51,023,023	52,154,957	1,131,934	2.2%

(3) 消防費の財源

ア 財源構成

消防費の財源としては、一般財源と特定財源とがある。一般財源は、地方税、地方交付税及び地方譲与税等などで437億0,350万円、特定財源は、国庫支出金、地方債、県支出金で48億1,207万円、その他の財源は、36億3,939万円である。また、地方交付税における消防費の基準財政需要額は357億6,636万円となり、前年に比べて2億4,486万円(0.7%)増加した。消防費決算額の財源内訳は、第9表のとおりである。

第9表 消防費決算額の財源内訳

(単位：千円%)

区 分	令和4年度	令和5年度	対前年度比較	
	金 額 (A)	金 額 (B)	増 減 B－A (C)	増減率 C/A×100
一般財源等	43,307,202	43,703,501	396,299	0.9%
特定財源等	4,307,324	4,812,069	504,745	11.7%
国庫支出金	186,895	275,750	88,855	47.5%
県支出金	91,672	520,205	428,533	467.5%
地方債	4,028,757	4,016,114	▲12,643	▲0.3%
その他財源	3,408,497	3,639,387	230,890	6.8%
計	51,023,023	52,154,957	1,131,934	2.2%

イ 補助金

消防防災施設等整備に対する補助金の推移は第 10 表のとおりである。

第 10 表 消防防災施設等整備費補助事業（国庫）の推移

(単位：千円)

区分	ポンプ車	小型ポンプ付 積載車	耐震性貯水槽 (40m ³ 級)	その他	計
21 年度	6,832	—	106,567	91,408	204,807
22 年度	—	—	77,156	171,782	248,938
23 年度	7,197	—	28,062	463,716	498,975
24 年度	—	—	51,202	863,287	914,489
25 年度	20,360	—	72,200	127,846	220,406
26 年度	10,261	—	58,717	143,389	212,367
27 年度	28,414	—	5,386	70,158	103,958
28 年度	90,918	—	43,088	145,807	279,813
29 年度	20,719	—	37,702	14,549	72,970
30 年度	22,579	—	49,395	29,098	101,072
R 元年度	57,197	—	21,944	80,505	159,646
R2 年度	61,951	—	19,201	6,881	88,033
R3 年度	125,633	—	21,944	27,210	174,797
R4 年度	60,400	—	27,430	92,247	180,077
R5 年度	10,163	—	16,458	91,025	117,646

第1-1表 消防力総括票

区 分			単位	令和5年 4月1日現在 (A)	令和6年 4月1日現在 (B)	(B) - (A)
1 消防職員・ 消防団 数	(1) 消防本部・ 署・ 所	消防本部数	本部	13	13	0
		消防署数	署	39	39	0
		出張所数	所	77	77	0
		消防職員数(実員)	人	3,674	3,685	11
		消防職員数(条例定員)	〃	3,680	3,691	11
		消防吏員数(実員)	〃	3,658	3,670	12
		その他の職員数(実員)	〃	16	15	△ 1
	(2) 消防団	消防団数	団	30	30	0
		分団数	分団	533	531	△ 2
		消防団員数(条例定数)	人	22,404	22,104	△ 300
		〃(実員)	〃	19,619	19,251	△ 368
2 消防費 決算額	消防費決算額(ア)		千円	51,023,023	52,154,957	1,131,934
	普通会計歳出決算額(イ)		〃	1,581,046,061	1,615,707,364	34,661,303
	(ア) / (イ) × 100		%	3.2	3.2	0.0
3 消防機 械	(1) 消防本部・ 署	消防ポンプ自動車	台	146	145	△ 1
		水槽付消防ポンプ自動車	〃	67	67	0
		小型動力ポンプ	〃	77	81	4
		はしご付消防自動車(屈折はしご付含む)	〃	27	26	△ 1
		救助工作車	〃	29	29	0
		化学消防車	〃	18	18	0
		救急自動車	〃	170	170	0
		消防艇	隻	3	3	0
		小型動力ポンプ付積載車	台	26	27	1
		その他の消防自動車等	〃	190	196	6
		ヘリコプター	機	1	1	0
	(2) 消防団	消防ポンプ自動車	台	172	172	0
		水槽付消防ポンプ自動車	〃	2	2	0
		小型動力ポンプ	〃	1,446	1,445	△ 1
		小型動力ポンプ付積載車	〃	1,219	1,219	0
		その他の消防自動車等	〃	63	62	△ 1
4 消防水 利	消火栓		基	60,404	61,589	1185
	防火水槽	40立方メートル以上	〃	9,368	9,368	0
		20～40立方メートル未満	〃	2,133	2,090	△ 43
		井戸	個	204	205	1
	その他		箇所	8,315	7,797	△ 518
5 火災通 信施 設	消防用無線局	基地局及び固定局	局	125	125	0
		移動局	〃	2,915	2,907	△ 8
	火災報知器	受信機	基	0	0	0
		発信機	〃	0	0	0
	消防機関に あるもの	火災報知専用電話	回線	187	191	4
		消防電話	〃	67	83	16
		加入電話	〃	822	828	6

消防費決算額の欄は、(A)欄:令和元年度決算状況、(B)欄:令和5年度決算状況をそれぞれ示す。

第1－2表 消防本部一覧

区 分	消防本部 設置年月日	管内面積(k㎡)	管内人口(人)	組合構成市町又は委託町
広島市消防局	昭和23. 3. 7	1,457.34	1,251,960	海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 廿日市市吉和地区
呉市消防局	昭和23. 3. 7	352.83	205,349	
三原市消防本部	昭和23. 3. 7	749.65	102,969	世羅町
尾道市消防局	平成18. 1. 10	284.88	128,324	
大竹市消防本部	昭和25. 3. 25	78.66	25,733	
東広島市消防局	平成17. 2. 7	796.50	220,488	竹原市, 大崎上島町
廿日市市消防本部	昭和32. 4. 1	343.97	115,423	(吉和地区を除く)
安芸高田市消防本部	平成16. 3. 1	537.71	26,603	
江田島市消防本部	昭和48. 4. 1	100.65	20,996	
府中町消防本部	昭和42. 4. 1	10.41	52,642	
北広島町消防本部	平成17. 2. 1	646.20	17,164	
備北地区消防組合 消防本部	昭和45. 10. 1	2,024.67	80,773	三次市, 庄原市
福山地区消防組合 消防局	平成2. 4. 1	1,095.45	502,073	福山市, 府中市, 神石高原町

※ 面積は, 国土地理院調査R5.10.1現在。人口は, 住民基本台帳R6.1.1現在。

第1-3表 消防の現況

区 分 団 体 名	消防本部・署所			消 防 団			面 積 (km ²)	人 口	世帯数	普 通 会 計 歳 出 決 算 額 (R5年度) (A) (千円)	消 防 費 (R5年度) (B) (千円)	消防費に係る 基準財政需要額 (R5年度) (C) (千円)	一般財源等 (R5年度) (D) (千円)	B/A (%)	C/B (%)	D/B (%)
	消 防 署 数	出 張 所 数	職 員 数	消 防 団 数	分 団 数	団 員 数										
広島市	8	32	1,358	8	84	2,409	906.69	1,178,773	580,875	710,147,785	14,657,425	13,204,454	12,000,051	2.1	90.1	81.9
呉市	2	12	382	1	34	1,616	352.83	205,349	105,651	112,300,779	3,654,423	2,656,052	3,364,092	3.3	72.7	92.1
竹原市	—	—	—	1	6	350	118.23	23,064	11,961	14,335,968	541,225	399,110	499,786	3.8	73.7	92.3
三原市	3	3	172	1	31	1,164	471.51	88,128	43,315	54,241,529	2,162,980	1,304,907	1,353,573	4.0	60.3	62.6
尾道市	3	4	202	1	45	1,415	284.88	128,324	64,275	65,523,362	2,704,566	1,757,412	2,211,890	4.1	65.0	81.8
福山市	—	—	—	1	60	2,520	517.72	458,192	215,668	222,295,714	5,728,141	5,095,486	5,515,013	2.6	89.0	96.3
府中市	—	—	—	1	13	635	195.75	35,847	16,954	22,652,618	742,357	601,031	669,814	3.3	81.0	90.2
三次市	—	—	—	1	39	1,377	778.18	48,768	23,178	40,990,555	1,560,131	960,039	1,240,871	3.8	61.5	79.5
庄原市	—	—	—	1	24	1,443	1,246.49	32,005	14,972	34,370,671	1,169,848	778,337	975,575	3.4	66.5	83.4
大竹市	1	—	48	1	12	278	78.66	25,733	12,808	17,396,171	566,387	471,691	444,075	3.3	83.3	78.4
東広島市	3	7	299	1	37	1,373	635.16	190,516	9,128	104,379,466	3,653,919	2,385,563	2,403,536	3.5	65.3	65.8
廿日市市	4	1	186	1	24	564	489.49	115,998	53,507	60,728,906	2,242,718	1,572,067	1,868,077	3.7	70.1	83.3
安芸高田市	1	—	57	1	37	704	537.71	26,603	13,310	21,371,425	1,002,617	662,372	593,224	4.7	66.1	59.2
江田島市	1	1	66	1	15	448	100.65	20,996	11,895	15,882,960	615,072	539,806	587,129	3.9	87.8	95.5
府中町	1	—	59	1	3	70	10.41	52,642	23,931	18,780,049	576,239	708,516	551,892	3.1	123.0	95.8
海田町	—	—	—	1	3	88	13.79	30,840	14,188	14,799,654	457,166	478,535	368,419	3.1	104.7	80.6
熊野町	—	—	—	1	10	153	33.76	23,542	10,805	10,473,748	313,955	368,172	286,746	3.0	117.3	91.3
坂町	—	—	—	1	8	185	15.69	12,680	5,791	8,376,465	227,361	267,972	181,941	2.7	117.9	80.0
安芸太田町	—	—	—	1	11	352	341.89	5,550	3,051	8,523,765	285,708	218,532	231,032	3.4	76.5	80.9
北広島町	1	3	59	1	14	628	646.20	17,164	8,341	16,233,700	951,953	461,970	605,366	5.9	48.5	63.6
大崎上島町	—	—	—	1	9	305	43.11	6,908	4,179	8,222,612	375,580	213,394	280,524	4.6	56.8	74.7
世羅町	—	—	—	1	5	569	278.14	14,841	6,778	12,301,378	475,756	382,835	430,325	3.9	80.5	90.5
神石高原町	—	—	—	1	7	605	381.98	8,034	3,787	12,943,526	391,174	278,110	387,765	3.0	71.1	99.1
備北地区消防組合	3	7	215	—	—	—	—	—	—	1,887,799	1,371,950	—	1,369,620	72.7	—	99.8
福山地区消防組合	8	7	582	—	—	—	—	—	—	6,546,759	5,726,306	—	5,283,165	87.5	—	92.3
市町計	28	63	2,888	30	531	19,251	8,478.92	2,750,497	1,258,348	1,607,272,806	45,056,701	35,766,363	37,050,716	2.8	79.4	82.2
組合計	11	14	797	—	—	—	—	—	—	8,434,558	7,098,256	—	6,652,785	84.2	—	93.7
県計	39	77	3,685	30	531	19,251	8,478.92	2,750,497	1,258,348	1,615,707,364	52,154,957	35,766,363	43,703,501	3.2	68.6	83.8

※ 令和6年度消防防災・震災対策現況調査より。

(消防本部の職員数及び消防団の団員数はR6.4.1現在。人口及び世帯数は、住民基本台帳R6.1.1現在。面積は、国土地理院調査R5.10.1現在。)

(普通会計歳出決算額、消防費、消防費に係る基準財政需要額及び一般財源等は、令和元年度地方財政状況調査より)

第1－4表 階級別消防吏員数

(令和6年4月1日現在 単位:人)

区 分 消防本部名	小 計		消防 総監	消防 司監	消防 正監	消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防 士	平均 年齢
		うち 女性											
県 計	3,670	123	—	1	12	30	121	504	869	1,228	165	740	38.2
うち女性	123	123	—	—	—	—	3	17	16	35	5	47	
広島市	1,358	64	—	1	7	5	54	275	344	383	4	285	36.4
呉市	377	10	—	—	1	5	18	41	71	136	11	94	39.3
三原市	172	2	—	—	—	1	4	3	36	75	17	36	40.0
尾道市	201	8	—	—	1	2	5	30	67	61	9	26	40.9
大竹市	47	—	—	—	—	—	1	6	25	3	6	6	39.9
東広島市	295	8	—	—	1	6	16	23	78	98	14	59	38.7
廿日市市	185	8	—	—	—	1	3	14	32	79	16	40	41.9
安芸高田市	57	3	—	—	—	—	1	4	15	21	3	13	35.1
江田島市	66	3	—	—	—	—	1	11	18	14	6	16	38.0
府中町	59	2	—	—	—	—	1	5	20	21	4	8	41.5
北広島町	58	—	—	—	—	—	1	6	10	20	2	19	33.5
備北地区 消防組合	214	3	—	—	1	1	5	21	42	77	28	39	36.6
福山地区 消防組合	581	12	—	—	1	9	11	65	111	240	45	99	39.3

第 1－5 表 勤務体制別消防職員数

(令和6年4月1日現在 単位:人)

区 分 消防本部名	消 防 職 員 の 内 訳										
	計	消 防 吏 員 数								その他の 職員	
		毎日 勤務者	うち 女性	2 部 制	うち 女性	3 部 制	うち 女性	派 遣 等	うち 女性		
県 計	3,685	669	62	2,843	51	54	4	104	6	15	5
広島市	1,358	262	38	1,009	19	36	3	51	4	—	—
呉市	382	54	4	319	6	—	—	4	—	5	1
三原市	172	26	—	138	2	—	—	8	—	—	—
尾道市	202	25	3	171	5	—	—	5	—	1	1
大竹市	48	10	—	34	—	—	—	3	—	1	—
東広島市	299	46	4	222	3	18	1	9	—	4	2
廿日市市	186	32	3	150	5	—	—	3	—	1	—
安芸高田市	57	16	2	40	1	—	—	1	—	—	—
江田島市	66	15	1	45	2	—	—	6	—	—	—
府中町	59	14	1	43	1	—	—	2	—	—	—
北広島町	59	12	—	46	—	—	—	—	—	1	—
備北地区消防組合	215	38	—	175	3	—	—	1	—	1	—
福山地区消防組合	582	119	6	451	4	—	—	11	2	1	1

第1－6表 在職年数別消防吏員数

(令和6年4月1日現在 単位:人)

消防本部名 区 分	計	5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上
県 計	3,670	504	653	667	549	301	302	694
広島市	1,358	193	279	291	211	90	70	224
呉市	377	61	73	56	52	35	40	60
三原市	172	27	31	17	30	7	11	49
尾道市	201	25	17	21	50	23	5	60
大竹市	47	6	2	7	12	8	6	6
東広島市	295	45	41	44	44	32	21	68
廿日市市	185	19	26	27	16	17	27	53
安芸高田市	57	12	13	9	6	2	9	6
江田島市	66	11	12	12	3	5	3	20
府中町	59	1	9	13	9	7	3	17
北広島町	58	18	18	4	3	3	0	12
備北地区消防組合	214	32	48	36	27	14	19	38
福山地区消防組合	581	54	84	130	86	58	88	81

第1－7表 階級別消防団員数

(令和6年4月1日現在 単位:人)

区 分 団 体 名	小 計	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	平 均 年 齢	条 例 定 数
県 計	19,251	30	167	711	839	1,658	2,673	13,173	47.9	22,104
広島市	2,409	8	17	93	184	288	390	1,429	49.4	2,753
呉市	1,616	1	14	38	55	273	418	817	50.4	1,900
竹原市	350	1	2	6	8	14	54	265	50.6	395
三原市	1,164	1	11	36	31	69	114	902	49.1	1,250
尾道市	1,415	1	13	53	56	184	278	830	46.8	1,716
福山市	2,520	1	8	68	120	170	170	1,983	43.3	2,864
府中市	635	1	4	21	26	49	104	430	47.1	720
三次市	1,377	1	10	49	79	117	—	1,121	50.8	1,420
庄原市	1,443	1	24	34	47	105	182	1,050	50.4	1,765
大竹市	278	1	3	14	14	26	56	164	47.1	330
東広島市	1,373	1	15	68	46	100	176	967	49.8	1,637
廿日市市	564	1	5	34	24	39	82	379	48.1	732
安芸高田市	704	1	8	55	36	37	90	477	47.4	770
江田島市	448	1	8	15	19	52	93	260	49.9	500
府中町	70	1	2	3	3	6	28	27	46.4	75
海田町	88	1	1	3	3	16	12	52	50.5	125
熊野町	153	1	2	10	10	3	20	107	44.8	157
坂町	185	1	2	8	8	16	50	100	44.2	220
安芸太田町	352	1	4	16	13	30	50	238	48.8	400
北広島町	628	1	4	38	14	—	69	502	46.6	720
大崎上島町	305	1	3	11	9	19	23	239	44.9	360
世羅町	569	1	3	18	6	19	116	406	45.3	650
神石高原町	605	1	4	20	28	26	98	428	44.8	645

第1－8表 在職年数別消防団員数

(令和6年4月1日現在 単位:人)

区 分 団 体 名	計	5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 15 年 未 満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上 35 年 未 満	35 年 以 上
県 計	19,251	2,719	3,152	3,070	2,880	2,585	2,272	1,527	1,046
広島市	2,409	393	390	366	370	292	230	208	160
呉市	1,616	194	258	269	226	201	189	135	144
竹原市	350	51	51	29	59	51	45	31	33
三原市	1,164	117	169	192	165	160	158	100	103
尾道市	1,415	203	252	246	190	190	193	78	63
福山市	2,520	417	463	464	430	310	256	135	45
府中市	635	35	91	97	101	114	97	100	0
三次市	1,377	232	212	189	201	163	169	132	79
庄原市	1,443	126	230	220	226	244	205	128	64
大竹市	278	42	49	53	35	42	23	18	16
東広島市	1,373	284	184	198	210	175	144	116	62
廿日市市	564	108	90	75	79	67	48	33	64
安芸高田市	704	74	118	126	110	120	85	46	25
江田島市	448	67	91	75	50	43	41	33	48
府中町	70	21	14	5	9	9	4	3	5
海田町	88	14	15	13	16	12	11	7	0
熊野町	153	40	30	30	15	21	7	4	6
坂町	185	39	49	30	26	15	11	12	3
安芸太田町	352	53	40	47	40	47	38	39	48
北広島町	628	46	85	110	110	80	115	51	31
大崎上島町	305	45	53	63	26	47	32	39	0
世羅町	569	56	104	96	99	96	68	31	19
神石高原町	605	62	114	77	87	86	103	48	28

第1－9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)(その1)

(令和6年4月1日現在 単位:台)

区 分 消防本部名	普通消 防ポン プ自動 車	水槽付 消防ポン プ自動 車	はしご付消防ポンプ自動車 (ポンプ付でない車両を含む)				屈折はし ごポン プ付消 防ポン プ自動 車(含む)	大型 高所 放水 車	泡 原 液 搬 送 車	化学消防 自動車		救 急 自 動 車	指 揮 車	消 防 艇	救 助 工 作 車	林 野 火 災 工 作 車	電 源 ・ 照 明 車	小型動力ポンプ	
	B ・ 1 以上	B ・ 1 以上	18 m 以下	24 m	30 m	38 m 以上				泡 消 火 型	粉 末 消 火 型							付小 積型 載動 力ポン プ	車 両に ない もの 積載 して
県計	145	67	2	2	17	3	2	1	2	18	0	170	40	3	29	0	0	27	54
広島市	32	40	0	2	9	1	0	0	0	3	0	50	11	1	8	0	0	2	44
呉市	21	2	0	0	1	0	1	0	0	2	0	16	4	0	2	0	0	6	0
三原市	8	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	9	3	0	1	0	0	2	0
尾道市	9	3	1	0	0	1	0	0	0	1	0	10	1	0	1	0	0	3	1
大竹市	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	1	0	1	0	0	0	2
東広島市	17	4	0	0	1	0	1	0	0	3	0	19	3	0	3	0	0	1	0
廿日市市	6	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	11	0	1	2	0	0	0	0
安芸高田市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	1	0	0	0	2
江田島市	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	1	0	1	0	0	2	0
府中町	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	1	2
北広島町	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	0	0	0	2
備北地区消防組合	15	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	13	6	0	2	0	0	0	0
福山地区消防組合	27	5	1	0	2	1	0	0	0	2	0	21	7	1	5	0	0	10	1

第1－9表 消防ポンプ自動車等現有数(消防本部・署所)(その2)

(令和6年4月1日現在 単位:台)

消防本部名 区 分	排煙・高発 泡車	広 報 車	空 気 充 填 車	資 機 材 搬 送 車	消 火 剤 投 入 車	破 壊 工 作 車	レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車	震 災 救 難 車	屈 折 放 水 塔 車	自 消 防 活 動 二 動 輪 全 般 車 用	水 槽 車	耐 煙 救 出 車	支 援 車	人 員 搬 送 車	給 食 ・ 給 水 車	起 震 車	そ の 他 の 車 両	ヘ リ コ プ タ ー	シ ス テ ム 利 用 型 消 防 水 利
県計	0	34	0	36	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3	5	0	1	69	1	1
広島市	0	11	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	24	1	1
呉市	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	0
三原市	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
尾道市	0	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0
大竹市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東広島市	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0
廿日市市	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	11	0	0
安芸高田市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
江田島市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0
府中町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北広島町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備北地区消防組合	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
福山地区消防組合	0	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0

第1-10表 消防ポンプ自動車等現有数(消防団)

(令和6年4月1日現在 単位:台)

区分 団体名	上 自 動 車 (B 1 ン 以 上)	普 通 消 防 ポ ン プ	水 槽 付 消 防 ポ ン プ	指 揮 車	小型動力ポンプ			広 報 車	搬 送 機 材	水 槽 車	其 他
					付 小 型 積 載 車	し 車 て 両 い に 積 載 も の	手 引 動 力 ポ ン プ				
県計	172	2	37		1,219	221	5	7	2	1	15
広島市	32	0	0	0	124	30	0	0	0	0	0
呉市	0	0	1	135	3	0	1	0	0	0	2
竹原市	0	0	1	27	2	0	0	0	0	0	0
三原市	7	0	0	51	55	0	2	0	0	0	0
尾道市	4	0	5	123	12	0	0	1	0	0	3
福山市	59	0	6	111	2	0	1	0	0	0	2
府中市	9	0	1	35	1	0	1	0	0	0	0
三次市	8	0	1	121	2	0	1	1	0	0	0
庄原市	4	0	0	96	59	0	0	0	0	0	4
大竹市	1	0	1	24	0	0	0	0	0	0	2
東広島市	8	0	0	62	22	0	0	0	0	0	0
廿日市市	5	0	2	45	0	5	0	0	0	0	0
安芸高田市	4	2	6	45	14	0	0	0	1	0	0
江田島市	9	0	1	28	0	0	0	0	0	0	0
府中町	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
海田町	0	0	0	8	3	0	0	0	0	0	0
熊野町	0	0	0	11	1	0	1	0	0	0	0
坂町	1	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0
安芸太田町	3	0	4	32	1	0	0	0	0	0	0
北広島町	3	0	0	40	0	0	0	0	0	0	2
大崎上島町	0	0	0	26	7	0	0	0	0	0	0
世羅町	3	0	3	42	0	0	0	0	0	0	0
神石高原町	9	0	4	21	3	0	0	0	0	0	0

第1-11表 消防水利の現況(その1)

(令和6年4月1日現在)

	合 計	消 火 栓			防火水槽															井 戸		
		計	公 設	私設	計	100㎡ 以上	60㎡ 以上 100㎡ 未満	40㎡ 以上 60㎡ 未満	20㎡ 以上 40㎡ 未満	小 計	防火水槽のうち公設				防火水槽のうち私設				計	公 設	私 設	
											100㎡ 以上	60㎡ 以上 100㎡ 未満	40㎡ 以上 60㎡ 未満	20㎡ 以上 40㎡ 未満	小 計	100㎡ 以上	60㎡ 以上 100㎡ 未満	40㎡ 以上 60㎡ 未満				20㎡ 以上 40㎡ 未満
合計	73,252	61,589	59,685	1,904	11,458	355	501	8,512	2,090	9,255	110	229	7,590	1,326	2,203	245	272	922	764	205	18	187
広島市	29,914	27,699	27,026	673	2,215	155	184	1,686	190	1,449	33	28	1,315	73	766	122	156	371	117	—	—	—
呉市	5,594	4,893	4,693	200	701	39	67	486	109	481	5	47	369	60	220	34	20	117	49	—	—	—
竹原市	538	361	353	8	172	5	4	21	142	148	3	2	11	132	24	2	2	10	10	5	1	4
三原市	1,723	1,014	1,014	—	697	19	21	553	104	574	6	15	491	62	123	13	6	62	42	12	1	11
尾道市	4,005	3,527	3,419	108	478	16	15	350	97	374	2	4	304	64	104	14	11	46	33	—	—	—
福山市	9,386	8,274	7,581	693	1,084	39	61	819	165	872	22	34	714	102	212	17	27	105	63	28	16	12
府中市	1,100	742	741	1	358	—	5	298	55	353	—	3	295	55	5	—	2	3	—	—	—	—
三次市	2,294	1,439	1,439	—	855	5	—	660	190	815	—	—	635	180	40	5	—	25	10	—	—	—
庄原市	1,667	1,032	1,032	—	635	3	18	459	155	623	2	17	456	148	12	1	1	3	7	—	—	—
大竹市	847	813	745	68	34	1	2	30	1	32	—	2	29	1	2	1	—	1	—	—	—	—
東広島市	5,366	4,492	4,463	29	874	18	27	711	118	753	7	20	635	91	121	11	7	76	27	—	—	—
廿日市市	2,383	1,886	1,857	29	496	21	21	444	10	477	17	18	432	10	19	4	3	12	—	1	—	1
安芸高田市	1,340	887	887	—	453	5	1	388	59	441	4	—	384	53	12	1	1	4	6	—	—	—
江田島市	791	530	530	—	261	9	19	127	106	224	4	13	118	89	37	5	6	9	17	—	—	—
府中町	1,063	1,010	984	26	53	2	4	44	3	36	—	—	33	3	17	2	4	11	—	—	—	—
海田町	822	622	609	13	64	4	8	37	15	32	—	—	27	5	32	4	8	10	10	136	—	136
熊野町	518	445	438	7	73	—	4	67	2	57	—	—	57	—	16	—	4	10	2	—	—	—
坂町	595	509	508	1	86	4	13	66	3	48	1	1	46	—	38	3	12	20	3	—	—	—
安芸太田町	442	189	183	6	253	—	—	159	94	166	—	—	153	13	87	—	—	6	81	—	—	—
北広島町	820	423	381	42	397	—	—	211	186	245	—	—	206	39	152	—	—	5	147	—	—	—
大崎上島町	608	446	446	—	162	4	1	144	13	150	1	—	138	11	12	3	1	6	2	—	—	—
世羅町	648	208	208	—	417	—	—	344	73	415	—	—	343	72	2	—	—	1	1	23	—	23
神石高原町	788	148	148	—	640	6	26	408	200	490	3	25	399	63	150	3	1	9	137	—	—	—

第1-11表 消防水利の現況(その2)

(令和6年4月1日現在)

	その他						
	計	河川・溝等	海・湖	プ ー ル	濠・池等	下水道	その他
合計	7,797	4,116	543	763	2,033	—	342
広島市	810	494	24	259	33	—	—
呉市	538	50	230	49	3	—	206
竹原市	122	10	67	14	31	—	—
三原市	369	174	—	30	141	—	24
尾道市	552	72	71	36	352	—	21
福山市	672	140	25	126	381	—	—
府中市	173	130	—	16	27	—	—
三次市	538	500	—	38	—	—	—
庄原市	874	836	—	38	—	—	—
大竹市	25	9	7	4	5	—	—
東広島市	1,760	971	—	37	722	—	30
廿日市市	433	330	75	22	5	—	1
安芸高田市	9	—	—	8	1	—	—
江田島市	89	2	42	5	40	—	—
府中町	6	—	—	6	—	—	—
海田町	20	9	2	9	—	—	—
熊野町	59	15	—	6	38	—	—
坂町	4	—	—	4	—	—	—
安芸太田町	80	71	—	7	2	—	—
北広島町	140	91	—	11	38	—	—
大崎上島町	81	1	—	4	45	—	31
世羅町	156	68	—	16	72	—	—
神石高原町	287	143	—	18	97	—	29

第1-12表 化学消火薬剤備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

区 分 消防本部名	計 (k l) (ア) ~ (オ)	化 学 消 火 薬 剤 種 別				
		たん白系 (k l)		合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体 用 泡消火薬剤 (耐アル コール用)
		3 %型 (ア)	6 %型 (イ)	(k l) (ウ)	(k l) (エ)	(k l) (オ)
県計	72.45	28.56	0.00	22.35	15.24	6.30
広島市	9.21	2.30	—	2.23	—	4.68
呉市	3.95	—	—	1.67	2.28	—
三原市	4.86	—	—	0.98	3.88	—
尾道市	4.32	0.12	—	3.86	0.04	0.30
大竹市	15.10	15.10	—	—	—	—
東広島市	3.14	—	—	2.66	0.36	0.12
廿日市市	0.80	—	—	0.60	0.20	—
安芸高田市	1.08	—	—	—	1.08	—
江田島市	16.80	10.00	—	—	6.80	—
府中町	0.16	—	—	0.16	—	—
北広島町	0.86	0.12	—	0.74	—	—
備北地区消防組合	1.83	0.92	—	0.31	0.60	—
福山地区消防組合	10.34	—	—	9.14	—	1.20

第2 救急体制・救助体制

第2 救急体制・救助体制

1 救急業務の実施体制

救急業務実施市町数は、令和6年4月1日現在14市9町である。

県内の消防本部における救急自動車の保有台数（非常用を含む。）は、令和6年4月1日現在171台（うち169台が救急救命士による高度な処置のための資機材を積載した高規格救急自動車）で、救急隊員数は、1,195人（うち専任621人）である。（第1表）

第1表 救急自動車保有台数及び救急隊員数

（令和6年4月1日現在）

救急自動車数			救急隊員数					
保有台数 合計	うち 非常用	うち 高規格救 急自動車	救急隊員 数合計	うち 女性	専任	兼任		
						うち 女性		うち 女性
171	32	169	1,195	33	621	18	574	15

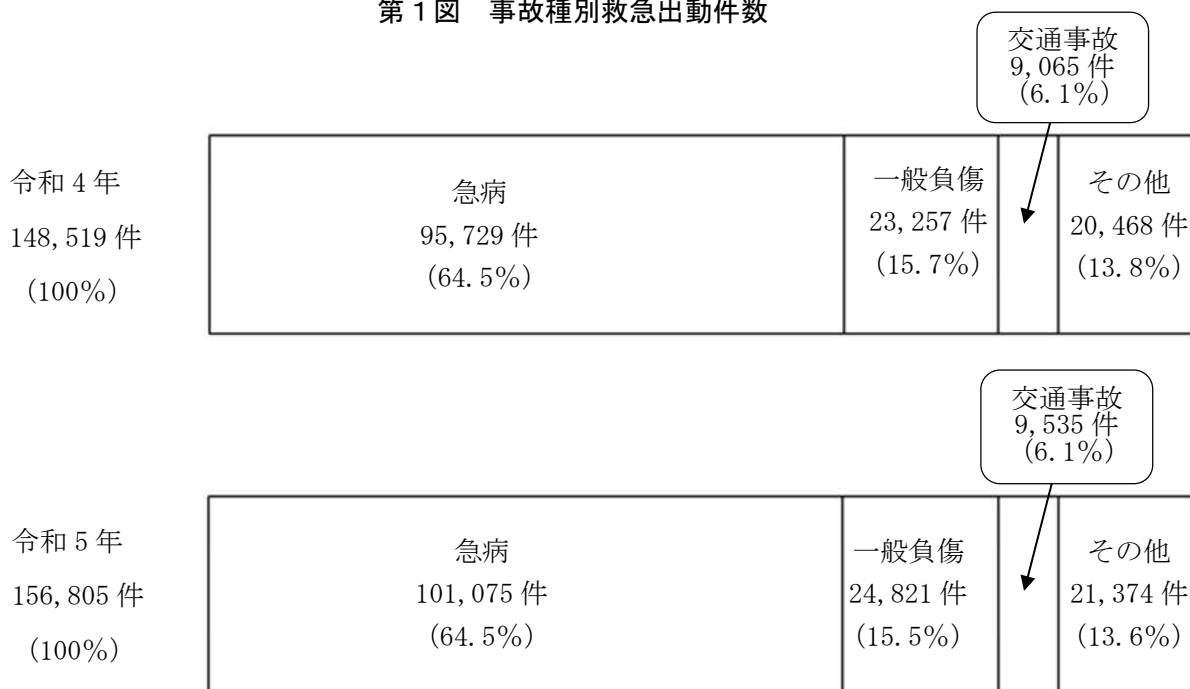
2 救急業務の実施状況

(1) 救急出動件数

令和5年中における県内の救急出動件数は、156,805件で、前年と比較して8,286件、およそ5.6%の増加となっている。（第1図、第2図）

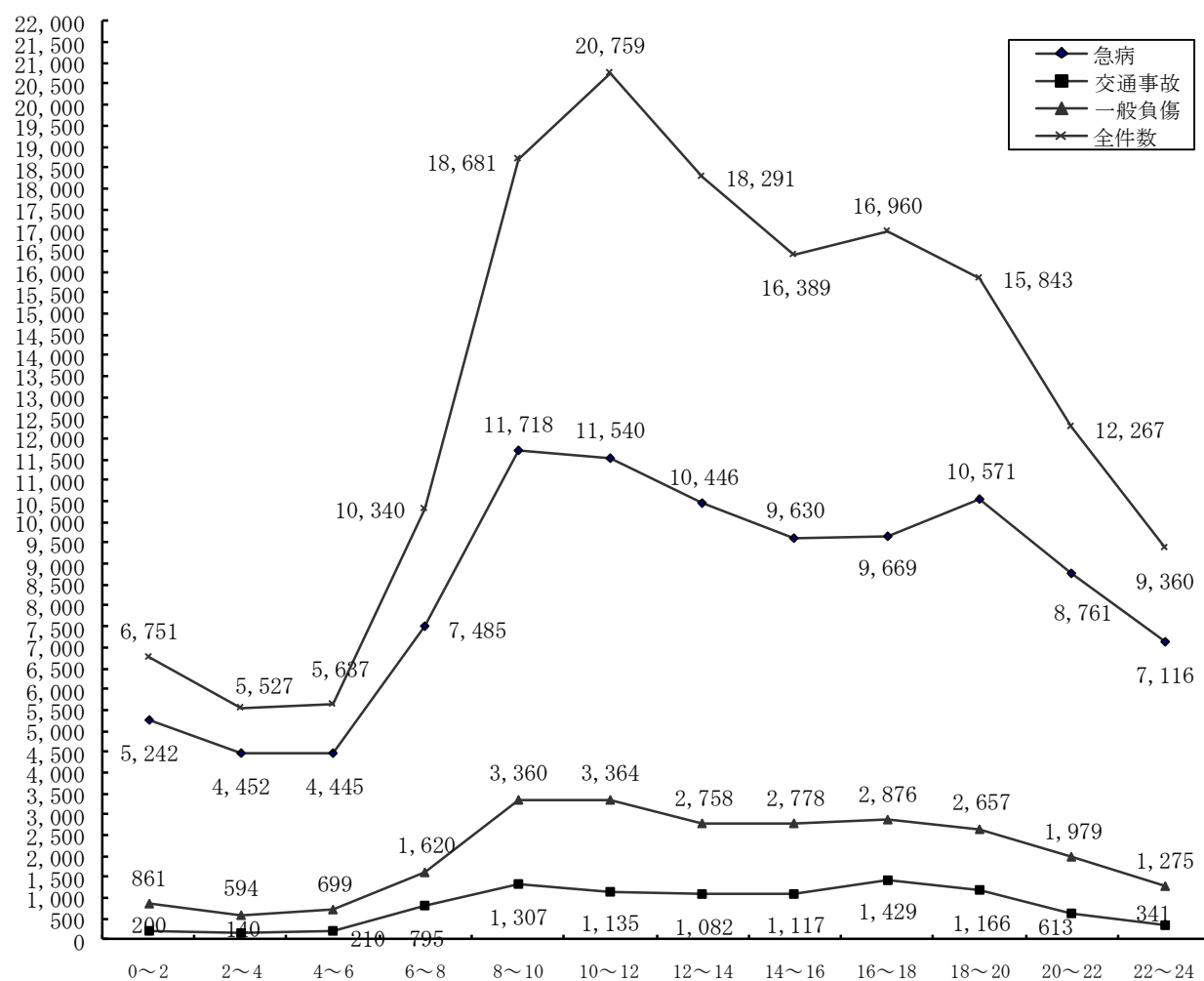
これは、県内で1日平均430件、約3分21秒に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

第1図 事故種別救急出動件数



（注）その他は、火災・自然災害・水難・労働災害・運動競技・加害・自損行為等を指す。

第2図 時間別救急出動件数（令和5年中）



第2表 事故種別救急出動件数及び搬送人員（単位：人）

	出動件数			搬送人員		
	5年中	4年中	対前年比 (%)	5年中	4年中	対前年比 (%)
計	156,805	148,519	105.6%	133,247	127,150	104.8%
火 災	414	386	107.3%	101	100	101.0%
自然災害	0	6	0.0%	0	3	0.0%
水 難	65	90	72.2%	26	39	66.7%
交通事故	9,535	9,065	105.2%	7,758	7,498	103.5%
労働災害	1,197	1,137	105.3%	1,134	1,067	106.3%
運動競技	703	649	108.3%	669	620	107.9%
一般負傷	24,821	23,257	106.7%	21,658	20,450	105.9%
加 害	443	407	108.8%	281	274	102.6%
自損行為	1213	1179	102.9%	766	758	101.1%
急 病	101,075	95,729	105.6%	85,233	81,450	104.6%
そ の 他	17,339	16,614	104.4%	15,621	14,891	104.9%

救急出動件数を事故種別ごとに見ると、急病が半数以上を占め、次いで一般負傷、交通事故の順となっている。

(2) 搬送人員の状況

令和5年中における県内の救急搬送人員は、133,247人で、前年と比較して6,097人、4.8%の増加となっている。(第2表)

これは、県民の約21人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

ア 医療機関別搬送人員

令和5年中に医療機関等に搬送された傷病者133,247人のうち、124,877人(93.7%)は救急告示医療機関へ搬送されている。(第3表)

第3表 医療機関別搬送人員の状況

(令和5年中 単位：人)

告示別	救急告示医療機関						その他の医療機関						その他	合計
経営 主体 別	国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計		
				病院	診療所					病院	診療所			
搬送人員数	18,542	37,883	18,275	49,087	1,090	124,877	56	220	162	3,872	4,004	8,314	56	133,247
うち管外	1,914	3,953	3,018	4,357	12	13,254	24	30	5	359	176	594	46	13,894

イ 年齢区分別・事故種別搬送人員

年齢区分別で見ると、高齢者が85,803人(64.4%)と最も多く、成人36,771人(27.6%)、乳幼児6,018人(4.5%)、少年4,400人(3.3%)、新生児255人(0.2%)の順となっている。成人と高齢者で、全体の92.0%(122,574人)を占める。(第4表)

第4表 事故種別年齢区分別搬送人員

(令和5年中 単位：人)

区 分	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
新 生 児	41	0	4	210	255
乳 幼 児	4,577	148	1,064	229	6,018
少 年	2,256	845	683	616	4,400
成 人	23,279	4,508	3,437	5,547	36,771
高 齢 者	55,080	2,257	16,470	11,996	85,803
計	85,233	7,758	21,658	18,598	133,247

(注) 新生児 生後 28 日未満の者 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
 高齢者 満 65 歳以上の者

ウ 傷病程度別搬送人員

死亡、重症、中等症の傷病者の割合は、全体の 59.6% (79,356 人)、入院加療を必要としない軽症傷病者の割合は、40.4% (53,847 人)、その他 0.1% (44 人) となっている。(第 5 表)

第 5 表 傷病程度別搬送人員の状況

(令和 5 年中 単位：人)

区 分	急 病	交 通 事 故	一 般 負 傷	そ の 他	計
死 亡	1,451	45	125	130	1,751
重 症	6,466	372	1,802	2,845	11,485
中 等 症	41,568	2,084	9,346	13,122	66,120
軽 症	35,731	5,252	10,371	2,493	53,847
そ の 他	17	5	14	8	44
計	85,233	7,758	21,658	18,598	133,247

また、これを年齢区分別に見ると、第 6 表のとおりである。

第 6 表 傷病程度別搬送人員の状況

(令和 5 年中 単位：人)

区 分	新生児	乳幼児	少 年	成人	高齢者	計
死 亡	1	5	10	269	1,466	1,751
重 症	28	100	97	2,214	9,046	11,485
中 等 症	189	1,456	1,185	14,311	48,979	66,120
軽 症	36	4,456	3,107	19,958	26,290	53,847
そ の 他	1	1	1	19	22	44
計	255	6,018	4,400	36,771	85,803	133,247

エ 収容所要時間別搬送人員

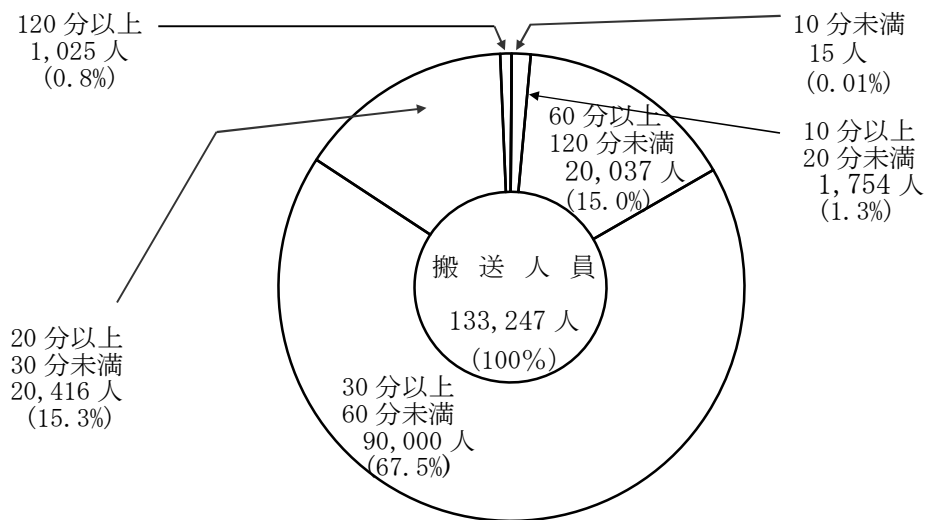
令和 5 年中の搬送人員 133,247 人についての収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するために要した時間）の状況は、30 分以上 60 分未満が 90,000 人（67.5%）で最も多く、次いで 20 分以上 30 分未満が 20,416 人（15.3%）となっている。（第 7 表、第 3 図）

第7表 収容所要時間別搬送人員の状況（1）

（令和5年中 単位：人）

収容所要 時間 事故種別	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計
急病	1	743	11,891	59,615	12,464	519	85,233
交通事故	1	54	926	5,212	1,470	95	7,758
一般負傷	0	133	2,504	14,682	4,033	306	21,658
その他	13	824	5,095	10,491	2,070	105	18,598
計	15	1,754	20,416	90,000	20,037	1,025	133,247

第3図 収容所要時間別搬送人員の状況（2）



（3） 転送の状況

令和5年中の転送の状況を見ると、傷病者の99.1%（132,006人）は最初に搬送された医療機関等に収容されているが、1,241人は1回以上転送されている。

転送回数1,256回の理由は第8表のとおりである。

第8表 転送の理由（令和5年中 単位：件）

収容できなかった 医療機関 理由	救 告	急 示	非告示	計
ベッド満床		17	4	21
専門外		34	14	48
医師不在		0	0	0
手術中		4	0	4
処置困難		157	277	434
理由不明		2	0	2
その他		613	134	747
計		827	429	1,256

※「その他」には、応急処置のために最初の医療機関に立ち寄った場合を含む。

(注) 「転送」とは、搬送中の者が一の医療機関に収容されなかったため、そのまま他の医療機関へ搬送されることをいう。

(4) 救急隊員が行った応急処置の状況

令和5年中の搬送人員133,247人のうち、救急隊員が応急処置を行った傷病者は133,049人(99.9%)となっており、その内容は、第9表のとおりである。

(5) 不搬送の状況

令和5年中の不搬送の件数は、24,098件であり、不搬送の理由は、辞退(到着後)が13,715件(56.9%)と最も多い。(第10表)

第10表 事故種別不搬送理由の状況

(令和5年中 単位：件)

事故種別 不搬送理由	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
辞退(到着前)	510	62	109	45	726
辞退(到着後)	9,779	1,397	1,964	575	13,715
拒否	1,902	302	607	154	2,965
明らかな死亡	2,139	16	116	320	2,591
他車(隊)搬送	639	164	199	222	1,224
傷病者なし	197	127	59	575	958
誤報・いたずら	68	18	6	554	646
その他	685	63	159	366	1,273
計	15,919	2,149	3,219	2,811	24,098

(注)

辞 退 本人等が搬送を辞退・拒否し、救急隊員も搬送の必要性はないと判断したの

拒 否 本人等が搬送を辞退・拒否したが、救急隊員は搬送の必要性があると判断したもの

明らかな死亡 救急隊到達時、傷病者が明らかに死亡しており、搬送しなかったもの

他車(隊)搬送 他者(隊)により、傷病者が医療機関等に搬送されたもの

第9表 救急隊員の行った応急処置の状況（搬送分）

(令和5年中 単位：件)

処置項目 事故種別	止	固	人	心 マッ サー ジ	うち 自動	心 肺 蘇 生	うち 自動	酸 素 吸 入	気 道 確 保	※ 1	※ 2	※ 3	※ 4	保 温	被 覆	在 宅 療 法 継 続	シ ョ ク パ ン ク	除 細 動	(静脈 輸液 確保)	薬 剤 投 与	応 急 の 処 置 の	血 圧 測 定	心 音・ 聴 取 吸	飽 血 中 度 酸 測 定 素	心 電 図 測 定
	血	定	吸																						
急病	306	283	240	84	70	2,100	1,522	17,186	2,901	71	27	205	243	9,247	335	548	0	200	1,031	310	45,505	81,512	29,815	82,887	63,298
交通事故	483	1,920	7	10	5	58	33	550	84	3	1	12	8	728	1,600	1	0	4	54	13	4,246	7,620	2,719	7,646	3,271
一般負傷	1,693	1,969	22	10	3	230	159	1,263	320	4	41	26	31	2,127	4,403	41	0	9	112	40	12,061	20,979	4,584	21,291	10,739
その他	297	572	44	9	7	179	114	4,980	284	9	3	12	15	2,115	661	46	0	10	59	23	10,365	17,962	4,788	18,182	12,174
計	2,779	4,744	313	113	85	2,567	1,828	23,979	3,589	87	72	255	297	14,217	6,999	636	0	223	1,256	386	72,177	128,073	41,906	130,006	89,482

処置項目 事故種別	静脈 路確 保	血 糖 測 定	エ ピ ペ ン 投 与	ブ ド ウ 糖 投 与	計
急病	1,031	924	16	167	339,926
交通事故	54	5	1	1	31,075
一般負傷	112	22	7	3	82,037
その他	59	17	3	4	72,833
計	1,256	968	27	175	525,871

(注) 気道確保の※1は、経鼻エアウェイを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※2は、喉頭鏡・鉗子等により異物除去を行った件数を内数として記載したものである。

※3は、救急救命士がラリングアルマスク等を使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

※4は、救急救命士が気管内チューブを使用して気道確保を行った件数を内数として記載したものである。

3 プレホスピタル・ケアの充実とメディカルコントロール体制の整備

平成 3 年に救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）が制定され、救急救命士制度が設けられた。

救急救命士による高度な処置により県民の救命率の向上を図るため、県及び消防機関では、積極的に救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から、維持、向上させる体制（メディカルコントロール体制）を整備している。

令和 6 年 4 月 1 日現在、本県の救急隊 130 隊のうち、すべての救急隊で救急救命士を運用している（第 12 表）。

また、救急救命士の処置範囲は順次拡大されており、平成 16 年 7 月から救急救命士による気管挿管、平成 18 年 4 月から薬剤（アドレナリン）の投与、平成 26 年 1 月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与の実施が可能となったため、これらが実施できる救急救命士の養成に取り組んでいる。

第 12 表 救急救命士の運用状況

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

救急隊数		救急隊員数		
救急隊総数	うち救急救命士運用隊数	救急隊員総数	うち救急救命士資格者数	うち運用中の救急救命士
131	130	1, 195	744	699

4 ヘリコプター救急搬送

本県では、広島県防災ヘリコプターと広島市消防ヘリコプターの2機で救急搬送を行っており、令和5年度は、20の救急出動があった。

県では、平成12年11月、「ヘリコプター救急搬送推進要領」を策定しソフト面の整備を図るとともに、平成14年3月には、県内10箇所（因島市、庄原市（3箇所）、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町）に場外離着陸場（ヘリポート）を整備し、県内どこからでも1時間以内に重度の傷病者を救命救急センターへ搬送できる体制を整備した。

また、消防・防災ヘリコプターを活用し、医師等を救急現場に搬送し医療行為を行うシステムについて、平成16年度に試行事業を実施した。その結果、要請・出動体制は、円滑に機能し、救命効果が確認されたため、平成17年8月から「広島県ドクターヘリの事業」の運用を開始し、県内のどこにいても30分以内に救命医療を提供することができる体制を整備した。

平成25年5月から広島県ドクターヘリが運航開始し、専用のドクターヘリが救命医療の提供を主として行うようになったので、消防・防災ヘリコプターはそれを補完することとなった。

第13表 消防・防災ヘリコプターによる救急搬送状況

（単位：件）

区 分	防災ヘリコプター				消防ヘリコプター				合計
	(広島県防災航空隊)				(広島市消防航空隊)				
	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	転院搬送	現場救急	医師搬送	小 計	
平成30年度	11 (5)	17	7	35	14 (3)	29	23	66	101
(うちドクターヘリの補完)	2 (0)	2	5	9	4 (0)	15	18	37	48
平成31年度	4 (2)	10	2	16	14 (6)	26	24	64	80
(うちドクターヘリの補完)	0	1	1	2	4	14	16	34	36
令和 2 年度	3 (1)	13 (8)	1	17	7 (3)	20 (1)	15	42	59
(うちドクターヘリの補完)	1 (0)	0	1	2	3 (0)	5	13	21	23
令和 3 年度	5 (3)	15 (8)	0	20	8 (3)	26 (0)	16	50	70
(うちドクターヘリの事業)	2 (0)	0	0	2	2 (0)	13	16	31	33
令和 4 年度	2 (1)	16	2	20	17 (7)	27	19	63	83
(うちドクターヘリの事業)	1 (0)	1	2	4	9 (0)	9	16	34	38
令和 5 年度	4 (3)	8	0	12	1 (1)	32	9	42	54
(うちドクターヘリの事業)	0	0	0	0	0	10	9	0	19

注(1) 転院搬送欄の() 数字は、県外への搬送で内数である。

注(2) 現場救急は、ヘリコプターが着陸し、救急車から患者を引継ぎ病院へ搬送した件数。

(参考) 広島県ドクターヘリによる救急搬送状況 (単位: 件)

	転院搬送	現場救急	合 計
平成29年度	55	246	301
平成30年度	85	275	360
令和元年度	59	302	361
令和2年度	51	271	322
令和3年度	66	235	301
令和4年度	51	289	340
令和5年度	56	258	314

(広島県健康福祉局健康危機管理課調べ)

第14表 消防・防災ヘリコプターのヘリポート

(令和6年4月1日現在)

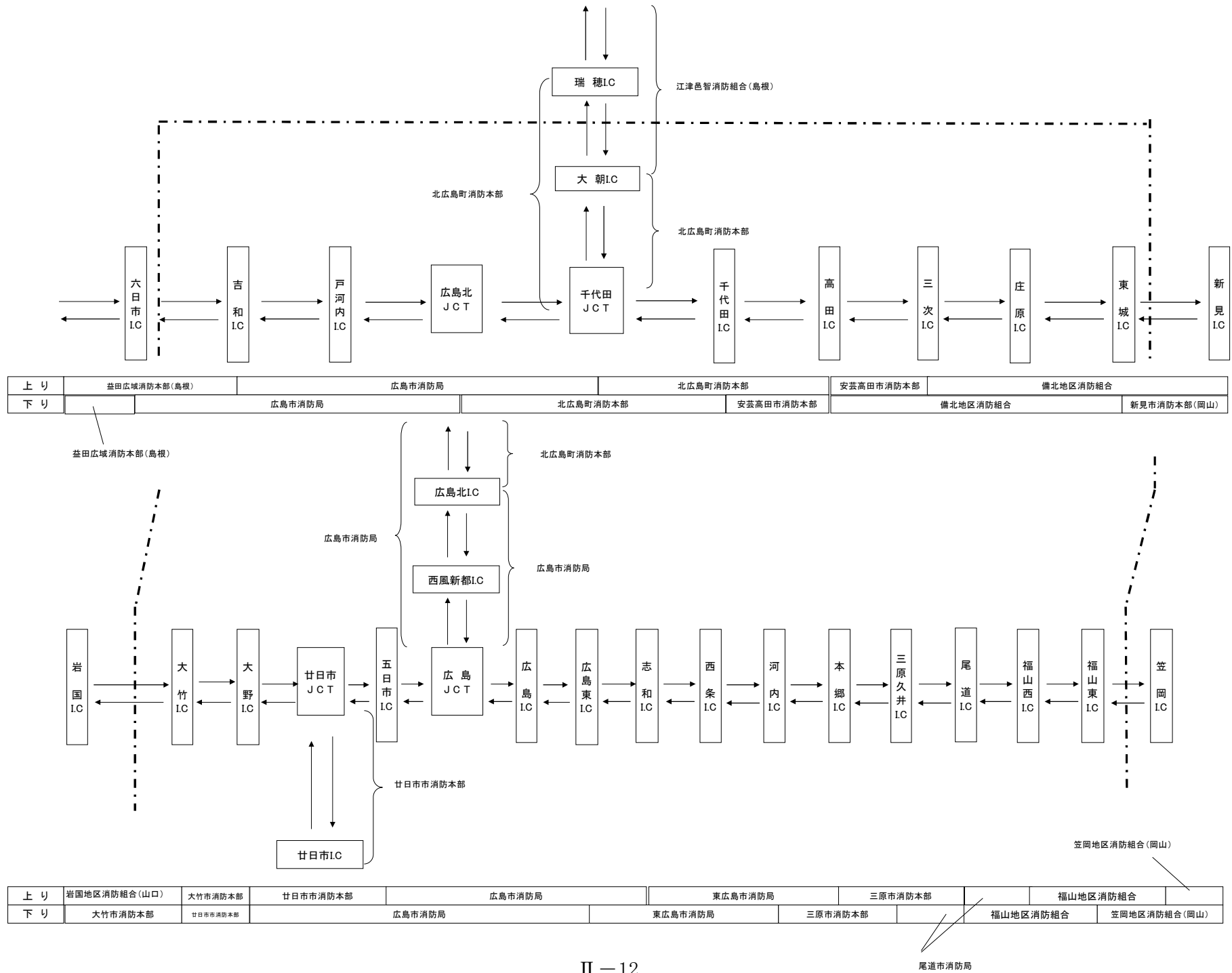
ヘリポート名	所在地	面積 ヘリポート規格
因島ヘリポート	尾道市因島重井町4749	21,875m ²
庄原ヘリポート	庄原市新庄町字王子 88-49	2,543.34m ² 900m ² (30×30)
佐伯ヘリポート	廿日市市津田545	3,552m ²
加計ヘリポート	山県郡安芸太田町見入ヶ崎地先	2,150.00m ² 400m ² (20×20)
千代田ヘリポート	山県郡北広島町大字壬生 10500	7,125.00m ² 400m ² (20×20)
大崎上島ヘリポート	豊田郡大崎上島町東野宇多賀浜 1621-20	1,600.00m ² 625m ² (25×25)
世羅ヘリポート	世羅郡世羅町大字京丸 768-92ほか	1,600.00m ² 400m ² (20×20)
三和町ヘリポート	神石郡神石高原町大字小畠 1370	625.00m ² 625m ² (25×25)
東城ヘリポート	庄原市東城町大字川島 918-1ほか	2,081.80m ² 400m ² (20×20)
高野ヘリポート	庄原市高野町新市1150-1	1,650.06m ² 400m ² (20×20)

5 高速自動車国道等における救急業務実施体制

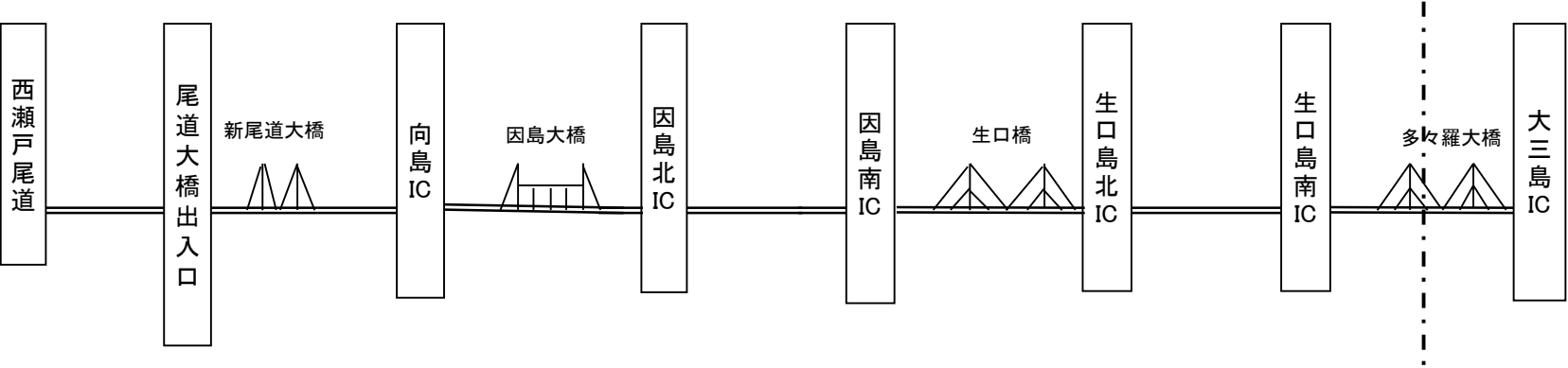
(1) 高速自動車国道における救急業務

高速自動車国道における救急業務については、インターチェンジ所在市町村の消防本部が行政区域を越えて隣接するインターチェンジまで担当しており、県内では10消防本部（道路総延長303.5 km（広島岩国道路を含む。））で業務が実施されている。

また、本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道）においても、尾道市消防局，今治市消防本部（愛媛県）が連携し、救急業務を実施している。



第5図の2 西瀬戸自動車道における救急担当区域図(令和6年4月1日現在)



下り（今治方面）	尾 道 市 消 防 局	
上り（尾道方面）	尾 道 市 消 防 局	今治市消防本部（愛媛）

6 救急医療体制

令和6年4月1日現在、県内の救急告示医療機関は134ヵ所である。また、傷病者の重症度に応じて、初期・第二次・第三次と多層的に救急医療体制の整備強化が進められている。(第15表)

その他、県では、救急医療施設の受入体制に関する情報を常に把握し、医療機関及び消防機関等に対して必要な情報の提供を行う救急医療情報ネットワークシステムを運用している。

第15表 救急医療体制の整備状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		整 備 状 況
初 期	在宅当番医制	23地区医師会
	休日・夜間急患センター	16ヵ所
第 二 次	病院群輪番制病院	73病院
第 三 次	地域救命救急センター	3ヵ所
	救命救急センター	4ヵ所
	高度救命救急センター	1ヵ所
救急告示医療機関		134ヵ所

(広島県健康福祉局健康危機管理課調べ)

7 救助活動の実施体制

救助隊は、令和6年4月1日現在、13消防本部に33隊設置されている。救助隊員数は509人で、そのうち専任救助隊員は234人である。(第16表)

また、救助隊が乗車する車両及び救助隊の保有する資機材について第17表、第21表のとおりである。

第 16 表 救助隊数及び救助隊員数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊	計	専 任 救助隊員	兼 任 救助隊員	計
16	17	33	234	275	509

第 17 表 救助隊が搭乗する車両

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

救 助 工 作 車	はしご車	屈折 はしご車	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化 学 車	そ の 他	計
29	20	1	5	9	3	15	82

8 救助活動の実施状況

令和 5 年中の県内の救助出動実施状況は、救助出動 1,824 件、救助人員 1,250 人である。(第 18 表)

救助出動人員(救助活動を行うために出動した全ての人員)は、延べ 27,608 人であり、交通事故が 6,562 人(23.8%)で最も多い。また、救助活動人員(出動人員のうち実際に救助活動を行った人員)は、延べ 9,495 人である。

第 18 表 救助活動の実施状況

(令和 5 年中)

事故種別 区 分	火 災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
救助出動件数	66	458	66	1,234	1,824
救助活動件数	66	252	57	879	1,254
救 助 人 員	36	376	56	782	1,250
救助出動人員	2,227	6,562	1,335	17,484	27,608
救助活動人員	893	2,340	611	5,651	9,495
救助出動車両数	582	1,932	388	4,757	7,659
救助活動車両数	235	695	192	1,555	2,677

第 19 表 事故種別発生場所別救助活動件数

(令和 5 年中)

発生場所 \ 事故種別		火	災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
屋 内	住居	46	0	0	0	595	641
	その他の屋内	3	0	0	0	40	43
屋 外	道路	9	200	0	16	225	
	水面	0	14	57	11	82	
	山岳	0	1	0	75	76	
	その他の屋外	7	34	0	132	173	
地 下		0	0	0	0	0	
そ の 他		1	3	0	10	14	
計		66	252	57	879	1,254	

第 20 表 事故種別発生場所別救助人員

(令和 5 年中)

発生場所 \ 事故種別		火	災	交通事故	水難事故	そ の 他	計
屋 内	住居	33	0	0	432	465	
	その他の屋内	0	0	0	41	41	
屋 外	道路	0	302	0	13	315	
	水面	0	14	56	10	80	
	山岳	0	1	0	106	107	
	その他の屋外	3	56	0	148	207	
地 下		0	0	0	0	0	
そ の 他		0	3	0	32	35	
計		36	376	56	782	1,250	

第 21 表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	品名	保有数
省令別表第 1	三連はしご	162
	救命索発射銃	35
	油圧スプレッダー	47
	油圧切断機	44
	可搬ウィンチ	77
	エンジンカッター	155
	チェーンソー	261
	ガス溶断機	26
	可燃性ガス測定器	116
	空気呼吸器	1261
	化学防護服（陽圧式を除く）	1011
	陽圧式化学防護服	113
	放射線防護服	49
	簡易画像探索機	20
省令別表第 2	マット型空気ジャッキ	53
	大型油圧スプレッダー	48
	大型油圧切断機	55
	削岩機	37
	空気鋸	44
	ロープ登降機	92
	ハンマドリル	42
	送排風機	58
	酸素呼吸器	77
省令別表第 3	画像探索機	18
	地中音響探知機	9
	熱画像直視装置	70
	夜間用暗視装置	7
	地震警報器	6
	電磁波探査装置	4
	水中探査装置	4
	二酸化炭素探査装置	2

(注) 「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和六十一年十月一日自治省令第二十二号) 別表第 1 から別表第 3 に定められている救助器具のうち主なものを示す。

別表第 1 救助隊が備える器具

別表第 2 特別救助隊が別表第 1 に加えて備える器具

別表第 3 高度救助隊及び特別高度救助隊が別表第 1 及び第 2 に加えて備える器具

第２－１表 救急業務の実施体制（その１）

(令和６年４月１日現在)

区 分 消防本部名	人 口 R2国勢調査	う ち 受託地域 人 口	管内面積 (km ²) (令和5年4月1日)	う ち 受託地域 面 積	(A)				(A) の 内 訳 (その１)											
					実施市町村数				単独・組合実施				受 託				県 外 受 託			
					※広島県内の市町村数は23であるが 広島市が廿日市市吉和地区を受託している ので24となっている。				市 町 村 数				市 町 村				市 町 村 数			
					計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村
県計	2,792,678	117,597	8,478.98	990.13	24	15	9	－	16	13	3	－	8	2	6	－	－	－	－	－
消防本部設置市計	2,139,635	117,597	4,702.25	990.13	17	11	6	－	9	9	－	－	8	2	6	－	－	－	－	－
広島市	1,272,075	71,321	1,457.34	550.65	6	2	4	－	1	1	－	－	5	1	4	－	－	－	－	－
呉市	214,592	－	352.83	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
三原市	105,698	15,125	749.65	278.14	2	1	1	－	1	1	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－
尾道市	131,170	－	284.88	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大竹市	26,319	－	78.66	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
東広島市	227,759	31,151	796.49	161.34	3	2	1	－	1	1	－	－	2	1	1	－	－	－	－	－
廿日市市	113,644	－	343.99	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
安芸高田市	26,448	－	537.71	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
江田島市	21,930	－	100.70	－	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防本部設置町計	68,918	－	656.61	－	2	－	2	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
府中町	51,155	－	10.41	－	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北広島町	17,763	－	646.20	－	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防一部事務組合計	584,125	－	3,120.12	－	5	4	1	－	5	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
備北地区消防組合	84,314	－	2,024.67	－	2	2	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福山地区消防組合	499,811	－	1,095.45	－	3	2	1	－	3	2	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－

第2-1表 救急業務の実施体制（その2）

（令和6年4月1日現在）

区 分 消防本部名	救 急 自 動 車 数				
	基 準 台 数※		保有台数	うち非常用	うち高規格救急車数（非常用も含む）
	基人口 準台による 数	台勘出 数案動 状況況 増等を 減を			
県計	86	57	171	32	169
消防本部設置市計	64	47	127	20	125
広島市	29	11	49	10	49
呉市	7	8	16	1	16
三原市	5	3	9	1	9
尾道市	5	5	10	2	10
大竹市	2	－	3	1	3
東広島市	7	11	20	2	20
廿日市市	6	4	11	－	11
安芸高田市	2	1	4	1	4
江田島市	1	4	5	2	3
消防本部設置町計	4	3	9	2	9
府中町	3	－	4	1	4
北広島町	1	3	5	1	5
消防一部事務組合計	18	7	35	10	35
備北地区消防組合	4	6	13	3	13
福山地区消防組合	14	1	22	7	22

※「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示）による基準台数

第 2 - 2 表 救急隊及び救急隊員数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

消防本部名	救急隊数			救急隊員数				
	総数	うち救急救命士運用 隊数		総数	うち 女性	救急救命 士資格者 数	うち 女性	うち運用 救命士数
		常時	一部					
県計	131	123	8	1,195	33	744	21	691
消防本部設置市計	98	91	7	896	29	552	18	507
広島市	41	40	1	392	13	294	9	268
呉市	14	14	-	123	2	68	1	60
三原市	8	8	-	32	-	22	-	19
尾道市	8	8	-	69	4	37	2	37
大竹市	2	2	-	47	-	16	-	11
東広島市	11	11	-	73	2	57	2	56
廿日市市	10	5	5	113	4	40	1	40
安芸高田市	1	1	-	8	1	6	1	5
江田島市	3	2	1	39	3	12	2	11
消防本部設置町計	7	7	-	79	1	31	-	28
府中町	3	3	-	32	1	13	-	13
北広島町	4	4	-	47	-	18	-	15
消防一部事務組合計	26	25	1	220	3	161	3	156
備北地区消防組合	10	10	-	108	1	49	1	46
福山地区消防組合	16	15	1	112	2	112	2	110

注 救急隊員は、専任＋兼任A

第 2－3 表 経営主体別医療機関数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分 消防本部名	医 療 機 関 数																	
	救 急 医 療 機 関						そ の 他 医 療 機 関						計					
	国 立	公 立	公 的	私 的		計	国 立	公 立	公 的	私 的		計	国 立	公 立	公 的	私 的		計
				病 院	診 療 所					病 院	診 療 所					病 院	診 療 所	
県計	8	15	12	79	16	130	12	61	11	105	2,374	2,563	20	76	23	184	2,390	2,693
消防本部設置市計	5	11	10	57	10	93	12	44	10	82	1,890	2,038	17	55	20	139	1,900	2,131
広島市	1	6	4	34	7	52	3	26	10	41	1,173	1,253	4	32	14	75	1,180	1,305
呉市	2	1	1	6	1	11	1	3	－	12	220	236	3	4	1	18	221	247
三原市	－	1	1	4	－	6	－	2	－	4	74	80	－	3	1	8	74	86
尾道市	－	2	1	4	－	7	－	－	－	5	126	131	－	2	1	9	126	138
大竹市	1	－	－	－	－	1	－	3	－	2	20	25	1	3	－	2	20	26
東広島市	1	1	1	8	1	12	8	7	－	6	159	180	9	8	1	14	160	192
廿日市市	－	－	1	－	－	1	－	1	－	9	86	96	－	1	1	9	86	97
安芸高田市	－	－	1	－	－	1	－	2	－	－	20	22	－	2	1	－	20	23
江田島市	－	－	－	1	1	2	－	－	－	3	12	15	－	－	－	4	13	17
消防本部設置町計	－	－	－	4	－	4	－	2	－	2	42	46	－	2	－	6	42	50
府中町	－	－	－	1	－	1	－	－	－	1	37	38	－	－	－	2	37	39
北広島町	－	－	－	3	－	3	－	2	－	1	5	8	－	2	－	4	5	11
消防一部事務組合計	3	4	2	18	6	33	－	15	1	21	442	479	3	19	3	39	448	512
備北地区消防組合	－	2	1	1	1	5	－	12	－	6	74	92	－	14	1	7	75	97
福山地区消防組合	3	2	1	17	5	28	－	3	1	15	368	387	3	5	2	32	373	415

第 2 － 4 表 事故種別救急出動件数

(令和 5 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等 搬 送	その他	
県計	414	－	65	9,535	1,197	703	24,821	443	1,213	101,075	15,804	194	2	1,339	156,805
消防本部設置市計	386	－	54	7,292	927	552	19,402	363	918	79,407	11,687	175	2	1,242	122,407
広島市	165	－	15	4,388	492	306	11,096	257	614	48,688	5,854	127	2	814	72,818
呉市	27	－	7	595	88	48	2,036	33	63	7,794	1,168	6	－	218	12,083
三原市	30	－	9	415	47	35	1,149	9	33	3,621	639	－	－	19	6,006
尾道市	70	－	10	468	78	31	1,360	14	49	5,059	1,042	22	－	92	8,295
大竹市	－	－	1	96	17	8	320	2	12	1,082	161	－	－	14	1,713
東広島市	74	－	4	869	112	67	1,674	27	77	7,072	1,665	19	－	82	11,742
廿日市市	19	－	5	324	60	35	1,148	14	47	4,109	617	－	－	－	6,378
安芸高田市	1	－	1	81	21	15	298	3	17	1,021	183	－	－	1	1,642
江田島市	－	－	2	56	12	7	321	4	6	961	358	1	－	2	1,730
消防本部設置町計	－	－	－	190	36	21	635	9	32	2,321	459	－	－	35	3,738
府中町	－	－	－	129	12	13	466	9	23	1,747	278	－	－	26	2,703
北広島町	－	－	－	61	24	8	169	－	9	574	181	－	－	9	1,035
消防一部事務組合計	28	－	11	2,053	234	130	4,784	71	263	19,347	3,658	19	－	62	30,660
備北地区消防組合	10	－	－	220	60	23	704	4	37	3,021	423	3	－	51	4,556
福山地区消防組合	18	－	11	1,833	174	107	4,080	67	226	16,326	3,235	16	－	11	26,104

第 2－5 表 事故種別救急搬送人員

(令和 5 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他	計
県計	101	－	26	7,758	1,134	669	21,658	281	766	85,233	15,621	133,247
消防本部設置市計	85	－	18	5,807	869	526	16,766	228	587	66,651	11,523	103,060
広島市	46	－	3	3,291	459	295	9,425	157	392	40,217	5,780	60,065
呉市	14	－	3	457	85	44	1,718	21	42	6,524	1,172	10,080
三原市	5	－	2	370	44	33	1,063	6	20	3,198	637	5,378
尾道市	7	－	4	389	74	29	1,217	9	34	4,431	1,046	7,240
大竹市	－	－	－	85	16	8	269	1	4	886	163	1,432
東広島市	9	－	2	804	103	62	1,505	20	48	6,135	1,570	10,258
廿日市市	2	－	2	277	55	34	988	9	31	3,415	614	5,427
安芸高田市	2	－	1	80	21	15	283	2	11	958	182	1,555
江田島市	－	－	1	54	12	6	298	3	5	887	359	1,625
消防本部設置町計	－	－	－	148	32	20	561	7	16	2,013	453	3,250
府中町	－	－	－	95	9	12	399	7	12	1,501	274	2,309
北広島町	－	－	－	53	23	8	162	－	4	512	179	941
消防一部事務組合計	16	－	8	1,803	233	123	4,331	46	163	16,569	3,645	26,937
備北地区消防組合	3	－	－	210	61	23	681	3	24	2,894	422	4,321
福山地区消防組合	13	－	8	1,593	172	100	3,650	43	139	13,675	3,223	22,616

第２－６表 医療機関等に搬送された傷病者数

(令和５年中 単位：人)

区 分 消防本部名	急 病		交 通 事 故		一 般 負 傷		そ の 他		計	
		う ち 管 外		う ち 管 外		う ち 管 外		う ち 管 外		う ち 管 外
県計	85,233 (79,827)	7,963 (7,618)	7,758 (7,127)	654 (622)	21,658 (20,105)	1,955 (1,865)	18,598 (17,818)	3,804 (3,663)	133,247 (124,877)	14,376 (13,768)
消防本部設置市計	66,651 (62,159)	5,986 (5,707)	5,807 (5,238)	499 (472)	16,766 (15,340)	1,446 (1,374)	13,836 (13,201)	2,806 (2,702)	103,060 (95,938)	10,737 (10,255)
広島市	40,217 (37,740)	2,432 (2,371)	3,291 (3,009)	217 (213)	9,425 (8,776)	627 (617)	7,132 (6,781)	578 (568)	60,065 (56,306)	3,854 (3,769)
呉市	6,524 (6,153)	134 (116)	457 (381)	15 (14)	1,718 (1,536)	25 (21)	1,381 (1,339)	112 (106)	10,080 (9,409)	286 (257)
三原市	3,198 (3,054)	390 (380)	370 (368)	50 (49)	1,063 (1,044)	69 (68)	747 (717)	361 (355)	5,378 (5,183)	870 (852)
尾道市	4,431 (4,096)	381 (317)	389 (331)	26 (26)	1,217 (1,112)	71 (69)	1,203 (1,145)	249 (223)	7,240 (6,684)	727 (635)
大竹市	886 (834)	395 (381)	85 (75)	38 (36)	269 (238)	65 (58)	192 (185)	141 (138)	1,432 (1,332)	639 (613)
東広島市	6,135 (5,931)	462 (446)	804 (771)	49 (47)	1,505 (1,412)	76 (75)	1,814 (1,757)	560 (548)	10,258 (9,871)	1,147 (1,116)
廿日市市	3,415 (2,805)	1,010 (942)	277 (187)	69 (53)	988 (750)	351 (312)	747 (674)	275 (241)	5,427 (4,416)	1,705 (1,548)
安芸高田市	958 (934)	347 (326)	80 (78)	8 (7)	283 (280)	55 (52)	234 (232)	162 (160)	1,555 (1,524)	572 (545)
江田島市	887 (612)	435 (428)	54 (38)	27 (27)	298 (192)	107 (102)	386 (371)	368 (363)	1,625 (1,213)	937 (920)
消防本部設置町計	2,013 (1,944)	1,299 (1,266)	148 (138)	91 (87)	561 (537)	336 (321)	528 (519)	444 (437)	3,250 (3,138)	2,170 (2,111)
府中町	1,501 (1,446)	1,014 (986)	95 (87)	58 (54)	399 (379)	248 (233)	314 (308)	250 (244)	2,309 (2,220)	1,570 (1,517)
北広島町	512 (498)	285 (280)	53 (51)	33 (33)	162 (158)	88 (88)	214 (211)	194 (193)	941 (918)	600 (594)
消防一部事務組合計	16,569 (15,724)	678 (645)	1,803 (1,751)	64 (63)	4,331 (4,228)	173 (170)	4,234 (4,098)	554 (524)	26,937 (25,801)	1,469 (1,402)
備北地区消防組合	2,894 (2,796)	116 (109)	210 (202)	14 (14)	681 (661)	25 (25)	536 (518)	128 (115)	4,321 (4,177)	283 (263)
福山地区消防組合	13,675 (12,928)	562 (536)	1,593 (1,549)	50 (49)	3,650 (3,567)	148 (145)	3,698 (3,580)	426 (409)	22,616 (21,624)	1,186 (1,139)

(注) () 内は、救急告示医療機関への搬送人員(内数)である。

第 2－7 表 年齢区分別搬送人員

(令和 5 年中 単位：人)

消防本部名 区 分	新 生 児	乳 幼 児	少 年	成 人	高 齢 者	計
県計	255	6,018	4,400	36,771	85,803	133,247
消防本部設置市計	198	4,741	3,371	28,818	65,932	103,060
広島市	124	3,139	2,168	18,165	36,469	60,065
呉市	11	293	251	2,029	7,496	10,080
三原市	13	145	120	1,234	3,866	5,378
尾道市	17	195	173	1,613	5,242	7,240
大竹市	1	44	35	335	1,017	1,432
東広島市	28	540	329	3,386	5,975	10,258
廿日市市	4	299	230	1,463	3,431	5,427
安芸高田市	0	47	41	307	1,160	1,555
江田島市	0	39	24	286	1,276	1,625
消防本部設置町計	22	184	102	877	2,065	3,250
府中町	22	156	81	638	1,412	2,309
北広島町	0	28	21	239	653	941
消防一部事務組合計	35	1,093	927	7,076	17,806	26,937
備北地区消防組合	4	96	121	811	3,289	4,321
福山地区消防組合	31	997	806	6,265	14,517	22,616

第 2－8 表 現場到着所要時間別出動件数

(令和 5 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	3 分未満	3 分以上 5 分未満	5 分以上 1 0 分未満	1 0 分以上 2 0 分未満	2 0 分以上	計
県計	1, 269	7, 452	87, 958	55, 876	4, 250	156, 805
消防本部設置市計	842	5, 567	68, 999	43, 799	3, 200	122, 407
広島市	475	2, 878	43, 180	24, 722	1, 563	72, 818
呉市	83	1, 208	7, 791	2, 819	182	12, 083
三原市	21	230	3, 010	2, 476	269	6, 006
尾道市	30	139	3, 604	4, 151	371	8, 295
大竹市	30	207	1, 191	255	30	1, 713
東広島市	121	491	5, 564	5, 265	301	11, 742
廿日市市	27	139	3, 479	2, 604	129	6, 378
安芸高田市	11	123	370	819	319	1, 642
江田島市	44	152	810	688	36	1, 730
消防本部設置町計	51	216	2, 521	892	58	3, 738
府中町	19	129	2, 079	473	3	2, 703
北広島町	32	87	442	419	55	1, 035
消防一部事務組合計	376	1, 669	16, 438	11, 185	992	30, 660
備北地区消防組合	197	735	1, 917	1, 491	216	4, 556
福山地区消防組合	179	934	14, 521	9, 694	776	26, 104

第 2－9 表 収容所要時間別搬送人員

(令和 5 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	1 0 分 未 満		1 0 分 以 上 2 0 分 未 満		2 0 分 以 上 3 0 分 未 満		3 0 分 以 上 6 0 分 未 満		6 0 分 以 上 1 2 0 分 未 満		1 2 0 分 以 上		計	
		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外		うち管外
県計	15	1	1,754	29	20,416	585	90,000	8,319	20,037	5,075	1,025	367	133,247	14,376
消防本部設置市計	11	0	1,094	22	14,803	396	70,241	6,107	16,048	3,939	863	273	103,060	10,737
広島市	11	－	594	20	9,072	324	41,425	2,667	8,417	789	546	54	60,065	3,854
呉市	－	－	199	－	1,623	1	6,717	148	1,481	112	60	25	10,080	286
三原市	－	－	134	－	1,129	22	3,416	511	692	332	7	5	5,378	870
尾道市	－	－	23	－	755	6	5,002	269	1,407	419	53	33	7,240	727
大竹市	－	－	8	－	128	2	966	379	309	238	21	20	1,432	639
東広島市	－	－	58	1	1,447	12	7,263	541	1,455	574	35	19	10,258	1,147
廿日市市	－	－	31	－	369	20	3,715	1,001	1,230	625	82	59	5,427	1,705
安芸高田市	－	－	26	－	148	1	915	250	457	312	9	9	1,555	572
江田島市	－	－	21	1	132	8	822	341	600	538	50	49	1,625	937
消防本部設置町計	－	－	6	0	228	70	2,211	1,377	749	670	56	53	3,250	2,170
府中町	－	－	3	－	182	70	1,723	1,140	372	334	29	26	2,309	1,570
北広島町	－	－	3	－	46	－	488	237	377	336	27	27	941	600
消防一部事務組合計	4	1	654	7	5,385	119	17,548	835	3,240	466	106	41	26,937	1,469
備北地区消防組合	1	1	165	5	940	31	2,587	107	608	125	20	14	4,321	283
福山地区消防組合	3	－	489	2	4,445	88	14,961	728	2,632	341	86	27	22,616	1,186

第 2 - 1 0 表 医師の現場出動件数

(令和 5 年中 単位：件)

消防本部名	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
県計	56	33	29	77	195
消防本部設置市計	31	13	12	32	88
広島市	22	12	8	14	56
呉市	1	-	1	3	5
三原市	-	-	-	-	-
尾道市	1	-	-	1	2
大竹市	-	-	-	-	-
東広島市	2	1	-	7	10
廿日市市	1	-	3	1	5
安芸高田市	-	-	-	4	4
江田島市	4	-	-	2	6
消防本部設置町計	1	-	2	24	27
府中町	1	-	2	23	26
北広島町	-	-	-	1	1
消防一部事務組合計	24	20	15	21	80
備北地区消防組合	19	17	14	20	70
福山地区消防組合	5	3	1	1	10

第 2 - 1 1 表 事故種別不搬送件数

(令和 5 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	その他				計
											転院搬送	医師搬送	資機材等搬 送	そ の 他	
県計	321	-	40	2,149	65	42	3,219	168	446	15,919	236	194	2	1,297	24,098
消防本部設置市計	308	-	37	1,752	59	33	2,680	141	331	12,817	217	175	2	1,200	19,752
広島市	124	-	12	1,191	34	15	1,689	101	223	8,502	105	127	2	787	12,912
呉市	13	-	4	154	3	4	323	14	21	1,276	2	6	-	213	2,033
三原市	25	-	7	86	3	3	87	3	13	424	4	-	-	18	673
尾道市	63	-	7	92	4	2	147	5	15	633	3	22	-	87	1,080
大竹市	-	-	1	12	1	-	51	1	8	196	1	-	-	12	283
東広島市	66	-	2	144	9	7	182	10	28	947	98	19	-	81	1,593
廿日市市	17	-	3	62	5	1	161	5	16	698	3	-	-	-	971
安芸高田市	-	-	-	6	-	-	15	1	6	63	1	-	-	1	93
江田島市	-	-	1	5	-	1	25	1	1	78	-	1	-	1	114
消防本部設置町計	-	-	-	49	4	1	75	2	16	310	6	-	-	35	498
府中町	-	-	-	35	3	1	67	2	11	248	4	-	-	26	397
北広島町	-	-	-	14	1	-	8	-	5	62	2	-	-	9	101
消防一部事務組合計	13	-	3	348	2	8	464	25	99	2,792	13	19	-	62	3,848
備北地区消防組合	8	-	-	24	-	-	26	1	12	129	1	3	-	51	255
福山地区消防組合	5	-	3	324	2	8	438	24	87	2,663	12	16	-	11	3,593

第 2 - 1 2 表 救助隊数及び救助隊員数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分 消防本部名	救 助 隊 数 (単位：隊)			救 助 隊 員 数 (単位：人)		
	計	専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊	計	専 任 救 助 隊	兼 任 救 助 隊
県計	33	16	17	509	234	275
消防本部設置市計	21	13	8	310	194	116
広島市	8	8	－	134	134	－
呉市	3	1	2	43	16	27
三原市	1	1	－	14	4	10
尾道市	1	1	－	12	12	－
大竹市	1	－	1	10	－	10
東広島市	3	1	2	30	12	18
廿日市市	2	1	1	38	16	22
安芸高田市	1	－	1	14	－	14
江田島市	1	－	1	15	－	15
消防本部設置町計	2	1	1	31	12	19
府中町	1	1	－	15	12	3
北広島町	1	－	1	16	－	16
消防一部事務組合計	10	2	8	168	28	140
備北地区消防組合	3	1	2	66	12	54
福山地区消防組合	7	1	6	102	16	86

注 政令第 3 条救助隊を記入

第 2 - 1 3 表 救助隊が搭乗する車両

(令和6年4月1日現在)

区 分 消防本部名	救 助 工 作 車	はしご車	屈 折 はしご車	ポンプ車	水 槽 付 ポンプ車	化 学 車	そ の 他	計
県計	29	20	1	5	9	3	15	82
消防本部設置市計	20	14	1	2	4	2	14	57
広島市	8	9	-	-	3	-	5	25
呉市	2	1	-	2	-	1	4	10
三原市	1	1	-	-	-	-	1	3
尾道市	1	1	-	-	-	-	1	3
大竹市	1	-	-	-	1	1	1	4
東広島市	3	1	1	-	-	-	-	5
廿日市市	2	1	-	-	-	-	1	4
安芸高田市	1	-	-	-	-	-	-	1
江田島市	1	-	-	-	-	-	1	2
消防本部設置町計	2	1	-	-	1	-	-	4
府中町	1	1	-	-	-	-	-	2
北広島町	1	-	-	-	1	-	-	2
消防一部事務組合計	7	5	-	3	4	1	1	21
備北地区消防組合	2	1	-	1	-	-	1	5
福山地区消防組合	5	4	-	2	4	1	-	16

第 2 - 1 4 表 事故種別救助出動件数

(令和 5 年中 単位：件)

区 分 消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	54	12	458	66	-	37	621	13	-	563	1,824
消防本部設置市計	46	12	321	54	-	23	498	4	-	457	1,415
広島市	13	1	118	26	-	13	471	1	-	298	941
呉市	-	-	13	6	-	1	-	-	-	10	30
三原市	2	-	40	9	-	3	10	-	-	9	73
尾道市	10	-	26	6	-	3	10	-	-	15	70
大竹市	-	-	4	1	-	-	1	-	-	7	13
東広島市	21	11	83	1	-	2	1	2	-	36	157
廿日市市	-	-	20	5	-	-	4	1	-	79	109
安芸高田市	-	-	16	-	-	1	1	-	-	3	21
江田島市	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
消防本部設置町計	-	-	14	-	-	-	-	-	-	34	48
府中町	-	-	3	-	-	-	-	-	-	30	33
北広島町	-	-	11	-	-	-	-	-	-	4	15
消防一部事務組合計	8	-	123	12	-	14	123	9	-	72	361
備北地区消防組合	2	-	20	1	-	7	10	1	-	14	55
福山地区消防組合	6	-	103	11	-	7	113	8	-	58	306

(注) 「救助出動件数」とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数をいう。

第 2 - 1 5 表 事故種別救助活動件数

(令和 5 年中 単位：件)

消防本部名 区 分	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	54	12	252	57	-	22	483	10	-	364	1,254
消防本部設置市計	46	12	181	46	-	15	395	2	-	280	977
広島市	13	1	55	21	-	5	373	1	-	166	635
呉市	-	-	12	6	-	1	-	-	-	10	29
三原市	2	-	30	7	-	3	10	-	-	7	59
尾道市	10	-	14	6	-	3	8	-	-	14	55
大竹市	-	-	3	1	-	-	1	-	-	6	11
東広島市	21	11	46	1	-	2	-	-	-	21	102
廿日市市	-	-	14	4	-	-	2	1	-	53	74
安芸高田市	-	-	7	-	-	1	1	-	-	3	12
江田島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	-	-	7	-	-	-	-	-	-	26	33
府中町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	23	24
北広島町	-	-	6	-	-	-	-	-	-	3	9
消防一部事務組合計	8	-	64	11	-	7	88	8	-	58	244
備北地区消防組合	2	-	10	1	-	3	7	1	-	12	36
福山地区消防組合	6	-	54	10	-	4	81	7	-	46	208

(注) 「救助活動件数」とは、救助出動件数のうち、実際に救助活動を行った件数をいう。

第 2 - 1 6 表 事故種別救助人員の状況

(令和 5 年中 単位：人)

消防本部名 区 分	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	35	1	376	56	-	22	382	7	-	371	1,250
消防本部設置市計	26	1	288	45	-	15	321	3	-	289	988
広島市	19	-	60	21	-	6	302	1	-	107	516
呉市	-	-	77	6	-	1	-	-	-	76	160
三原市	2	-	48	6	-	3	7	-	-	6	72
尾道市	4	-	15	5	-	2	8	-	-	12	46
大竹市	-	-	11	1	-	-	1	-	-	6	19
東広島市	1	1	47	1	-	2	-	-	-	20	72
廿日市市	-	-	23	5	-	-	2	2	-	60	92
安芸高田市	-	-	7	-	-	1	1	-	-	2	11
江田島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	-	-	11	-	-	-	-	-	-	25	36
府中町	-	-	1	-	-	-	-	-	-	22	23
北広島町	-	-	10	-	-	-	-	-	-	3	13
消防一部事務組合計	9	-	77	11	-	7	61	4	-	57	226
備北地区消防組合	2	-	10	1	-	3	7	1	-	12	36
福山地区消防組合	7	-	67	10	-	4	54	3	-	45	190

第 2 - 1 7 表 火災時における救助活動の状況

(令和 5 年中 単位：件)

区 分	救を火	助行災	活っ件	動た数	同出消	左し隊	にた数	救を火	助伴災	人っ件	員た数	救 助 人 員
消防本部名												
県計				66			592				23	36
消防本部設置市計				58			514				16	27
広島市				14			178				9	19
呉市				-			-				-	-
三原市				2			13				2	2
尾道市				10			81				3	4
大竹市				-			-				-	-
東広島市				32			242				2	2
廿日市市				-			-				-	-
安芸高田市				-			-				-	-
江田島市				-			-				-	-
消防本部設置町計				-			-				-	-
府中町				-			-				-	-
北広島町				-			-				-	-
消防一部事務組合計				8			78				7	9
備北地区消防組合				2			13				2	2
福山地区消防組合				6			65				5	7

第 2 - 1 8 表 事故種別救助出動人員

(令和 5 年中 単位：人)

消防本部名 区 分	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	1,932	295	6,562	1,335	－	500	9,007	172	－	7,805	27,608
消防本部設置市計	1,495	295	4,764	1,163	－	371	7,710	83	－	6,784	22,665
広島市	679	43	2,029	718	－	227	7,440	49	－	5,099	16,284
呉市	－	－	303	148	－	22	－	－	－	270	743
三原市	39	－	539	119	－	42	85	－	－	86	910
尾道市	254	－	461	101	－	50	134	－	－	250	1,250
大竹市	－	－	34	6	－	－	5	－	－	51	96
東広島市	523	252	998	10	－	17	9	19	－	429	2,257
廿日市市	－	－	258	61	－	－	29	15	－	574	937
安芸高田市	－	－	128	－	－	13	8	－	－	25	174
江田島市	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	14
消防本部設置町計	－	－	118	－	－	－	－	－	－	231	349
府中町	－	－	33	－	－	－	－	－	－	204	237
北広島町	－	－	85	－	－	－	－	－	－	27	112
消防一部事務組合計	437	－	1,680	172	－	129	1,297	89	－	790	4,594
備北地区消防組合	43	－	188	11	－	53	66	10	－	98	469
福山地区消防組合	394	－	1,492	161	－	76	1,231	79	－	692	4,125

(注) 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 なお、火災の場合には、救助活動を行った火災に出動したすべての人員をいう。

第 2 - 1 9 表 事故種別救助活動人員

(令和 5 年中 単位：人)

区 分 消防本部名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	716	177	2,340	611	-	218	2,653	95	-	2,685	9,495
消防本部設置市計	660	177	1,656	508	-	155	1,918	19	-	1,974	7,067
広島市	137	11	294	158	-	42	1,735	4	-	908	3,289
呉市	-	-	236	124	-	22	-	-	-	235	617
三原市	18	-	309	92	-	34	81	-	-	56	590
尾道市	136	-	127	60	-	27	75	-	-	173	598
大竹市	-	-	24	6	-	-	5	-	-	45	80
東広島市	369	166	454	10	-	17	-	-	-	147	1,163
廿日市市	-	-	155	58	-	-	14	15	-	387	629
安芸高田市	-	-	57	-	-	13	8	-	-	23	101
江田島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	-	-	54	-	-	-	-	-	-	184	238
府中町	-	-	10	-	-	-	-	-	-	162	172
北広島町	-	-	44	-	-	-	-	-	-	22	66
消防一部事務組合計	56	-	630	103	-	63	735	76	-	527	2,190
備北地区消防組合	19	-	82	11	-	23	42	10	-	84	271
福山地区消防組合	37	-	548	92	-	40	693	66	-	443	1,919

(注) 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち、実際に救助活動を行った人員をいう。

第 2 - 2 0 表 事故種別救助出動車両等台数

(令和 5 年中 単位：台)

区 分 団 体 名	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機 械 による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	498	84	1,932	388	-	148	2,385	52	-	2,172	7,659
消防本部設置市計	420	84	1,391	331	-	106	1,996	24	-	1,855	6,207
広島市	168	10	539	178	-	59	1,914	13	-	1,317	4,198
呉市	-	-	110	52	-	6	-	-	-	88	256
三原市	13	-	159	39	-	13	24	-	-	26	274
尾道市	80	-	152	39	-	18	43	-	-	86	418
大竹市	-	-	11	2	-	-	2	-	-	18	33
東広島市	159	74	304	3	-	6	3	6	-	135	690
廿日市市	-	-	78	18	-	-	8	5	-	177	286
安芸高田市	-	-	33	-	-	4	2	-	-	8	47
江田島市	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5
消防本部設置町計	-	-	44	-	-	-	-	-	-	82	126
府中町	-	-	10	-	-	-	-	-	-	71	81
北広島町	-	-	34	-	-	-	-	-	-	11	45
消防一部事務組合計	78	-	497	57	-	42	389	28	-	235	1,326
備北地区消防組合	13	-	56	4	-	16	19	3	-	29	140
福山地区消防組合	65	-	441	53	-	26	370	25	-	206	1,186

(注) 「救助出動車両等」とは、救助活動を行うために出動したすべての車両等をいう。

第 2 - 2 1 表 事故種別救助活動車両等台数

(令和 5 年中 単位：台)

消防本部名 区 分	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	風 水 害 等 自 然 災 害	機械による 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他 の 事 故	計
	建 物	建 物 以 外									
県計	188	47	695	192	-	67	697	30	-	761	2,677
消防本部設置市計	172	47	488	156	-	47	471	6	-	534	1,921
広島市	23	2	73	36	-	10	416	1	-	211	772
呉市	-	-	85	44	-	6	-	-	-	72	207
三原市	11	-	92	31	-	11	23	-	-	18	186
尾道市	41	-	40	23	-	10	24	-	-	57	195
大竹市	-	-	8	2	-	-	2	-	-	15	27
東広島市	97	45	126	3	-	6	-	-	-	45	322
廿日市市	-	-	49	17	-	-	4	5	-	108	183
安芸高田市	-	-	15	-	-	4	2	-	-	8	29
江田島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	-	-	21	-	-	-	-	-	-	62	83
府中町	-	-	3	-	-	-	-	-	-	53	56
北広島町	-	-	18	-	-	-	-	-	-	9	27
消防一部事務組合計	16	-	186	36	-	20	226	24	-	165	673
備北地区消防組合	6	-	25	4	-	7	12	3	-	25	82
福山地区消防組合	10	-	161	32	-	13	214	21	-	140	591

(注) 「救助活動車両等」とは、出動車両等のうち、実際に活動した車両等をいう。

第 2－2 表 救助活動のための主な救助器具の保有状況

(令和6年4月1日現在)

消防本部名	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	化学防護服（陽圧式を除く）	陽圧式化学防護服	放射線防護服	簡易画像探索機	省令別表第2								省令別表第3								
															マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	ロープ登降機	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	水中探査装置	二酸化炭素探査装置
県計	162	35	47	44	77	155	261	26	116	1,261	1,011	113	49	20	53	48	55	37	44	92	42	58	77	18	9	70	7	6	4	4	2
消防本部設置市計	108	25	39	32	52	116	195	23	92	912	927	90	33	14	34	33	38	25	31	65	30	43	57	11	6	58	5	4	3	4	2
広島市	40	10	12	10	9	51	54	8	49	357	51	40	15	8	9	9	10	9	8	9	13	11	16	5	2	19	2	2	2	1	2
呉市	8	3	3	9	5	13	25	3	1	120	125	15	4	2	3	2	2	3	1	6	3	5	11	1	1	7	1	1	1	-	-
三原市	6	2	6	6	5	7	19	1	9	64	489	6	2	1	3	2	2	1	5	8	1	6	4	1	1	4	-	-	-	-	-
尾道市	11	2	2	-	6	11	28	3	11	89	33	9	-	1	2	10	12	1	7	5	2	5	5	-	-	6	-	-	-	-	-
大竹市	4	1	1	-	3	5	3	1	4	48	50	8	2	-	1	1	1	1	1	-	2	2	5	1	-	3	-	-	-	-	-
東広島市	21	3	12	5	13	7	36	3	9	132	75	6	8	2	10	4	5	6	4	18	5	5	14	2	2	11	2	1	-	1	-
廿日市市	13	2	3	2	6	16	21	2	5	61	89	4	-	-	3	2	2	3	3	2	3	6	-	1	-	6	-	-	-	2	-
安芸高田市	3	1	-	-	3	3	3	1	2	25	-	-	2	-	2	2	3	-	1	12	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島市	2	1	-	-	2	3	6	1	2	16	15	2	-	-	1	1	1	1	1	5	1	1	2	-	-	2	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	11	1	3	3	2	9	8	1	9	52	15	5	2	1	6	2	3	2	2	2	2	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-
府中町	4	-	1	1	1	3	3	1	5	25	15	3	-	1	5	1	2	2	1	-	1	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
北広島町	7	1	2	2	1	6	5	-	4	27	-	2	2	-	1	1	1	-	1	2	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
消防一部事務組合計	43	9	5	9	23	30	58	2	15	297	69	18	14	5	13	13	14	10	11	25	10	12	20	7	3	9	2	2	1	-	-
備北地区消防組合	14	3	1	5	5	7	24	1	15	83	2	9	6	2	3	4	5	2	3	3	4	3	5	1	-	1	-	-	-	-	-
福山地区消防組合	29	6	4	4	18	23	34	1	-	214	67	9	8	3	10	9	9	8	8	22	6	9	15	6	3	8	2	2	1	-	-

第3 消防職団員の活動と処遇

第3 消防職団員の活動と処遇

1 活動状況

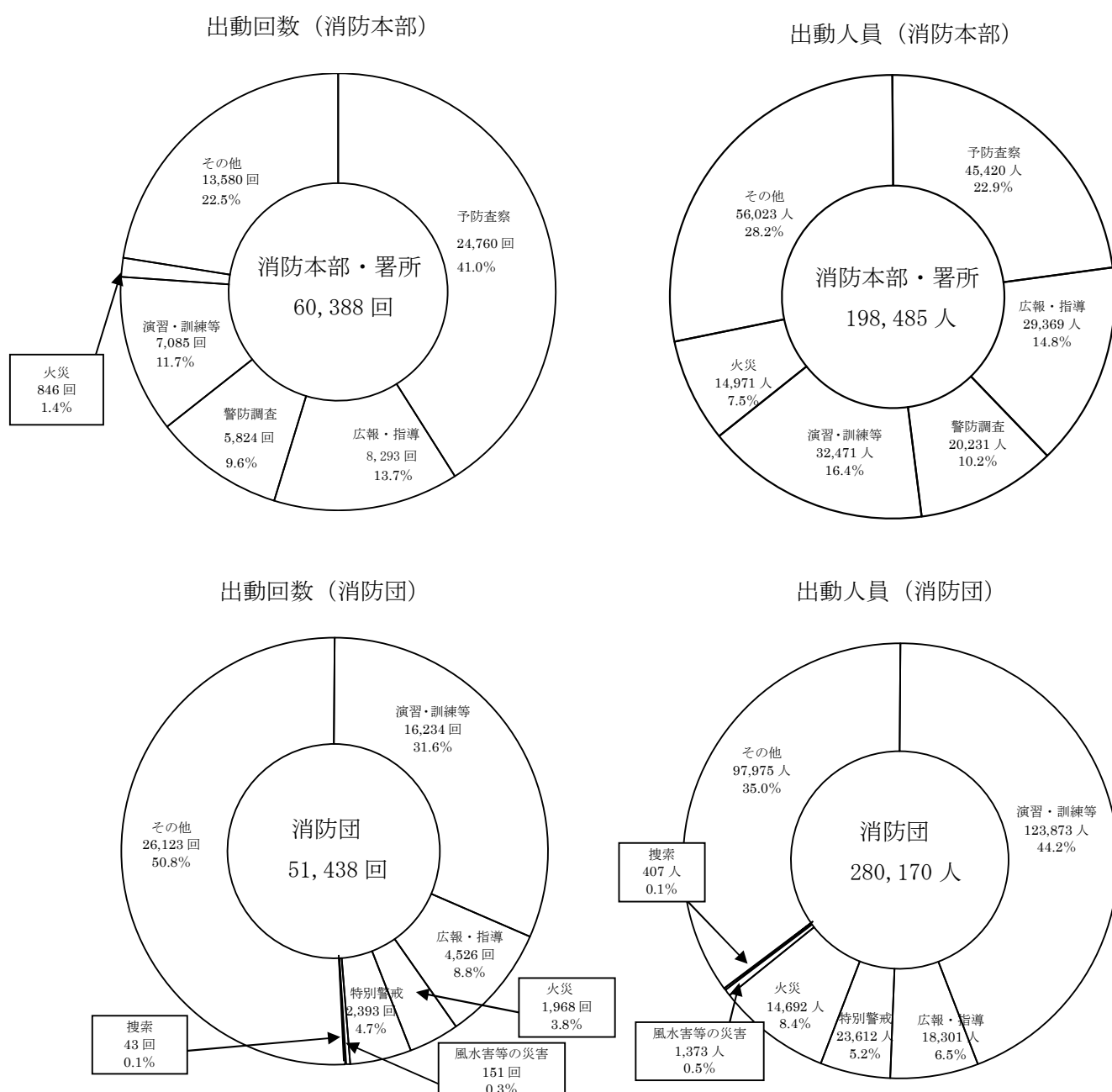
令和5年中における県内消防機関の活動状況をみると、救急・救助活動を除いた出動回数は111,826回で、出動延人員は478,655人となっている。

また、1日当たりの出動回数は306回、4分42秒に1回の割合で出動したこととなる。

そのうち、消防団員の出動回数は51,438回、出動延人員は280,170人となっており、火災等において初期消火、残火処理に当たるほか、特別警戒においても多くの消防団員が出動している。また、広報・指導活動も積極的に行われている。(第1図、第1表)

なお、職務遂行中に負傷した消防職団員は第2表のとおりである。

第1図 消防機関の出動状況（令和5年中）



第1表 消防機関の出動状況

(令和5年中)

区 分		計	火 災	風水害等 の災害	演習・ 訓練等	広報・ 指導	警防調査
消防本部	回数	60,388	846	53	7,085	8,293	5,824
	延人員	198,485	14,971	208	32,471	29,369	20,231
消防団	回数	51,438	1,968	151	16,234	4,526	1
	延人員	280,170	14,629	1,373	123,873	18,301	22

区 分		火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
消防本部	回数	984	377	16	24,760	611	11,539
	延人員	5,737	1,381	99	45,420	6,457	42,141
消防団	回数	—	2,393	43	—	116	26,006
	延人員	—	23,612	407	—	568	97,385

第2表 消防吏員及び消防団員の公務による死傷者数

(令和5年中)

区 分		計	火災	風水害 等	救急 業務	演習・ 訓練等	特別 警戒	捜索	その他
消防本部	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	16	1	—	1	6	—	—	8
消防団	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	22	3	—	—	15	1	—	3
合計	死者	—	—	—	—	—	—	—	—
	負傷者	38	4	—	1	21	1	—	11

第3－1表 消防機関の出動回数(消防本部・署所)

(令和5年中)

	計	火 災	風水害等 の災害	演習・訓 練等	広報・ 指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
県 計	60,388	846	53	7,085	8,293	5,824	984	377	16	24,760	611	11,539
広島市	19,835	249	21	4,634	2,285	1,471	437	23	—	10,548	167	—
呉市	4,759	64	—	76	370	696	64	271	—	2,016	45	1,157
三原市	2,812	83	2	13	609	567	83	3	—	432	17	1,003
尾道市	4,301	47	8	769	810	304	31	9	—	924	21	1,378
大竹市	703	7	—	41	—	99	1	—	—	515	3	37
東広島市	6,328	123	1	19	918	868	38	7	6	752	265	3,331
廿日市市	2,229	29	2	465	82	279	29	14	3	732	8	586
安芸高田市	421	22	—	16	120	24	24	—	2	150	3	60
江田島市	1,157	12	3	7	616	160	—	—	—	351	4	4
府中町	589	10	1	84	160	107	7	6	—	34	20	160
北広島町	1,760	14	—	4	191	19	18	—	—	1,421	3	90
備北地区消防組合	4,424	76	—	904	914	382	123	—	1	1,824	33	167
福山地区消防組合	11,070	110	15	53	1,218	848	129	44	4	5,061	22	3,566

第3－2表 消防機関の出動延人員(消防本部・署所)

(令和5年中)

	計	火 災	風水害等 の災害	演習・訓 練等	広報・ 指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜 索	予防査察	誤報等	その他
県 計	198,485	14,971	208	32,471	29,369	20,231	5,737	1,381	99	45,420	6,457	42,141
広島市	56,730	6,637	100	19,991	5,025	5,965	3,200	96	—	12,251	3,465	—
呉市	19,364	1,316	—	1,012	1,110	2,088	166	868	—	6,048	836	5,920
三原市	10,317	984	7	255	1,949	1,903	323	16	—	1,036	208	3,636
尾道市	14,926	885	25	2,754	2,751	1,096	201	31	—	2,262	248	4,673
大竹市	2,083	49	—	430	—	295	2	—	—	1,184	12	111
東広島市	20,081	1,479	3	103	2,856	2,649	130	21	19	2,304	1,002	9,515
廿日市市	8,176	279	13	1,833	236	871	182	174	27	732	76	3,753
安芸高田市	1,308	222	—	346	154	72	120	—	17	167	29	181
江田島市	3,050	126	7	113	1,631	368	—	—	—	751	36	18
府中町	1,853	83	7	353	389	328	27	22	—	82	105	457
北広島町	3,590	135	—	26	625	57	82	—	—	2,389	23	253
備北地区消防組合	17,294	637	—	4,708	3,094	1,316	490	—	2	6,092	327	628
福山地区消防組合	39,713	2,139	46	547	9,549	3,223	814	153	34	10,122	90	12,996

第3－3表 消防機関の出動回数(消防団)

(令和5年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	搜索	予防査察	誤報等	その他
県 計	51,438	1,968	151	16,234	4,526	1	—	2,393	43	—	116	26,006
広島市	8,259	105	96	3,535	796	—	—	418	—	—	75	3,234
呉市	717	28	6	98	61	—	—	456	2	—	—	66
竹原市	32	2	—	10	3	—	—	17	—	—	—	—
三原市	3,734	184	—	549	556	—	—	316	—	—	38	2,091
尾道市	8,304	333	4	2,973	916	—	—	364	4	—	—	3,710
福山市	26,287	1,044	29	7,140	1,248	—	—	484	20	—	—	16,322
府中市	75	56	—	10	4	—	—	5	—	—	—	—
三次市	1,175	35	4	297	811	—	—	24	4	—	—	—
庄原市	83	39	1	43	—	—	—	—	—	—	—	—
大竹市	113	1	—	78	7	—	—	8	—	—	—	19
東広島市	506	22	1	279	20	—	—	180	4	—	—	—
廿日市市	819	10	1	441	50	—	—	56	3	—	1	257
安芸高田市	156	30	3	112	8	—	—	3	—	—	—	—
江田島市	787	6	—	480	24	—	—	22	3	—	—	252
府中町	65	1	—	16	—	—	—	12	—	—	—	36
海田町	98	2	2	61	15	—	—	8	—	—	—	10
熊野町	20	6	—	6	1	—	—	5	2	—	—	—
坂町	84	3	3	61	5	1	—	2	—	—	—	9
安芸太田町	12	2	—	4	—	—	—	5	1	—	—	—
北広島町	15	9	—	5	—	—	—	1	—	—	—	—
大崎上島町	14	2	1	6	1	—	—	4	—	—	—	—
世羅町	36	25	—	6	—	—	—	3	—	—	2	—
神石高原町	47	23	—	24	—	—	—	—	—	—	—	—

第3－4表 消防機関の出動延人員(消防団)

(令和5年中)

	計	火災	風水害等の災害	演習・訓練等	広報・指導	警防調査	火災調査	特別警戒	捜索	予防査察	誤報等	その他
県 計	280,170	14,629	1,373	123,873	18,301	22	—	23,612	407	—	568	97,385
広島市	47,556	930	608	24,858	2,890	—	—	3,774	—	—	403	14,093
呉市	20,355	564	51	12,415	797	—	—	4,554	22	—	—	1,952
竹原市	1,384	75	—	299	393	—	—	617	—	—	—	—
三原市	13,803	687	—	2,583	1,799	—	—	1,367	—	—	136	7,231
尾道市	27,344	1,103	23	9,742	3,972	—	—	1,632	14	—	—	10,858
福山市	111,757	4,915	145	39,194	4,962	—	—	2,810	66	—	—	59,665
府中市	2,914	616	—	1,087	259	—	—	952	—	—	—	—
三次市	9,215	715	295	4,461	2,434	—	—	1,216	94	—	—	—
庄原市	2,527	966	14	1,547	—	—	—	—	—	—	—	—
大竹市	1,994	9	—	1,672	15	—	—	227	—	—	—	71
東広島市	7,411	493	14	4,650	152	—	—	2,027	75	—	—	—
廿日市市	11,368	137	17	7,645	382	—	—	960	35	—	1	2,191
安芸高田市	4,676	969	16	2,931	53	—	—	707	—	—	—	—
江田島市	4,220	67	—	2,922	60	—	—	151	26	—	—	994
府中町	641	8	—	304	—	—	—	178	—	—	—	151
海田町	1,046	6	98	661	64	—	—	105	—	—	—	112
熊野町	771	226	—	256	5	—	—	215	69	—	—	—
坂町	3,052	90	79	2,426	54	22	—	314	—	—	—	67
安芸太田町	1,220	72	—	267	—	—	—	875	6	—	—	—
北広島町	1,653	339	—	735	—	—	—	579	—	—	—	—
大崎上島町	637	48	13	250	10	—	—	316	—	—	—	—
世羅町	1,549	616	—	869	—	—	—	36	—	—	28	—
神石高原町	3,077	978	—	2,099	—	—	—	—	—	—	—	—

第3－5表 非常勤消防団員の報酬及び出動手当等

(令和6年4月1日現在)

区分 団体名	報酬年額(円)(条例で定める1人当たりの額)							回数, 時間及び日額を支給単位としている場合の 出動手当(円)(条例で定める1人1回当たりの額)			
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	火災	風水害	警戒	訓練
広島市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,500	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
呉市	82,500	69,000	50,500	45,500	39,500	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	3,000
竹原市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
三原市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
尾道市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	6,000	6,000
福山市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	8,000	8,000	2,000	2,000
府中市	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
三次市	100,000	86,000	50,500	45,500	37,000	—	36,500	8,000	8,000	2,600	2,600
庄原市	100,000	80,000	60,000	45,500	39,000	37,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
大竹市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
東広島市	82,500	69,000	50,500	45,500	39,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	3,000
廿日市市	103,500	75,000	50,500	45,500	39,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
安芸高田市	116,000	82,000	65,000	53,000	44,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
江田島市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	2,400	2,400
府中町	82,500	69,000	50,500	45,500	38,500	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
海田町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
熊野町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
坂町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
安芸太田町	103,000	73,000	53,000	43,000	34,000	25,000	19,000	8,000	8,000	7,000	7,000
北広島町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	7,000
大崎上島町	82,500	62,000	44,000	38,000	31,000	25,000	21,000	8,000	8,000	4,000	4,000
世羅町	93,800	83,800	73,800	53,800	32,400	22,400	17,100	8,000	8,000	8,000	3,700
神石高原町	78,000	58,000	48,000	41,000	36,000	26,000	18,500	—	—	3,300	3,300

第 4 防 災 対 策

第4 防災対策

近年、東南海・南海地震を始めとする大規模な地震発生の切迫性の高まりや、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生や、さらにはテロや武力攻撃事態等、危機事案が多様化している。

このような危機に即応できるよう、平成20年度から、知事直轄の組織として危機管理監を設置するとともに、危機管理センターを常設し、危機管理体制を強化している。

1 防災行政

(1) 防災会議

市町防災会議は、その地域における防災活動の総合調整を行うとともに、地域防災計画を作成して、防災対策を実施している。令和5年度中における防災会議の開催状況は、第1表のとおりであり、防災計画の修正及び防災訓練の実施等について検討を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、防災会議が作成する地域における防災の総合的な計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、必要な修正が行われている。令和5年度中における修正状況は、第1表のとおりである。

(3) 防災訓練

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、防災訓練等を実施し、日ごろから実践的な対応能力をかん養する必要がある。市町においては、風水害、地震、林野火災等様々な災害を想定し、防災訓練を実施しており、その状況は、第1表のとおりである。

第1表 防災行政の状況

年度	防災会議		地域防災計画	防災訓練						
	開催市町数	開催回数	修正回数	実施回数	目的					
					風水害	地震	コンビナート災害	大火災	林野火災	その他
R5	21	21	21	66	26	23	1	0	1	12
R4	17	17	17	66	37	23	0	0	2	8
R3	19	20	23	43	23	10	0	0	0	21
R2	16	17	22	42	25	5	0	0	5	25
31	20	20	21	21	35	13	0	0	6	20
30	15	15	16	76	21	19	1	0	7	35
29	20	21	20	83	22	27	0	0	9	37
28	18	18	19	72	26	28	1	0	9	12
27	17	19	20	115	27	41	0	0	7	2
26	17	18	19		23	39	2	1	7	17
25	17	22	19	154	31	70	1	1	8	57
24	16	17	16	159	28	73	2	2	18	21

(注) 防災訓練の目的欄では、訓練の想定災害について、複数の想定がある場合、それぞれ想定ごとに訓練回数を計上した。

2 情報通信体制

災害時において迅速かつ的確な災害応急活動を実施するためには、日ごろから各種防災情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。

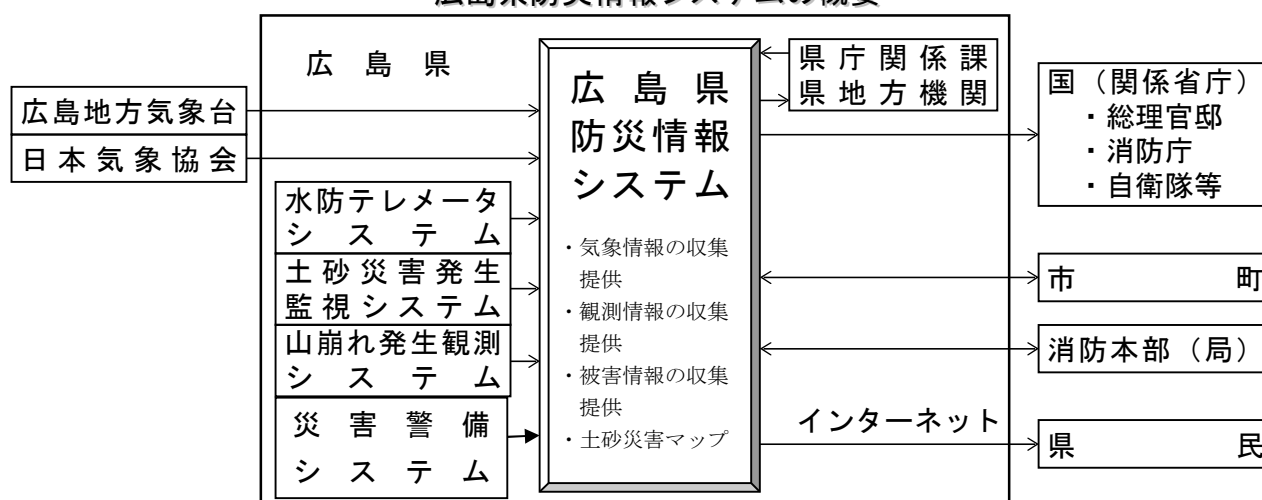
(1) 広島県防災情報システム

平成11年6月の集中豪雨や平成13年芸予地震を教訓に、広島県では、複雑化・多様化する災害への対応力を強化するため、気象情報や観測情報を防災関係機関にリアルタイムで提供可能とするなど防災情報システムを整備し、運用している。

平成13年6月からは、インターネットにより県民等への情報提供を開始するとともに、平成14年度には各市町村の専用端末から被害情報を入力することで、防災関係機関へ逐次情報提供を可能とするなどの機能拡充を行い、平成15年度からシステムを運用開始した。

現行のシステムは平成30年1月から運用開始しているものである。

広島県防災情報システムの概要



(2) 市町の防災行政無線

防災行政無線は、市町における災害対策の業務を遂行するため整備したもので、同報系無線と移動系無線がある。

令和6年4月1日現在の市町の整備状況は、第2表のとおりである。

(注) 同報系無線及び有線放送加入件数については、消防庁による「消防防災・震災対策現況調査」の対象外となったため、掲載していない。

第2表 防災行政無線局数（毎年4月1日現在の状況）

年	同報系無線				移動系無線					有線放送 加入件数 (世帯数)
	親局	中継局	同報子局		基地局	中継局	移動局			
			屋外方式	戸別方式			車載型	可搬型	携帯型	
令和 6 年					14	57	279	11	1, 042	
令和 5 年					14	57	307	5	1, 041	
令和 4 年					14	57	251	5	1, 041	
令和 3 年					14	57	251	5	1, 041	
令和 2 年					18	60	366	7	1, 022	
平成 3 1 年					24	9	377	26	1, 058	
平成 3 0 年					25	8	347	26	496	
平成 2 9 年					23	8	400	34	1, 071	
平成 2 8 年	204	41	1, 384	52, 846	39	18	444	166	1, 154	38, 874

(3) 市町の情報連絡体制

令和6年4月1日現在における市町の住民に対する避難等の伝達や勤務時間外に災害等の情報を入手する体制は、第3表のとおりである。

第3表 防災行政無線の整備状況（令和6年4月1日現在の状況）

区分		市町数
住民に対する避難の指示等の伝達手段	防災行政無線通信網の戸別受信方式	1 3
	〃 の同報受信方式	1 6
	農協・漁協等の通信設備（有線を含む）	1
	広報車	2 3
	サイレン	1 4
	半鐘	
	報道機関	1 6
	自主防災組織を通じて	1 4
	その他	1 6
勤務時間外における情報連絡	市町職員の宿日直	4
	守衛等	1 4
	民間委託警備員等	8
	当該市町の消防機関の宿日直	1 0
	その他	5

（注） 2以上の体制がある市町についてはそれぞれ計上している。

3 自主防災組織の状況

自主防災組織は、災害発生時の被害を最小限に防止・軽減するため、地域住民が初期消火、応急手当、避難誘導等の活動を行うもので、地域ぐるみの防災体制を整備するためには、地域住民の連携意識に基づく自主防災組織の育成強化を促進する必要がある。

令和6年4月1日現在の県内における自主防災組織の状況は、第5表のとおりである。組織率は着実に向上しており、前年（令和5年4月1日現在）に比べて0.2ポイント増加した。

第4表 自主防災組織の状況

区 分	組 織 数				組織されている地域の 世 帯 数 (世帯)	組織率 (%)
	町内会 単 位	小学校区 単 位	その他	計		
令和6年 4月1日	2,973	135	247	3,355	1,272,870	95.0
令和5年 4月1日	3,018	134	241	3,393	1,264,148	94.7
令和4年 4月1日	2,946	137	252	3,335	1,253,893	94.3
令和3年 4月1日	3,021	139	173	3,333	1,252,281	94.1
令和2年 4月1日	2,978	136	193	3,307	1,244,305	93.7
令和元年 4月1日	2,965	134	179	3,278	1,223,232	92.9
平成30年 4月1日	2,929	137	171	3,237	1,209,679	92.6

(注) 組織率は組織されている地域の世帯数を県の総世帯数で除したものである。

4 災害危険箇所等の状況

市町においては、山崩れ、崖崩れ、地すべりなどの災害が発生するおそれがある災害危険箇所の名称・位置等を市町地域防災計画の本編あるいは資料編等で明示しているが、令和6年4月1日現在の状況は、第5表のとおりである。

第5表 災害危険箇所等の状況（令和6年4月1日現在の状況）

土砂災害警戒区域等指定箇所			山地に 起因する 災害危険 箇所	なだれ 災害危険 箇所	河川	海岸	ため池	宅地造成 工事規制 区域(k㎡)
土石流	急傾斜	地すべり						
16,892	30,785	117	25,092	336	737	118	3,912	－(※)

(※) 盛土規制法が施行されたことにより、宅地造成工事規制区域の制限が県内全域へ変更された

5 防災ヘリコプターの運航

広島県では、災害時の偵察・救援活動、傷病者の搬送、林野火災の消火活動、山岳・水難救助活動等に活用するため、平成8年7月11日から防災ヘリコプター「メイプル」を運航している。

(1) ヘリコプターの諸元等（平成25年1月1日より現機体により運航）

ア 諸元

型式	アグスタ式 AW139 型	エンジン最大出力	3, 358馬力
定員	16人	最大全装備重量	6, 400kg
全長 (主回転翼を含む)	13.77m (16.66m)	機体自重	4, 581kg
全幅 (主回転翼を含む)	3.04m (13.80m)	巡航速度	278km/h
全高	3.93m	航続距離	730km

※ 基地（広島県防災航空センター）から県内全域に25分以内で到着可能。

イ 主な装備品

- 赤外線暗視装置
目標物が出す赤外線をとらえて映像化する装置
- GPSマップ装置
人工衛星からの情報により機体の現在位置を表示する装置
- 患者搬送用ストレッチャー
機体への脱着が容易な救急活動用担架装置

(2) 運航体制

ア 運航基地

広島県防災航空センター（三原市本郷町広島空港隣接地）

イ 組織構成

センター長1人、防災航空隊員7人（県内7消防本部（局）からの派遣）、操縦士2人、整備士2人、運航管理者1人（操縦士等5人は運航委託先の職員）、業務従事員1人

ウ 運航委託先（操縦、整備等の運航管理業務を委託）

中日本航空株式会社（本社：名古屋市）

エ 運航時間

1年365日運航

8時30分～17時15分（災害出動の場合は、この限りではない）

(3) 運航実績

令和5年度の災害業務に係る運航実績は次のとおりである。

区分	火災	救急	救助	広域応援	その他	計
件数	17	15	12	12	1	45

※ 広域応援は参考情報であり、計には計上していない。

6 防災拠点の整備

(1) 広島県防災拠点施設

大規模災害時における応急対策の拠点となる防災拠点施設を平成14年度に整備した。

ア 施設の機能

(ア) 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点機能

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄

(イ) 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地へ搬送

(ウ) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時の遠隔地からの救援部隊の集結場所及び救援部隊の待機・休息スペースを確保

(エ) 防災航空センター機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施する防災航空センターを整備

なお、大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援ヘリが飛来することが想定されるため、応援ヘリの駐機、格納のためのスペースを確保

(オ) 災害対策本部代替拠点機能

地震・津波災害等により、県庁舎が使用できない場合に、災害対策本部として活動ができる機能を確保

イ 施設の特徴

(ア) 備蓄倉庫、防災広場と防災航空センターを一体的に整備しているため、救援物資の緊急輸送の即応が可能

(イ) 県中央に位置し、広島空港に隣接しているため、県内各地へ短時間で物資の搬送が可能

ウ 施設の管理運営

区分	内容	管理運営
平 常 時	・ 防災に関する広報啓発 ・ 備蓄資機材等の管理 等	危機管理監、防災航空センター 健康福祉局
	・ 防災ヘリコプターの運航	防災航空センター
災害発生時	・ 災害対策本部との連絡調整 ・ 備蓄物資搬入、搬出作業 ・ 救援物資の仕分け、一次保管作業 ・ 応援要員、ボランティア受入 等	災害対策本部 (危機管理監、健康福祉局等)
	【本部設置時】 ・ 災害対策本部事務局事務 (詳細は災害対策運営要領で定める)	災害対策本部事務局

エ 施設の概要

施設名称		広島県防災拠点施設	
所在地		〒 7 2 9 - 0 4 1 6 三原市本郷町善入寺 9 4 - 2 2	
敷地面積		約 2 4 , 9 1 8 m ²	
構成施設等	※ 備蓄倉庫棟	鉄骨造 1 階建て 床面積 4 , 4 8 2 m ²	物資の備蓄 救援物資の集積・搬送
	主な 備蓄物資	食 料 品 : クラッカー、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、アルファ化米 生活必需品: 毛布、紙おむつ(幼児用、成人用)、生理用品、 簡易トイレ(凝固剤、収納袋) 防災資機材 【被災地用】ビニールシート、一輪車、バール、ハンマー、のこ、金て こ、RCバール、救助ロープ、防塵メガネ、防塵マスク、ケ ブラー手袋、絶縁ボルトクリッパー、油圧ジャッキ 【仕分け作業用】畳(緊急畳)、毛布(真空パック)、ビニールシート、投 光器、コードリール、ヘルメット、軍手、雨具、テント(2 間 × 4 間)、発電機、リヤカー	
	※ 管理棟	鉄骨造 2 階建て 床面積約 1 , 8 8 3 m ²	防災航空センター事務室、会議室、防災室、多目的 室
	ヘリ格納庫		防災ヘリコプター格納庫
	防災広場	約 8 , 5 0 0 m ²	救援物資の仕分け作業スペース 救援部隊の集結スペース
	駐車場	約 2 , 8 0 0 m ²	防災活動用の駐車場

※ 免震構造(特殊ゴム等で構成される免震装置により地震時の建築物の揺れを小さくする構造)

(2) 救援拠点の指定配置

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設することとしている。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点として、次のとおり計画している。

種類	施設	対象区域	箇所数
陸上対応	①救援物資搬入 ②救援物資一時保管用建屋 ③臨時ヘリポート用広場 ④その他（会議室、仮眠室等）	西 部	3 箇所
		中 央 部	1 箇所
		東 部	2 箇所
		北 部	1 箇所
		小計	7 箇所
海上対応	①輸送船接岸用バース ②救援物資搬入・搬出用広場 ③救援物資一時保管用建屋 ④臨時ヘリポート用広場 ⑤その他（会議室、仮眠室等）	広 島 港	3 箇所
		呉 港	3 箇所
		竹 原 港	1 箇所
		大 西 港	1 箇所
		尾道糸崎港	2 箇所
		福 山 港	1 箇所
		小計	1 1 箇所
合計			1 8 箇所

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点として、次のとおり計画している。

種類	施設	対象区域	箇所数
警 察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	広島市周辺 呉市周辺 尾道市周辺 福山市周辺 三次市周辺	6箇所（広島市周 辺2箇所、その他 各1箇所）
消 防			16箇所（各1～ 6箇所）
自衛隊			6箇所（広島市周 辺2箇所、その他 各1箇所）
合計			28箇所

7 災害ボランティアの活用

阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが被災地に駆けつけ、物資の仕分け、避難所の運営等様々な分野で活躍した。

このように、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じていく必要があることから、平成 1 0 年 3 月、被災建築物応急危険度判定等の専門的な知識を有する分野のボランティアを登録する災害救援専門ボランティア制度を創設した。登録者は、第 6 表のとおりである。

第 6 表 救援専門ボランティアの登録者（令和 6 年 3 月 31 日現在の状況）

分野	活動内容	担当課	登録状況
建築物応急危険度判定	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定	建築課	2, 1 2 2 名

第４－１表 防災会議の状況

区分 市町名	防災会議 設置の 有無	防災会議（令和５年度中）						防災会議の部会（数） （令和６年４月１日現在）								
		開催回数	開催目的					地震	風水害	土砂災害	雪害	救助	救急医療	通信連絡	原子力	その他
			地域防災 計画の検 討・修正	防災行政無 線等防災に 関する施設 等の整備	防災訓練 の立案・ 検討	防災会議 の組織・ 運営	その他									
県計	23	21	21		3	2	1									
広島市	○	1	○													
呉市	○	1	○													
竹原市	○	1	○													
三原市	○	1	○		○											
尾道市	○	1	○													
福山市	○	1	○													
府中市	○	1	○													
三次市	○	1	○													
庄原市	○	1	○			○										
大竹市	○	1	○													
東広島市	○															
廿日市市	○	1	○													
安芸高田市	○	1	○													
江田島市	○	1	○		○	○										
府中町	○	1	○		○		○									
海田町	○	1	○													
熊野町	○	1	○													
坂町	○	1	○													
安芸太田町	○	1	○													
北広島町	○	1	○													
大崎上島町	○	1	○													
世羅町	○															
神石高原町	○	1	○													

第４－２表 地域防災計画の状況

市町名	区分	地域防災 計画の策 定の有無	地域防災計画（令和５年度中）													地域防災計画と は別に特別災害 対策計画を策定 している項目 (令和6年4月1日現在)	
			修正回数	修正内容										左の修正内容が特定災害 対策計画にかかる場合の 当該災害対策計画			
				防災体制 の組織運 営に關す る修正	防災知識 普及啓発 に關する 修正	災害発生 危険箇所 に關する 修正	前記３項 以外の災 害予防対 策に關す る修正	情報連絡 体制に關 する修正	避難・救 護対策に 關する修 正	前記２項 以外の災 害予防対 策に關す る修正	災害復旧 復興に關 する修正	字句・数 字等の軽 微な事項 の修正	その他	震災対策 計画の修 正	風水害対 策計画の 修正	その他	
県計	23	21	15	9	10	10	10	10	7	8	16	7	5	4	0	6	3
広島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
呉市	○	1			○	○			○	○	○						
竹原市	○	1	○	○	○		○	○		○	○					○	○
三原市	○	1	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○			
尾道市	○	1	○		○			○		○	○						
福山市	○	1	○	○	○		○	○			○		○	○		○	○
府中市	○	1	○	○	○		○				○						
三次市	○	1	○	○			○	○			○						
庄原市	○	1				○					○						
大竹市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
東広島市	○																
廿日市市	○	1			○	○	○	○	○								
安芸高田市	○	1									○	○					
江田島市	○	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
府中町	○	1	○														
海田町	○	1	○													○	○
熊野町	○	1	○			○			○	○	○	○					
坂町	○	1	○	○			○	○		○	○	○					
安芸太田町	○	1	○								○						
北広島町	○	1				○							○			○	
大崎上島町	○	1	○			○					○		○	○		○	
世羅町	○																
神石高原町	○	1										○				○	

第４－３表 情報連絡体制、防災訓練の状況																						
区分 市町名	情報連絡体制（令和６年４月１日現在） 住民に対する避難の指示等の伝達手段									防災訓練（令和５年度中）												
	防災行政無線		農漁協 等通信 設備	広報車	サイレン	半鐘	報道 機関	自主 防災 組織	その他	訓練 回数	訓練の目的（回数）								訓練の形態（回数）			
	戸別	同報									風水害	土砂 災害	地震	津波	コンビニ 災害	大火災	林野 火災	その他	総合 訓練 （実働）	図上 訓練	通信 訓練	その他
県計	13	16	1	23	14		16	14	16	66	26	6	23	6	1		1	12	38	22	3	1
広島市	○	○		○	○		○	○	○	13	4		10	2					11	2		
呉市	○	○		○			○		○	2	1	1	1	1					1			
竹原市				○					○	5	5								5			
三原市	○	○	○	○	○		○	○	○	7	7								1	6		
尾道市	○			○			○	○	○	1			1	1					1			
福山市		○		○	○		○	○	○	2	1		1	1					1	1		
府中市		○		○			○	○	○	2	1						1		1	1		
三次市				○	○		○	○	○	4	2	1	1						1	2	1	
庄原市		○		○	○		○		○													
大竹市	○	○		○	○		○			2			2						2			
東広島市				○					○	2	1	1	1	1					1	1		
廿日市市	○	○		○	○		○	○		7	1		1					5	1	5	1	
安芸高田市				○			○	○	○	4			1					2	3	1		
江田島市	○	○		○	○		○	○		1			1		1				1			
府中町		○		○	○		○			2			2						1	1		
海田町	○	○		○	○		○	○	○	1	1	1							1			
熊野町	○	○		○	○			○	○	9	2	2	1				1	3	6	1	1	1
坂町	○	○		○	○			○	○													
安芸太田町	○	○		○	○			○		1								1		1		
北広島町				○																		
大崎上島町	○	○		○	○																	
世羅町	○	○		○			○		○	1												
神石高原町				○			○	○	○													

第４－４表 防災無線通信施設の状況															
区分 市町名	移動系無線（令和６年４月１日現在）														
	基地局 数	中継局 数	形態別移動局数			設置場所別移動局数									
			車載型	可搬型	携帯型	役場等	公共 施設	職員宅	指定 地方 行政 機関	消防 機関	自主 防災 組織	警察 機関	医療 機関	その他	計
県計	14	57	279	11	1,042	542	218			481			49	42	1,332
広島市			24		589	343	211			3			49	7	613
呉市															
竹原市				1	61	1				61					62
三原市															
尾道市															
福山市															
府中市															
三次市															
庄原市	5	50	70	1	62	53				80					133
大竹市															
東広島市															
廿日市市															
安芸高田市	1	2	84		161	64				181					245
江田島市															
府中町	1		11		12	23									23
海田町	1	1	6		19	15				10					25
熊野町					28	11	7			10					28
坂町	1				40	5								35	40
安芸太田町	1	2	50	5	69	22				102					124
北広島町															
大崎上島町															
世羅町															
神石高原町	4	2	34	4	1	5				34					39

第４－５表 自主防災組織の状況

(令和６年４月１日現在)

市 町	組 織 率 (カバー率)	自 主 防 災 組 織 の 組 織 数				組織世帯数 (カバー世帯数)
		町 内 会	小 学 校 区	そ の 他	計	
広 島 市	100.0%	1,879			1,879	581,946
呉 市	87.0%	334		62	396	91,573
竹 原 市	100.0%			17	17	11,952
三 原 市	85.7%	133			133	37,052
尾 道 市	68.8%	145	4	8	157	44,101
福 山 市	100.0%		65	15	80	216,527
府 中 市	99.4%	69			69	16,827
三 次 市	100.0%	19			19	23,093
庄 原 市	77.0%	21		60	81	11,454
大 竹 市	75.0%	40		1	41	9,612
東 広 島 市	100.0%		48		48	90,615
廿 日 市 市	100.0%		17	11	28	53,630
安 芸 高 田 市	92.0%	37	1	46	84	12,246
江 田 島 市	100.0%	31			31	10,825
府 中 町	91.8%	63			63	21,947
海 田 町	87.1%	37			37	12,407
熊 野 町	31.3%	4		12	16	3,398
坂 町	81.4%	13			13	4,672
安 芸 太 田 町	37.0%	8			8	1,129
北 広 島 町	75.0%	64			64	6,284
大 崎 上 島 町	52.5%	19			19	2,140
世 羅 町	83.3%	27		15	42	5,661
神 石 高 原 町	100.0%	30			30	3,779
	95.0%	2,973	135	247	3,355	1,272,870

第4-6-1表 災害危険箇所の状況（その1）

（令和6年4月1日現在）

※広島県土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

（単位：箇所）

事務所名	市区町名		土石流		急傾斜		地すべり		合計	
			警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域
西部	広島市	中区	0	0	7	7	0	0	7	7
		東区	171	151	427	380	0	0	598	531
		南区	45	41	231	207	0	0	276	248
		西区	83	74	318	269	0	0	401	343
		安佐南区	479	366	1,085	1,033	0	0	1,564	1,399
		安佐北区	1,136	1,014	1,600	1,561	2	0	2,738	2,575
		安芸区	347	321	454	438	0	0	801	759
		佐伯区	510	451	925	874	3	0	1,438	1,325
		小計	2,771	2,418	5,047	4,769	5	0	7,823	7,187
	安芸高田市		842	809	1,054	1,032	4	0	1,900	1,841
	江田島市		263	238	543	526	0	0	806	764
	府中町		25	20	57	51	0	0	82	71
	海田町		39	33	46	45	0	0	85	78
	熊野町		130	108	138	128	0	0	268	236
	坂町		73	56	81	76	0	0	154	132
	計		4,143	3,682	6,966	6,627	9	0	11,118	10,309
呉支所	呉市		1,458	1,330	2,639	2,432	0	0	4,097	3,762
	計		1,458	1,330	2,639	2,432	0	0	4,097	3,762
廿日市支所	廿日市市		668	593	1,068	1,031	4	0	1,740	1,624
	大竹市		218	196	283	274	2	0	503	470
	計		886	789	1,351	1,305	6	0	2,243	2,094
安芸太田支所	安芸太田町		450	423	699	692	6	0	1,155	1,115
	北広島町		762	730	1,209	1,199	5	0	1,976	1,929
	計		1,212	1,153	1,908	1,891	11	0	3,131	3,044
東広島支所	東広島市		1,255	1,189	2,557	2,438	3	0	3,815	3,627
	竹原市		631	580	686	681	0	0	1,317	1,261
	大崎上島町		81	68	274	265	0	0	355	333
	計		1,967	1,837	3,517	3,384	3	0	5,487	5,221
東部	福山市		1,110	979	2,546	2,467	16	0	3,672	3,446
	府中市		540	479	1,042	1,008	2	0	1,584	1,487
	神石高原町		356	317	1,268	1,249	12	0	1,636	1,566
	計		2,006	1,775	4,856	4,724	30	0	6,892	6,499
三原支所	三原市		1,173	997	1,878	1,838	2	0	3,053	2,835
	尾道市		939	870	2,020	1,978	6	0	2,965	2,848
	世羅町		421	359	1,134	1,098	5	0	1,560	1,457
	計		2,533	2,226	5,032	4,914	13	0	7,578	7,140
北部	三次市		1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965
	計		1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965
庄原支所	庄原市		1,622	1,542	2,518	2,478	27	0	4,167	4,020
	計		1,622	1,542	2,518	2,478	27	0	4,167	4,020
合計			16,892	15,350	30,785	29,704	117	0	47,794	45,054

第4-6-2表 災害危険箇所の状況（その2）

令和6年4月1日現在

区分 市町名	山地に起因する 災害危険箇所			なだれ災害危険箇所		
	箇所数			箇所数		
県計			24,730			336
広島市			3,758			
呉市			1,953			
竹原市			562			
三原市			1,496			
尾道市			1,606			
福山市			1,940			
府中市			659			
三次市			1,614			44
庄原市			2,587			92
大竹市			178			
東広島市			2,042			
廿日市市			981			7
安芸高田市			855			56
江田島市			536			
府中町			56			
海田町			85			
熊野町			154			
坂町			119			
安芸太田町			665			52
北広島町			782			85
大崎上島町			257			
世羅町			835			
神石高原町			1,010			

第4-6-3表 災害危険箇所の状況（その3）

区分 管理		重要水防箇所					
		河川			海岸		
県計		箇所数		737	箇所数		118
県管理	西部			33			
	呉支所			6			41
	廿日市支所			7			3
	安芸太田支所			4			
	東広島支所			15			21
	東部			22			8
	三原支所			18			28
	北部			13			
	庄原支所			16			
	広島港湾						17
国管理	太田川			340			
	三次			68			
	福山			195			

令和6年4月1日現在

区分 市町名		ため池 (貯水量1000m ³ 以上)		
		箇所数		
県計				3,912
広島市				72
呉市				108
竹原市				32
三原市				219
尾道市				275
福山市				681
府中市				94
三次市				489
庄原市				536
大竹市				2
東広島市				772
廿日市市				27
安芸高田市				221
江田島市				17
府中町				2
海田町				2
熊野町				45
坂町				0
安芸太田町				0
北広島町				96
大崎上島町				18
世羅町				167
神石高原町				37

第5 予 防 行 政 の 現 況

第5 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

(1) 火災予防運動

毎年、秋季（11月9日～15日）及び春季（3月1日～7日）全国火災予防運動が全国統一標語のもとに実施されている。（第1表）

この運動は、火災の多発期である冬季及び春季を迎えるに当たって国民の火災に対する警戒心を呼び起こし、火災及び火災による死傷者の発生を防止するため、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に行われているものであり、県内においては、市町等により、火災予防パレード、消防訓練、特別査察、体験入隊等の行事などの各種広報活動が積極的に展開されている。

また、春季全国火災予防運動期間には、車両火災の防止を目的として、消防庁と国土交通省の共唱による「車両火災予防運動」が展開され、また、山火事予防目的として、消防庁と林野庁の共唱による「全国山火事予防運動」が展開されている。

第1表 全国火災予防運動の統一標語

年 度	統 一 標 語
平成23年度	消したはず 決めつけしないで もう一度
平成24年度	消すまでは 出ない行かない 離れない
平成25年度	消すまでは 心の警報 ONのまま
平成26年度	もういいかい 火を消すまでは まあだだよ
平成27年度	無防備な 心に火災が かくれんぼ
平成28年度	消しましょう その火その時 その場所で
平成29年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
平成30年度	忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認
令和元年度	ひとつずつ いいね！で確認 火の用心
令和2年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
令和3年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
令和4年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心
令和5年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
令和6年度	守りたい 未来があるから 火の用心

(2) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の共唱により実施されている。

消防機関と文化財の管理者等との連携により、この日を中心に文化財に対する防火訓練・査察等が実施されている。

2 民間防火組織

民間防火組織には、家庭の主婦等を対象とした女性防火クラブ、小・中学生を対象とした少年消防クラブ及び保育園児、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブがあり、それぞれの立場で、それぞれの地域における防火思想の普及に貢献している。

令和6年5月1日現在の組織状況は、第2表のとおりである。

また、令和3年以降の組織の推移は、第3表のとおりである。

第2表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの現況

(令和6年5月1日現在)

区 分	現 況		
女性防火クラブ	ク ラ ブ 数		30
	活動状況 (クラブ数)	消火活動を行う	3
		連絡救護等	17
		啓発活動	10
	ク ラ ブ 員 数		3,927
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数		38
	ク ラ ブ 員 数		1,279
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数		261
	ク ラ ブ 員 数		18,536

第3表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの組織の推移

(令和6年5月1日現在)

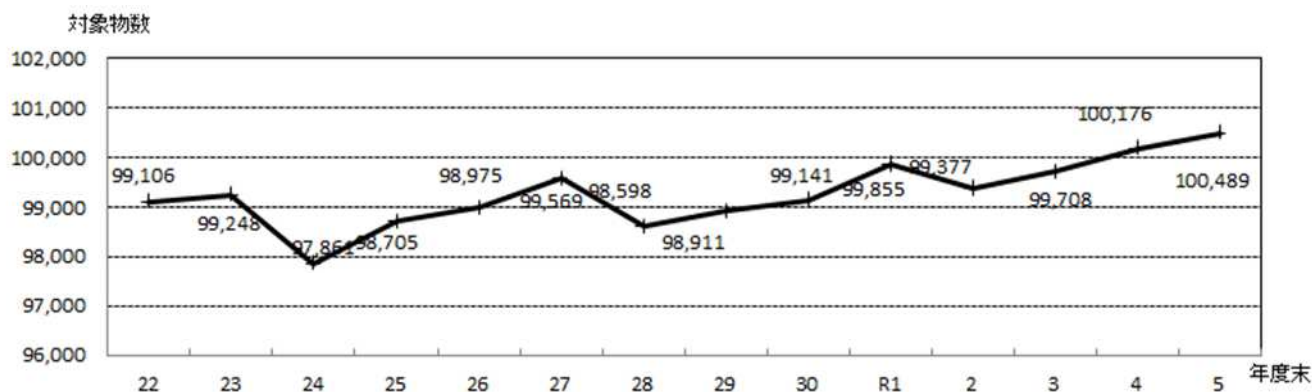
区 分 \ 年	3	4	5	6
女性防火クラブ	33	32	23	30
	4,783	3,719	3,534	3,927
少年消防クラブ	37	36	37	38
	1,552	1,491	1,396	1,279
幼年消防クラブ	260	264	258	261
	19,544	20,233	19,189	18,536

3 防火対象物

(1) 防火対象物

県内の防火対象物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で、延べ面積 150 m²以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げる防火対象物をいう。以下、同じ。）の数は、第1図のとおりである。

第1図 防火対象物数の状況



(2) 防火管理

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務づけている。

ア 防火管理者

防火管理者として選任される資格は、防火管理に関する講習（防火管理講習）の課程を修了した者等で、防火管理上必要な業務を遂行する管理的又は監督的な地位にあるものとされている。

(3) 消防用設備等

消防法では、政令で定める防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）は、政令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

ア 消防同意の処理状況

建築物の新築等において、許可、認可、確認等の権限を持つ行政庁等に、消防長又は消防署長が行う同意（消防同意）について、県内における令和5年度の同意件数は、2,947件であり、そのうち54件について消防機関による指導が行われている。

4 消防設備士

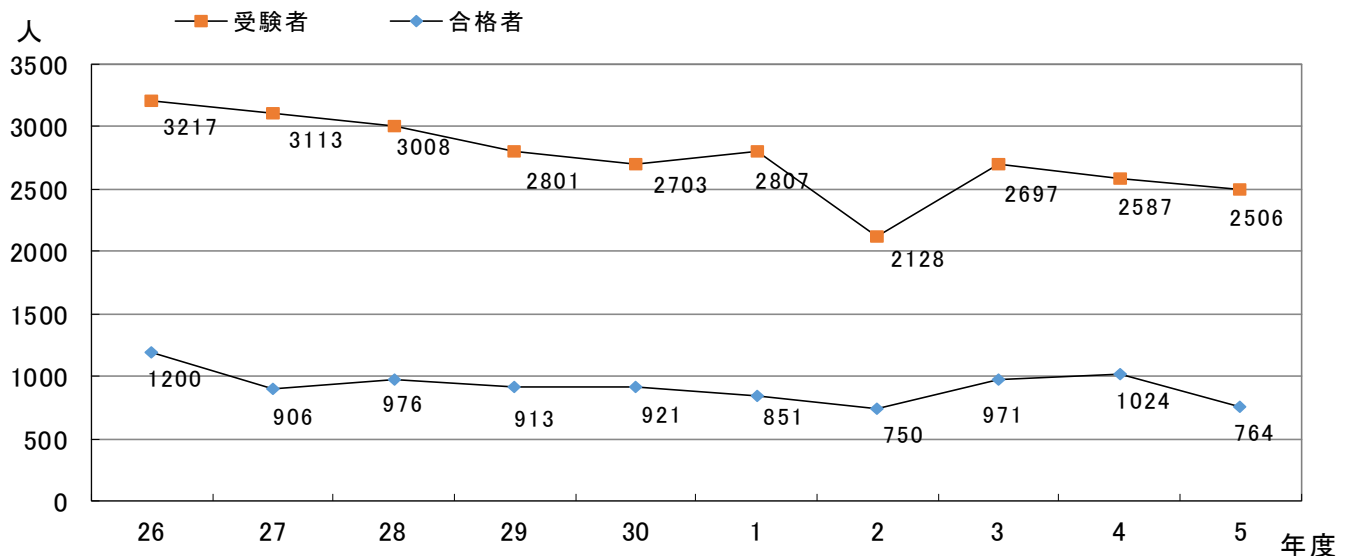
(1) 消防設備士試験

消防法により、消防用設備等の一定の工事又は整備については、消防設備士でなければ行っていないとされている。

消防設備士の資格を得るための試験として行う消防設備士試験は、昭和60年度から一般財団法人消防試験研究センターに委任して実施している。

平成26年度以降の実施状況は第2図のとおりである。

第2図 消防設備士試験の実施状況



(2) 消防設備士免状

消防設備士試験に合格した者の申請に基づき県知事が交付するものである。

令和5年度の免状交付数は、甲種343件、乙種416件となっている。

第5－1表 女性防火クラブの現況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	計		市 街 地		農 山 村 地 域		漁 村 地 域		その他の地域	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	23	3,072	9	1,547	6	223	2	20	6	1,282
広 島 市	6	1,381	6	1,381	－	－	－	－	－	－
呉 市	1	22	－	－	1	22	－	－	－	－
三 原 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
尾 道 市	2	20	－	－	－	－	2	20	－	－
大 竹 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
東 広 島 市	1	855	－	－	－	－	－	－	1	855
廿 日 市 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
安 芸 高 田 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
江 田 島 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
府 中 町	2	155	2	155	－	－	－	－	－	－
北 広 島 町	5	201	－	－	5	201	－	－	－	－
備北地区消防組合	6	438	1	11	－	－	－	－	5	427
福山地区消防組合	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5－1表 女性防火クラブの現況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	計		消火活動		救護		啓蒙活動	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	23	3,072	3	60	10	1,444	10	1,568
広 島 市	6	1,381	－	－	－	－	6	1,381
呉 市	1	22	－	－	－	－	1	22
三 原 市	－	－	－	－	－	－	－	－
尾 道 市	2	20	1	11	1	9	－	－
大 竹 市	－	－	－	－	－	－	－	－
東 広 島 市	1	855	－	－	1	855	－	－
廿 日 市	－	－	－	－	－	－	－	－
安 芸 高 田 市	－	－	－	－	－	－	－	－
江 田 島 市	－	－	－	－	－	－	－	－
府 中 町	2	155	－	－	－	－	2	155
北 広 島 町	5	201	－	－	5	201	－	－
備北地区消防組合	6	438	2	49	3	379	1	10
福山地区消防組合	－	－	－	－	－	－	－	－

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5－2表 少年消防クラブの現況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	組 織 別 ク ラ ブ 数						組 織 別 ク ラ ブ 員 数						指 導 者 数			
	計	学 校 単 位		市町村 単 位	地 区 単 位	その他	計	学 校 単 位		市町村 単 位	地 区 単 位	その他	計	学 校 単 位		その他
		小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
県 計	38	7	1	4	25	1	1,279	184	26	88	966	15	243	89	11	143
広島市	17	1	1	2	12	1	278	24	26	29	184	15	89	6	11	72
呉市	1	-	-	-	1	-	28	-	-	-	28	-	1	-	-	1
三原市	2	1	-	1	-	-	40	12	-	28	-	-	17	-	-	17
尾道市	3	3	-	-	-	-	62	62	-	-	-	-	56	56	-	-
大竹市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	2	-	-	-	2	-	508	-	-	-	508	-	2	-	-	2
廿日市市	1	-	-	-	1	-	16	-	-	-	16	-	-	-	-	-
安芸高田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島市	1	-	-	-	1	-	11	-	-	-	11	-	2	-	-	2
府中町	1	-	-	1	-	-	31	-	-	31	-	-	16	-	-	16
北広島町	2	2	-	-	-	-	86	86	-	-	-	-	27	27	-	-
備北地区消防組合	5	-	-	-	5	-	155	-	-	-	155	-	5	-	-	5
福山地区消防組合	3	-	-	-	3	-	64	-	-	-	64	-	28	-	-	28

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5－3表 幼年消防クラブの現況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	組 織 別 ク ラ ブ 数						組 織 別 ク ラ ブ 員 数						指 導 者 数			
	計	幼稚園 保育園 単 位	学 校 単 位	市町村 単 位	地 区 単 位	その他	計	幼稚園 保育園 単 位	学 校 単 位	市町村 単 位	地 区 単 位	その他	計	幼稚園 保育園 単 位	学 校 単 位	その他
県 計	261	260	－	－	1	－	18,536	18,522	－	－	14	－	1,831	1,831	－	－
広 島 市	38	38	－	－	－	－	3,169	3,169	－	－	－	－	755	755	－	－
呉 市	10	9	－	－	1	－	478	464	－	－	14	－	54	54	－	－
三 原 市	7	7	－	－	－	－	180	180	－	－	－	－	28	28	－	－
尾 道 市	20	20	－	－	－	－	584	584	－	－	－	－	165	165	－	－
大 竹 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
東 広 島 市	52	52	－	－	－	－	4,676	4,676	－	－	－	－	52	52	－	－
廿 日 市 市	37	37	－	－	－	－	2,325	2,325	－	－	－	－	－	－	－	－
安 芸 高 田 市	12	12	－	－	－	－	229	229	－	－	－	－	12	12	－	－
江 田 島 市	4	4	－	－	－	－	289	289	－	－	－	－	8	8	－	－
府 中 町	12	12	－	－	－	－	2,102	2,102	－	－	－	－	338	338	－	－
北 広 島 町	6	6	－	－	－	－	96	96	－	－	－	－	56	56	－	－
備北地区消防組合	38	38	－	－	－	－	1,734	1,734	－	－	－	－	38	38	－	－
福山地区消防組合	25	25	－	－	－	－	2,674	2,674	－	－	－	－	325	325	－	－

※数値は消防本部（局）管轄別のクラブの数値

第5－4表 防火対象物数（その1）

(令和6年3月31日現在)																					
区 分 団体名	1		2				3		4	5		6				7	8	9		10	
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 風俗営業等	ニ カラオケ等	イ 料理店等	ロ 飲食店等	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 入所福祉施設 自立避難困難者	ハ 児童擁護施設等 老人福祉施設	ニ 特別支援学校 幼稚園	学校	図書館等	イ 特殊浴場	ロ 一般浴場	停車場等	
県 計	97	1342	19	155	3	38	19	1391	3101	813	32045	1399	997	2009	317	3438	159	32	44	64	
広島市	33	439	2	64	2	18	4	490	1016	223	16411	477	290	568	129	1274	20	28	8	34	
呉市	7	152	0	12	0	2	7	92	238	76	1733	154	81	145	34	302	19	0	11	3	
竹原市	3	17	0	1	0	0	0	14	34	17	191	18	16	26	0	39	7	0	0	1	
三原市	4	46	0	3	0	1	0	64	124	26	846	50	41	79	17	135	4	0	1	1	
尾道市	6	48	5	4	0	0	4	59	181	101	1057	69	78	141	21	180	14	1	2	1	
福山市	10	168	8	31	1	9	0	297	607	96	5146	237	194	420	51	543	28	1	6	5	
府中市	2	15	0	2	0	0	0	14	51	5	285	25	18	43	1	39	5	0	0	1	
三次市	7	56	1	3	0	1	0	49	110	28	407	36	31	72	3	97	12	0	1	2	
庄原市	2	55	0	3	0	1	0	25	46	32	205	22	34	50	3	80	10	0	5	0	
大竹市	1	17	0	1	0	0	2	19	48	35	295	27	15	26	2	29	6	0	0	1	
東広島市	7	37	1	12	0	5	0	102	273	27	2506	113	68	165	14	282	5	0	3	3	
廿日市市	3	63	0	7	0	0	1	59	107	67	1023	62	48	83	19	108	5	0	1	7	
安芸高田市	1	6	0	1	0	0	0	10	41	8	101	22	13	55	2	52	1	0	2	0	
江田島市	1	26	0	1	0	0	0	9	25	16	126	15	12	17	1	28	2	0	1	2	
府中町	0	10	0	2	0	1	0	11	30	0	776	17	8	18	7	37	0	1	0	0	
海田町	0	8	0	2	0	0	0	16	28	3	451	14	1	17	6	31	2	0	0	1	
熊野町	1	13	0	1	0	0	0	5	32	4	100	10	9	14	3	23	2	0	0	0	
坂町	1	10	0	0	0	0	0	10	11	0	82	6	2	6	0	13	0	1	0	0	
廿日市市吉和	1	5	0	0	0	0	0	1	2	4	6	1	2	0	0	2	2	0	0	0	
安芸太田町	2	36	0	1	0	0	0	3	8	6	17	1	5	10	0	14	0	0	1	0	
北広島町	3	71	1	1	0	0	1	13	30	15	132	11	18	18	0	44	7	0	0	1	
大崎上島町	0	5	1	1	0	0	0	4	10	11	63	2	3	5	2	31	1	0	0	0	
世羅町	0	18	0	2	0	0	0	20	45	7	64	9	5	17	0	31	4	0	1	1	
神石高原町	2	21	0	0	0	0	0	5	4	6	22	1	5	14	2	24	3	0	1		

第５－４表 防火対象物数（その２）

（令和6年3月31日現在）

区 分 団体名	1 1	1 2		1 3		1 4	1 5	1 6		16の2	16の3	1 7	1 8	合 計
	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等	イ 特定複合用途 防火対象物	ロ 特定複合用途 防火対象物	地下街	準地下街	文化財	延長五十メートル以上のアーケード	
県 計	1,026	11,940	7	1,343	7	8,493	10,916	9,081	9,978	1	0	184	31	100,489
広島市	349	2754	6	480	4	2046	3161	4383	5914	1	0	5	11	40,644
呉市	80	1057	0	123	0	456	612	703	589	0	0	13	6	6,707
竹原市	23	196	0	12	0	172	201	91	33	0	0	10	1	1,123
三原市	41	492	0	46	2	358	581	276	181	0	0	2	0	3,421
尾道市	107	842	0	75	0	623	518	418	249	0	0	31	5	4,840
福山市	150	2154	0	171	0	1546	2159	1520	1636	0	0	50	8	17,252
府中市	16	436	0	24	0	242	195	138	236	0	0	8	0	1,801
三次市	26	417	0	80	0	378	334	153	81	0	0	11	0	2,396
庄原市	8	321	0	54	0	264	325	69	40	0	0	6	0	1,660
大竹市	18	225	0	10	0	191	235	82	79	0	0	0	0	1,364
東広島市	71	1126	0	72	0	779	833	380	351	0	0	4	0	7,239
廿日市市	54	451	0	51	0	355	303	221	93	0	0	11	0	3,202
安芸高田市	6	282	0	16	0	228	239	71	58	0	0	12	0	1,227
江田島市	11	149	0	9	0	79	127	67	46	0	0	0	0	770
府中町	13	57	0	14	0	14	72	123	121	0	0	1	0	1,333
海田町	5	152	0	11	0	110	85	87	63	0	0	0	0	1,093
熊野町	5	148	0	2	0	53	30	30	23	0	0	0	0	508
坂町	3	63	0	8	0	118	53	18	11	0	0	0	0	416
廿日市市吉和	0	7	0	5	0	14	18	8	4	0	0	0	0	82
安芸太田町	14	51	0	15	0	29	69	34	32	0	0	0	0	348
北広島町	10	263	1	34	0	218	216	95	59	0	0	5	0	1,267
大崎上島町	10	65	0	4	0	53	122	29	12	0	0	3	0	437
世羅町	3	137	0	19	0	81	310	54	25	0	0	1	0	854
神石高原町	3	95	0	8	1	86	118	31	42	0	0	11	0	505

第５－５表 防火管理者の選任状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		消防法第 8条該当 防火対象 物数	管理権原が単一のもの			管 理 権 原 が 2 以 上 に 分 か れ て い る も の								
			対象物数	防火管理 者届出	消防計画 届出	対象物数	防火管理者の選任が完全実施されているもの				部分的に防火管理者を選任しているもの			
							全管理権原者 が共同して1人 の防 火 管 理 者を選任してい	防火管理者が2人以上選 任されているもの	消防計画届出対象物数		対象物数	防火 管理者数	一部分の 消防計画 届出対象 物数	
							対象物数	届出防火 管理者数	全体の 計画届出	一部分の 計画届出				
県 計		24,102	23,330	20,584	19,738	772	194	406	1,234	564	17	106	595	89
1	イ 劇場等	61	61	57	53									
	ロ 公会堂等	1,300	1,293	1249	1,214	7	1	6	12	6	1			
2	イ キャバレー等	15	15	12	12									
	ロ 遊技場等	135	135	132	131									
	ハ 風俗営業等	2	2	1	1									
	ニ カラオケボックス等	35	35	35	33									
3	イ 料理店等	16	16	15	13									
	ロ 飲食店	1,339	1,320	1072	1,022	19	4	6	11	10		5	5	3
4	百貨店等	2,257	2,223	1893	1,815	34	5	24	50	25	2	5	10	3
5	イ 旅館等	496	492	477	470	4	1	3	6	4				
	ロ 共同住宅等	4,135	4,054	3364	3,194	81	71	5	12	72				
6	イ 病院等	443	441	410	393	2		2	11	2				
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	749	745	694	671	4	1	2	4	3				
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等	1,167	1,163	1075	1,031	4	1	3	6	4				
	ニ 幼稚園等	175	175	174	172									
7	学校等	1,019	949	922	893	70		67	134	67		1	1	1
8	図書館等	101	101	100	94									
9	イ 特殊浴場等	19	19	18	18									
	ロ 一般浴場等	12	12	11	9									
10	停車場等	2	2	1	1									
11	神社・寺院等	427	427	372	340									
12	工場等	865	857	797	759	8	3	2	4	5		1	1	
	スタジオ	2	2	2	2									
13	イ 駐車場等	11	11	10	9									
	ロ 航空機格納庫													
14	倉庫	244	240	219	213	4		3	8	3				
15	事務所等	2,100	2,070	1880	1,804	30	2	18	38	20		5	71	4
16	イ 特定複合用途対象物	5,523	5,071	4414	4,244	452	83	246	886	307	12	83	494	72
	ロ 非特定複合用途防火対象物	1,412	1,360	1143	1,095	52	22	18	50	35	2	6	13	6
16の2	地下街	1				1		1	2	1				
16の3	準地下街													
17	文化財	39	39	35	32									

第５－６表 消防用設備等の設置状況

(令和6年３月31日現在)

区 分		自 動 火 災 報 知 設 備					屋 内 消 火 栓 設 備					ス プ リ ン ク ラ ー 設 備				
		対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率
県 計		46,905	40,865	5,748	123	0.3	11,379	8,728	2,389	139	1.2	3,251	2,713	524	9	0.3
1	イ 劇場等	88	85	3			49	49				23	22	1		
	ロ 公会堂等	769	737	32			157	148	9			7	7			
2	イ キャバレー等	10	9	1												
	ロ 遊技場等	146	146				54	52	2			24	24			
	ハ 風俗営業等	3	3													
	ニ カラオケボックス等	42	42				1	1								
3	イ 料理店等	16	16				1	1								
	ロ 飲食店	631	583	48			27	26	1							
4	百貨店等	1,792	1,761	28	3	0.2	340	330	9	1	0.3	181	179	2		
5	イ 旅館等	1,504	1,315	189			183	180	1	2	1.1	39	39			
	ロ 共同住宅等	11,790	8,598	3174	1	0.0	2511	917	1585	3	0.1	829	340	488		
6	イ 病院等	104	104				43	43				96	94	2		
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	1,653	1,625	28			162	160	2			922	913	4	1	0.1
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等	551	548	3			42	42				238	237	1		
	ニ 幼稚園等	1,550	1,523	27			110	107	3			31	31			
7	学校等	2,907	2,904	1			1728	1718	9	1	0.1	7	7			
8	図書館等	101	99	2			40	39				3	3			
9	イ 特殊浴場等	32	32				5	5								
	ロ 一般浴場等	14	14				3	3				1	1			
10	停車場等	24	22	1			7	5	1			1	1			
11	神社・寺院等	143	141	1			36	33	2							
12	工場等	5,792	5,344	278	80	1.4	2181	1846	200	72	3.3	16	12	2	2	12.5
	スタジオ	6	6				13	4		9						
13	イ 駐車場等	371	329	38	3	0.8	6	5	1							
	ロ 航空機格納庫	7	7													
14	倉庫	3,113	2,931	128	18	0.6	948	814	77	29	3.1	22	21	1		
15	事務所等	3,408	2,964	434	4	0.1						2	1	1		
16	イ 特定複合用途対象物	6,670	5,538	1125	7	0.1	1395	987	395	4	0.3	74	72	2		
	ロ 非特定複合用途防火対象物	3,466	3,281	163	7	0.2	697	662	33	2	0.3	686	679	5	2	0.3
16の2	地下街	1	1				633	547	57	15	2.4	48	29	15	4	8.3
16の3	準地下街						3	1	1	1		1	1			
17	文化財	201	157	44												
18	延長50m以上のアーケード						4	3	1							

第5－7表 消 防 設 備 士 試 験 実 施 状 況

年度	種別	合 計			甲 種 小 計			甲 種 特 類			甲 種 第 1 類			甲 種 第 2 類			甲 種 第 3 類			甲 種 第 4 類			甲 種 第 5 類		
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
15		2,719	999	36.7	1,054	354	33.6	－	－	－	306	90	29.4	73	34	46.6	87	32	36.8	498	169	33.9	90	29	32.2
16		2,577	831	32.3	1,083	229	21.1	－	－	－	292	40	13.7	74	31	41.9	62	17	27.4	538	115	21.4	117	26	22.2
17		2,708	934	34.5	1,125	339	30.1	32	5	15.6	316	77	24.4	59	28	47.5	64	28	43.8	537	162	30.2	117	39	33.3
18		2,834	1,079	38.1	1,137	358	31.5	37	4	10.8	305	81	26.6	68	27	39.7	53	23	43.4	581	190	32.7	93	33	35.5
25		2,886	955	32.2	1,259	394	20.8	48	20	25.0	330	66	15.9	73	33	27.8	117	41	22.2	577	193	21.8	114	41	24.1
26		3,217	1,200	33.1	1,365	412	31.3	35	7	41.7	445	107	20.0	88	30	45.2	101	40	35.0	603	198	33.4	93	30	36.0
27		3,113	906	37.3	1,328	323	30.2	36	6	20.0	407	60	24.0	116	44	34.1	99	22	39.6	540	147	32.8	130	44	32.3
28		3,008	976	29.1	1,351	401	24.3	39	6	16.7	413	111	14.7	105	40	37.9	109	33	22.2	577	177	27.2	108	34	33.8
29		2,801	913	32.4	1,273	398	29.7	33	12	15.4	353	95	26.9	79	38	38.1	93	39	30.3	595	169	30.7	120	45	31.5
30		2,703	921	32.6	1,232	391	31.3	42	9	36.4	349	95	26.9	78	33	48.1	97	51	41.9	564	161	28.4	102	42	37.5
31		2,807	851	34.1	1,301	380	31.7	47	10	21.4	370	65	27.2	110	50	42.3	100	42	52.6	582	179	28.5	92	34	41.2
2		2,128	750	35.2	983	349	35.5	33	8	24.2	293	102	34.8	68	25	36.8	68	28	41.2	461	158	34.3	60	28	46.7
3		2,697	971	36.0	1,244	440	35.4	34	5	14.7	330	81	24.5	102	43	42.2	95	28	29.5	585	240	41.0	98	43	43.9
4		2,587	891	34.4	1,213	388	32.0	29	10	34.5	323	74	22.9	120	41	34.2	87	30	34.5	540	193	35.7	114	40	35.1
5		2,506	764	30.5	1,188	317	26.7	25	8	32.0	347	64	18.4	92	30	32.6	112	33	29.5	498	146	29.3	114	36	31.6

年度	種別	乙 種 小 計			乙 種 第 1 類			乙 種 第 2 類			乙 種 第 3 類			乙 種 第 4 類			乙 種 第 5 類			乙 種 第 6 類			乙 種 第 7 類		
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
15		1,665	645	38.7	157	50	31.8	30	10	33.3	29	9	31.0	291	136	46.7	69	32	46.4	835	278	33.3	254	130	51.2
16		1,494	602	40.3	169	70	41.4	21	7	33.3	19	2	10.5	287	127	44.3	47	17	36.2	717	263	36.7	234	116	49.6
17		1,583	595	37.6	186	63	33.9	20	8	40.0	21	14	66.7	350	153	43.7	53	29	54.7	738	224	30.4	215	104	48.4
18		1,697	721	42.5	165	71	43.0	38	15	39.5	25	14	56.0	426	180	42.3	41	18	43.9	743	252	33.9	259	171	66.0
25		1,627	561	41.4	163	43	25.5	40	12	45.5	33	3	31.1	330	104	43.4	43	23	43.5	761	236	38.7	257	140	57.3
26		1,852	788	34.5	181	90	26.4	43	22	30.0	43	15	9.1	512	140	31.5	34	14	53.5	753	348	31.0	286	159	54.5
27		1,785	583	42.5	177	53	49.7	34	11	51.2	38	10	34.9	538	164	27.3	25	13	41.2	714	212	46.2	259	120	55.6
28		1,657	575	32.7	182	52	29.9	54	21	32.4	47	13	26.3	415	135	30.5	32	13	52.0	701	227	29.7	226	114	46.3
29		1,528	515	34.7	123	24	28.6	43	10	38.9	46	16	27.7	367	114	32.5	38	15	40.6	722	244	32.4	189	92	50.4
30		1,471	530	33.7	129	40	19.5	34	13	23.3	28	10	34.8	407	99	31.1	44	17	39.5	651	250	33.8	178	101	48.7
31		1,506	471	36.0	132	32	31.0	24	10	38.2	40	9	35.7	357	108	24.3	51	14	38.6	698	209	38.4	204	89	56.7
2		1,145	401	35.0	77	27	35.1	22	13	59.1	21	8	38.1	314	97	30.9	28	9	32.1	551	173	31.4	132	74	56.1
3		1,453	531	36.5	89	33	37.1	25	10	40.0	34	11	32.4	320	100	31.3	41	19	46.3	777	273	35.1	167	85	50.9
4		1,374	503	36.6	93	19	20.4	29	11	37.9	33	6	18.2	287	83	28.9	33	8	24.2	714	277	38.8	185	99	53.5
5		1,318	447	33.9	75	22	29.3	26	12	46.2	48	11	22.9	284	82	28.9	39	10	25.6	709	226	31.9	137	84	61.3

第5－8表 消 防 設 備 士 免 状 交 付 状 況

年度	区分	合計	甲種							乙種							
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
16		828	240	-	44	32	16	123	25	588	70	7	2	120	15	259	115
17		850	312	5	72	26	24	145	40	538	52	8	13	141	27	213	84
18		1,129	378	4	84	29	27	201	33	751	76	15	15	184	22	257	182
25		1,037	310	16	61	35	38	174	35	727	36	11	14	124	28	224	146
26		942	359	9	53	22	31	174	40	583	64	20	7	109	9	287	137
27		962	329	7	82	48	29	149	42	633	57	14	11	153	17	221	131
28		961	357	3	66	37	22	127	21	604	42	13	11	85	11	164	96
29		698	276	10	108	42	39	179	42	422	44	12	16	127	16	273	129
30		1,037	420	8	75	35	41	148	26	617	29	9	9	83	10	197	91
31		761	333	6	75	39	46	174	51	428	41	14	11	122	17	224	89
2		689	315	6	92	33	26	136	22	374	24	10	8	73	11	171	77
3		991	450	14	84	38	38	229	47	541	28	5	8	111	14	283	92
4		1,024	451	9	85	42	36	229	50	573	31	18	11	91	13	301	108
5		759	343	5	66	34	29	176	33	416	22	8	7	76	9	216	78

第 5－9 表 消防設備士講習受講状況

年度	区 分	合 計	特殊消防用設備等	消火設備	警報設備	避難消火器
16		1,475	－	398	606	471
17		1,676	－	462	743	471
18		1,439	－	347	664	428
25		1,681	15	443	722	501
26		1,521	9	384	649	479
27		1,621	20	388	653	560
28		1,685	20	441	728	496
29		1,653	22	364	725	542
30		1,691	22	429	712	528
元		1,468	12	348	647	461
2		1,594	24	413	672	485
3		1,674	22	357	739	556
4		1,648	35	422	664	527
5		1,611	23	366	672	550

第6 危 険 物 規 制

第6 危険物規制

1 危険物の規制

消防法では、火災の発生や拡大の危険性が大きい、あるいは消火が困難であるなどの性状を有する物品を危険物として指定している。これら危険物はその性状に応じて第一類から第六類までの6種類に分類されている。

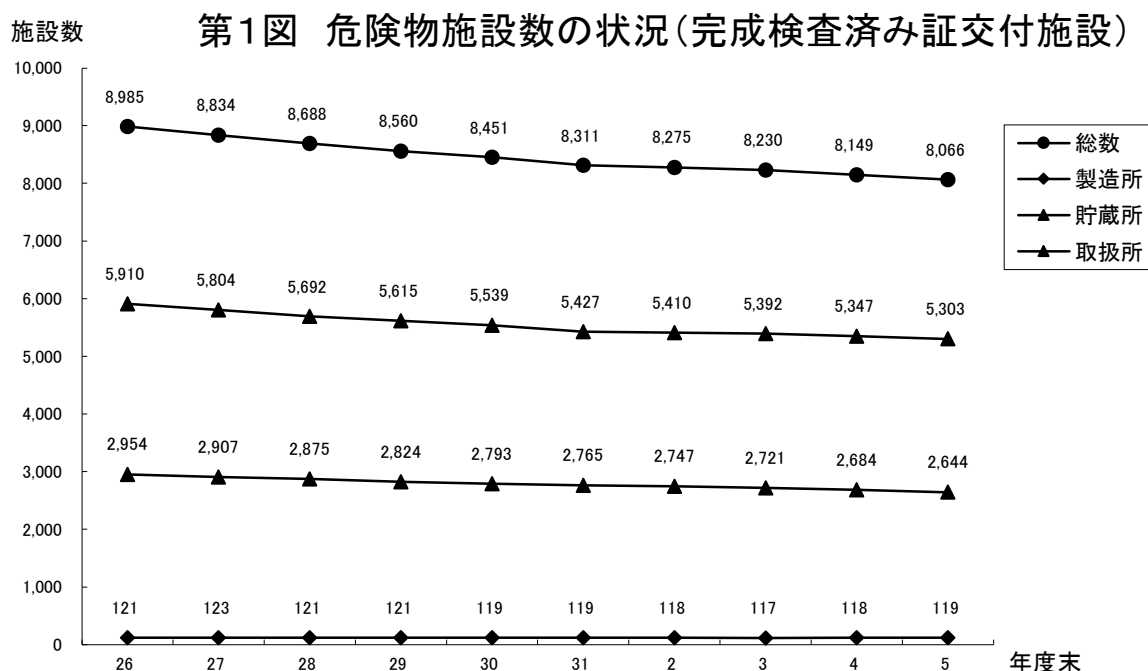
一定数量以上の危険物は、原則として消防法の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱ってはならない。危険物施設は、製造所、貯蔵所、取扱所の3つに大別され、さらに貯蔵所は7つに、取扱所は4つに区分され、法令により位置、構造及び設備の技術上の基準が定められている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者またはその立会いのもとでなければ危険物を取り扱ってはならず、法令で定める技術上の基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いを行わなければならない。

危険物施設の許認可等の規制事務は、各消防本部（局）で行われている。

2 危険物施設

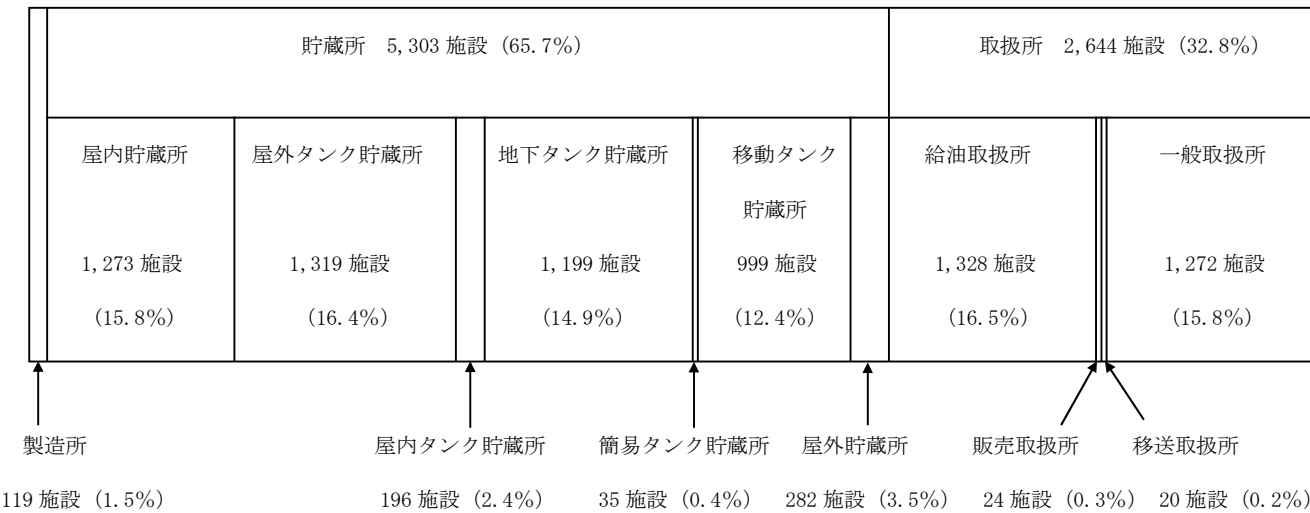
令和6年3月31日現在における県内の危険物施設の総数は8,066施設（完成検査済証交付施設）であり、危険物施設数の状況は第1図のとおり減少傾向で推移している。



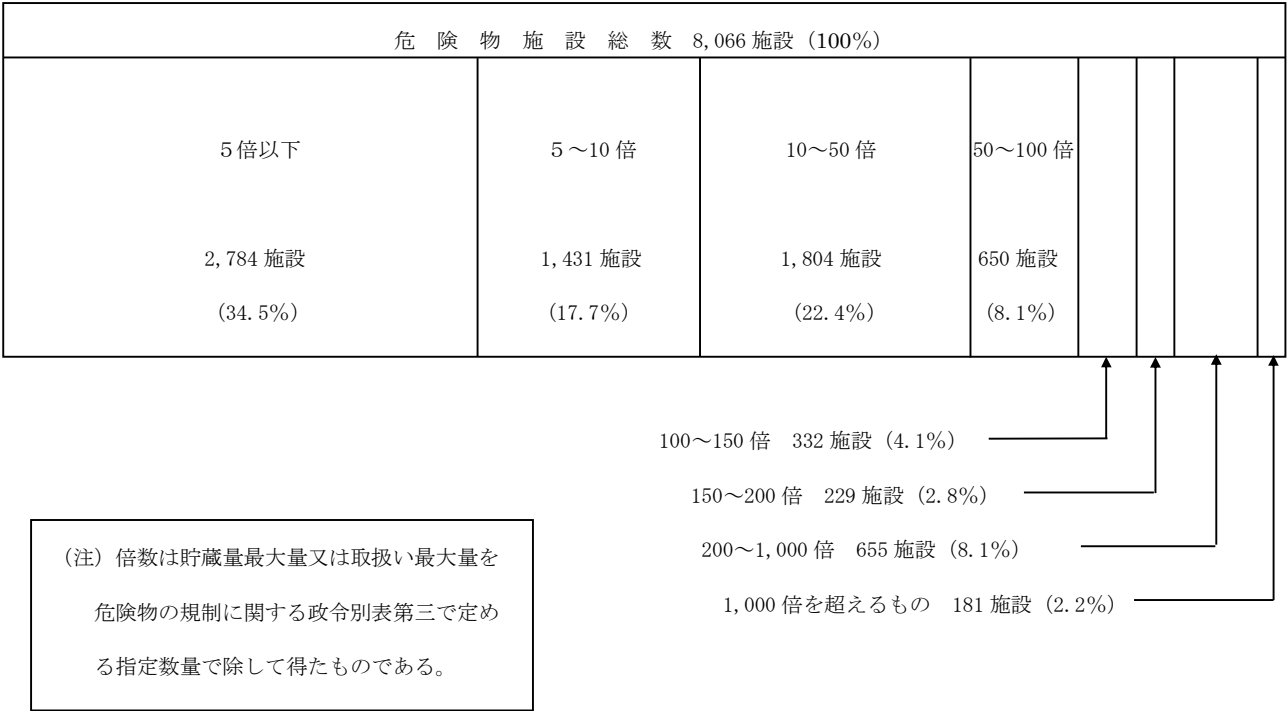
施設の構成を第2図に示す。給油取扱所が1,328施設と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所の順になっている。

これを施設の規模別にみると、第3図のとおり、指定数量50倍以下の規模のものが全体の3/4を占め、なかでも5倍以下のものが全体の1/3強を占めている。

第2図 危険物施設の施設別状況（完成検査済証交付施設）



第3図 危険物施設の規模別構成比



3 危険物事業所

令和6年3月31日現在において、危険物施設が設けられている事業所は3,732カ所となっている。

このうち、消防法で義務づけられた危険物保安統括管理者を要する事業所は8カ所、危険物施設保安員を要する事業所は58カ所、予防規程を要する事業所は937カ所である。（第6-13表参照）

4 立入検査

令和5年度に立入検査を実施した施設数は2,975施設（延3,140施設）である。（第6-5表参照）

5 危険物施設等における事故

(1) 令和5年の状況

令和5年中に発生した危険物施設等の事故件数は39件である。（第6-17表参照）

内訳は施設の破損が21件、漏えいが11件、火災が5件、コンタミが1件、その他が1件となっている。

(2) 最近の事故の状況

平成26年から令和5年までの最近10年間で危険物施設等の事故は356件発生している。これを施設区分、事故種別でみると次のとおりである。

ア 施設区分

施設毎の事故件数の内訳は給油取扱所が168件（47.2%）を占め、次いで一般取扱所62件（17.4%）となっている。

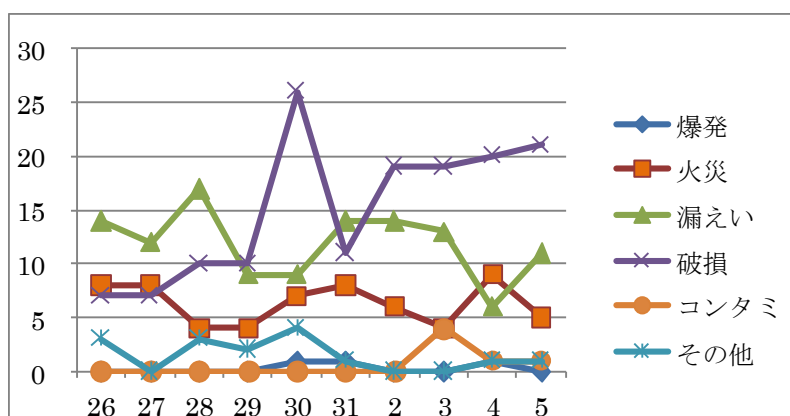
イ 事故種別

令和3年から事故種別にコンタミが追加され、事故種別でみると施設の破損150件（42.1%）、次いで危険物の漏えい119件（33.4%）、火災63件（17.7%）、コンタミ6件（1.7%）、爆発3件（0.8%）、その他15件（4.2%）となっている。

(3) 事故件数の推移

平成26年から令和5年までの危険物施設等における事故件数の推移は、第4図のとおりである。

第4図 危険物施設等の事故件数の推移



横軸：年
縦軸：件数

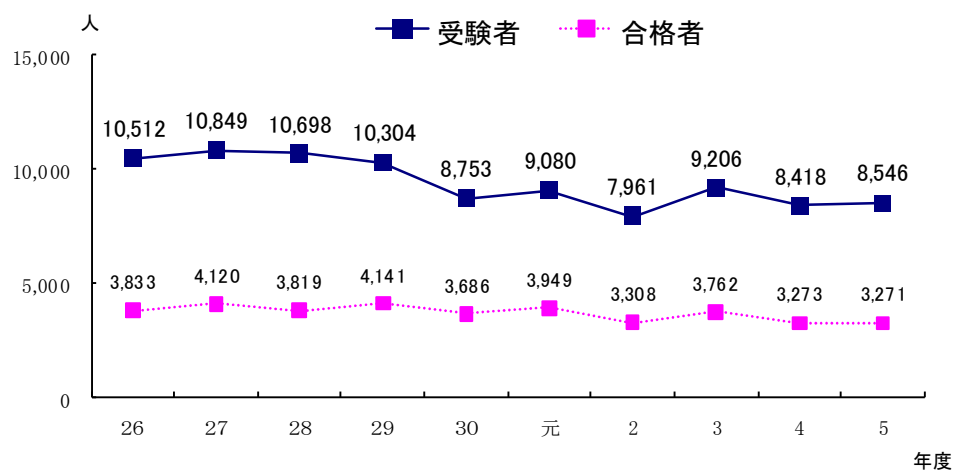
6 危険物取扱者試験及び危険物取扱者免状

危険物施設で危険物の取扱を行うことができる危険物取扱者は、甲種、乙種、丙種に区分され、乙種はさらに第1類から第6類に細分されており、それぞれ取り扱える危険物の種類が異なっている。

危険物取扱者試験は、昭和35年以降、毎年県知事が実施していたが、昭和60年度からは（一財）消防試験研究センターに試験の実施を委任している。

試験の実施状況は、第5図のとおりである。令和5年度中の危険物取扱者試験の受験者数は8,546人、合格者は3,271人であり、合格者のうち石油類を取り扱うことができる乙種第4類が58.5%、丙種が7.5%となっている。

第5図 危険物取扱者試験実施状況 （延べ人員）



7 危険物取扱者保安講習

危険物施設で現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則3年度以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。

令和5年度は、4,302人が受講した。

第6-1表 危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

製造所等の別 年度別	総数	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小計	屋内 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	簡易タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	小計	給油 取扱所	1種販売 取扱所	2種販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所
26	8,985	121	5,910	1,325	1,518	251	1,467	39	1,000	310	2,954	1,488	24	10	23	1,409
27	8,834	123	5,804	1,315	1,484	242	1,417	39	999	308	2,907	1,461	21	10	24	1,391
28	8,688	121	5,692	1,304	1,442	231	1,369	37	1,029	280	2,875	1,439	21	10	23	1,382
29	8,560	121	5,615	1,297	1,433	227	1,334	36	1,015	273	2,824	1,411	19	11	23	1,360
30	8,451	119	5,539	1,291	1,410	224	1,305	36	1,006	267	2,793	1,397	19	10	23	1,344
31	8,311	119	5,427	1,282	1,384	214	1,271	36	979	261	2,765	1,376	19	10	21	1,339
2	8,275	118	5,410	1,283	1,384	203	1,250	36	992	262	2,747	1,373	20	10	20	1,324
3	8,230	117	5,392	1,274	1,358	196	1,246	36	1,018	264	2,721	1,366	17	10	19	1,309
4	8,149	118	5,347	1,270	1,336	198	1,216	36	1,013	278	2,684	1,345	15	11	19	1,294
5	8,066	119	5,303	1,273	1,319	196	1,199	35	999	282	2,644	1,328	13	11	20	1,272

第6－2表 消防本部別危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

製造所等の別 消防本部等の別	総 数	製 造 所	貯 蔵 所												取 扱 所						事 業 所 数
			小 計	屋 貯 蔵 所	屋 外 内 所	タンク		貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 取 扱 所	油 取 扱 所	1種販売 取 扱 所	2種販売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
						準特定屋外タンク	旧 法 タンク														
県 計	8,066	119	5,303	1,273	1,319	73	66	88	47	196	1,199	35	999	282	2,644	1,328	13	11	20	1,272	3,662
消防本部設置市計	5,754	90	3,884	911	1,011	65	58	66	35	150	863	24	740	185	1,780	888	10	7	13	862	2,486
広島市	1,999	5	1,299	320	115	26	25	4	4	81	405	2	318	58	695	380	4	4		307	999
呉市	496		312	103	42	2	1			14	67	6	56	24	184	78	1	1	4	100	296
三原市	409	7	252	62	49	3	2			10	78	1	44	8	150	87	1			62	240
尾道市	378	2	257	77	45	1	1			7	51	3	36	38	119	65	2	1		51	214
大竹市	913	47	728	55	484	32	29	33	15	1	21		151	16	138	14			4	120	45
東広島市	908	14	608	184	160	1		8		16	154	7	66	21	286	139	1		3	143	409
廿日市市	278	4	191	36	45					12	46	3	34	15	83	50		1		32	136
安芸高田市	136		86	31	9					2	28	2	13	1	50	33				17	84
江田島市	237	11	151	43	62			21	16	7	13		22	4	75	42	1		2	30	63
消防本部設置町計	252	2	174	56	34	-	-	-	-	3	48	-	18	15	76	41	-	-	-	35	113
府中町	47		34	19	2					1	12				13	5				8	14
北広島町	205	2	140	37	32					2	36		18	15	63	36				27	99
一部事務組合合計	2,060	27	1,245	306	274	8	8	22	12	43	288	11	241	82	788	399	3	4	7	375	1,063
備北地区消防組合 消防本部	470	1	278	50	48					8	99	4	65	4	191	111	1			79	339
福山地区消防組合 消防局	1,590	26	967	256	226	8	8	22	12	35	189	7	176	78	597	288	2	4	7	296	724

第6-3表 指定数量別・類別危険物施設数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

製造所等の別 区 分			総 数	製 造 所	貯 蔵 所											取 扱 所						
					小 計	屋 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク	準 特 定 屋 外 タンク 貯 蔵 所	旧 タ ン ク	法 定 特 定 屋 外 タンク 貯 蔵 所	旧 タ ン ク	法 定 特 定 屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給 取 扱	油 取 扱	1種販売 取 扱 所	2種販売 取 扱 所
総 数			8,066	119	5,303	1,273	1,319	73	66	88	47	196	1,199	35	999	282	2,644	1,328	13	11	20	1,272
指 定 数 量 別	指定数量の5倍以下		2,784	8	2,145	568	198	－	－	－	－	99	649	35	527	69	631	114	7	－	－	510
	5倍を超え 10倍以下		1,431	8	996	307	182	－	－	－	－	73	269	－	42	123	427	121	1	－	－	305
	10	＂ 50	1,804	22	1,070	249	379	－	－	－	－	19	221	－	118	84	712	383	5	11	2	311
	50	＂ 100	650	19	438	57	148	1	1	－	－	－	32	－	197	4	193	133	－	－	－	60
	100	＂ 150	332	9	207	44	77	1	1	－	－	－	6	－	80	－	116	105	－	－	－	11
	150	＂ 200	229	4	63	22	26	4	3	－	－	－	9	－	5	1	162	153	－	－	－	9
	200	＂ 1,000	655	33	254	19	194	50	44	11	9	1	9	－	30	1	368	318	－	－	1	49
	1,000	＂ 5,000	113	14	76	7	63	15	15	28	11	4	2	－	－	－	23	1	－	－	8	14
	5,000	＂ 10,000	21	2	17	－	17	－	－	16	6	－	－	－	－	－	2	－	－	－	1	1
10,000倍を超えるもの		47	－	37	－	35	2	2	33	21		2	－	－	－	10	－	－	－	8	2	
危 険 物 の 種 類	単 独	第 一 類	8	－	8	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		第 二 類	16	－	13	12	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	3	－	－	－	－	3
		第 三 類	8	－	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	2
		第 四 類	7,858	91	5,173	1,166	1,303	73	66	88	47	196	1,199	35	994	280	2,594	1,328	13	10	20	1,223
		第 五 類	26	2	24	22	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		第 六 類	20	－	19	1	14	－	－	－	－	－	－	－	4	－	1	－	－	－	－	1
混 在		130	26	60	58	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	44	－	－	1	－	43	

第 6 - 4 表 容量・類別屋外タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

区分	形態	総数	第一類	第二類	第三類												第五類	第六類
						小計	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油	第四石油類	アルコール	水溶性	非水溶性		
総数		1,319	-	-	-	1,303	10	1	13	101	65	331	71	92	180	439	2	14
100 ^{キロリットル} 未満		896	-	-	-	881	-	1	1	84	39	249	58	64	104	281	2	13
100 ^{キロリットル} 以上500 ^{キロリットル} 未満		262	-	-	-	261	-	-	5	11	14	53	9	18	54	97	-	1
500〃 1,000〃		73	-	-	-	73	-	-	4	4	7	16	4	1	11	26	-	-
1,000〃 5,000〃		62	-	-	-	62	1	-	2	1	1	7	-	5	11	34	-	-
5,000〃 10,000〃		3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-
10,000〃 50,000〃		16	-	-	-	16	2	-	1	1	4	4	-	4	-	-	-	-
50,000〃 100,000〃		7	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 6 - 5 表 危険物施設に対する立入検査状況並びに危険物施設及び無許可施設に対する措置命令件数

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

製造所等の区分		総数	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
立入検査	検査施設数	2,975	66	1,827	364	397	62	433	14	450	107	1,082	663	6	2	8	403
	延回数	3,140	73	1,906	387	404	64	460	15	467	109	1,161	707	7	2	8	437
命令件数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第6－6表 形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その1

令和6年3月31日現在

形態区分 貯蔵・ 取扱い危険物	製 造 所	貯蔵																取扱所										
		屋内貯蔵所								屋 外 タ ン ク	屋内タンク 貯蔵所		地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 貯	タンク 所		屋外貯蔵所		一 般 取 扱 所									
		平 屋 建				平 屋 建 以 外	建 築 物 内 設 置		平 屋 建 以 外			積 載 式			I M D G コ ー ド 型		硫 黄 等		吹 付 塗 装	洗 浄	焼 入	ボ イ ラ	充 填	詰 替	油 圧 装 置	切 削 装 置	循 環 装 置	
		高 層 式	特 定	指 定	指 定																							
																												高 層 式
総 数	119	1,273	6	156	1	-	-	28	1,319	196	83	1,199	999	76	59	282	-	1,272	51	3	21	242	40	176	43	7	5	
高 引 火 点(※)	2	8	1	2	-	-	-	-	8	-	-	-	1	-	-	9	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
アルキルアルミ等(※)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※印は内数

第6－7表 形態別危険物規制対象数（完成検査済証交付施設）その2

令和6年3月31日現在

形態区分 建築物区分	給油取扱所	給油取扱所					自家用
		セルフ	航空機	船舶	鉄道等	セルフ	
総数	1,328	268	9	38	9	585	1
屋内(※)	67	15	-	-	-	3	-

※印は内数

第6－8表 容量別旧法タンクの新基準適合数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

容量別 区分	総数	500 ^{kg} 以上 1,000 ^{kg} 未満	1,000 ^{kg} 以上10,000 ^{kg} 未満			10,000 ^{kg} 以上200,000 ^{kg} 未満			
			小計	1,000 ^{kg} 以上 5,000 ^{kg} 未満	5,000 ^{kg} 以上 10,000 ^{kg} 未満	小計	10,000 ^{kg} 以上 50,000 ^{kg} 未満	50,000 ^{kg} 以上 100,000 ^{kg} 未満	100,000 ^{kg} 以上 200,000 ^{kg} 未満
旧タンク	113	66	33	32	1	14	12	2	-
新基準適合数(※)	101	58	29	28	1	14	12	2	-

※印は内数

第6－9表 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

危険物の類別 タンク容量の別	総数	鋼製タンク				鋼製二重殻タンク （S S タンク）			鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク（S F タンク）			強化プラスチック製 二重殻タンク（F F タンク）		
		小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	小計	タンク室	直接埋立	小計	タンク室	直接埋立
総 数	4,952	3,647	459	3,125	63	54	4	50	1,205	52	1,153	46	2	44
1*以下のも	21	19	3	16	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－
1*を超え10*以下	3,375	3,169	288	2,836	45	5	1	4	193	20	173	8	－	8
10*を超え30*以下	1,141	401	149	235	17	42	－	42	680	24	656	18	2	16
30*を超え50*以下	382	47	16	30	1	7	3	4	308	1	307	20	－	20
50*を超え100*以下	33	11	3	8	－	－	－	－	22	7	15	－	－	－
100*を超えるもの	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

第6－10表 施設別の地下貯蔵タンク等の数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

施設区分 タンク種別	総数	製造所20号タンク				地下タンク貯蔵所				給油取扱所				一般取扱所20号タンク			
		小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止	小計	タンク室	直接埋立	漏れ防止
総 数	4,952	1	1	－	－	1,282	442	805	35	3,469	73	3,368	28	200	5	195	－
鋼 製 タ ン ク	3,647	1	1	－	－	1,083	392	656	35	2,460	63	2,369	28	103	4	99	－
鋼製二重殻タンク（SSタンク）	54	－	－	－	－	6	4	2	－	45	－	45	－	3	－	3	－
鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク（SFタンク）	1,205	－	－	－	－	186	44	142	－	926	10	916	－	93	1	92	－
強化プラスチック製 二重殻タンク（FFタンク）	46	－	－	－	－	7	2	5	－	38	－	38	－	1	－	1	－

第6－11表 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

形式別 容量別	総数	単一車形式			被牽引車		
		積載式以外	積載式		積載式以外	積載式	
総 数	999	842	822	20	157	97	60
2キロリットル以下のもの	249	249	244	5	－	－	－
2キロリットルを超え4キロリットル以下	286	286	285	1	－	－	－
4キロリットルを超え14キロリットル以下	210	202	188	14	8	3	5
14キロリットルを超え20キロリットル以下	175	105	105	－	70	64	6
20キロリットルを超え25キロリットル以下	51	－	－	－	51	24	27
25キロリットルを超え30キロリットル以下	28	－	－	－	28	6	22

第6－12表 給油危険物別の給油取扱所数（完成検査済証交付施設）

令和6年3月31日現在

給油危険物の区分 給油取扱所の区分	総数		ガソリン		軽油		ガソリン・軽油		メタノール等		ガソリン・メタノール等		軽油・メタノール等		ガソリン・軽油・メタノール等	
		固定注油設備		固定注油設備		固定注油設備		固定注油設備		固定注油設備		固定注油設備		固定注油設備		固定注油設備
給油取扱所	1,272	640	73	41	398	79	799	518	2	2	－	－	－	－	－	－
（圧縮天然ガス充填設備）	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自家用給油取扱所（※）	581	51	31	－	383	38	167	13	－	－	－	－	－	－	－	－

※印は内数

第6－13表 危険物事業所数

令和6年3月31日現在

事業場 区分	危険物保安統括管理者等を設けなければならない事業所				その他の事業所
	危険物保安統括管理者	危険物施設保安員	予防規定	自衛消防組織	
総数	8	58	937	4	2,725

第6－14表 製造所等の許可, 完成検査及び廃止届等の数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

製造所等の別 区分		総 数	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所							
				小 計	屋 貯 蔵 所	内 所	屋外タンク 貯 蔵 所	屋内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 取 扱	油 所	第 1 種 販売取扱所	第 2 種 販売取扱所	移 取 扱	送 一 所 取 扱 所
許 可	設 置	112	2	82	22		13	2	6	－	28	11	28	8	－	－	－	－	20
	変 更	658	94	176	20		97	3	24	1	30	1	388	165	－	－		7	216
	常置場所 の 変 更	20	－	20	－		－	－	－	－	20	－	－	－	－	－	－	－	－
	転 入	22	－	22	－		－	－	－	－	22	－	－	－	－	－	－	－	－
完 成 検 査	設 置	108	2	78	19		8	1	9	－	29	12	28	7	－	－		1	20
	変 更	605	77	179	16		97	5	20	－	40	1	349	157	－	－		6	186
	転 入	18	－	18	－		－	－	－	－	18	－	－	－	－	－	－	－	－
廃 止 届 等		189	1	120	16		24	5	23	1	43	8	68	22	3	－		－	43

第6－15表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに小量危険物の状況

令和6年3月31日現在

区分	圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス 等						指 定 可 燃 物 等							小量危険物	
	圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	毒物	劇物	可燃性 固体類	石炭・木炭	可燃性 液体	合成 樹脂類	再生資源 燃料	その他	指定可燃物 に類する物 品	移動タンク	
総 数	1,285	67	18,928	115	53	300	223	104	244	1,181	76	975	87	12,682	1,190

第6-16表 危険物施設等の事故発生件数の推移（施設別）

年	総計	製造所	屋外タンク 貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所	危険物運搬 車両	少量危険物 施設	無許可施設	非危険物 施設
26	32	6	－	2	2	1	12	－	5	－	－	－	4
27	27	5	3	－	1	3	7	－	5	－	－	1	2
28	34	3	2	－	3	1	11	1	9	－	－	－	4
29	25	5	1	－	1	－	12	1	4	－	－	－	1
30	47	5	6	2	3	－	14	－	12	1	－	－	4
31	35	2	2	－	1	1	15	1	10	－	－	－	3
2	39	－	4	1	1	3	21	2	5	－	－	－	2
3	40	3	1	－	1	2	26	－	3	－	－	1	3
4	38	2	1	－	2	1	22	－	6	－	－	1	3
5	39	1	1	－	1	3	28	－	3	－	－	1	1
計	356	32	21	5	16	15	168	5	62	1	0	4	27

第6-17表 危険物施設等の事故発生件数の推移（事故種別）

年	総計	爆発	火災	漏えい	破損	コンタミ	その他
26	32	－	8	14	7	－	3
27	27	－	8	12	7	－	－
28	34	－	4	17	10	－	3
29	25	－	4	9	10	－	2
30	47	1	7	9	26	－	4
31	35	1	8	14	11	－	1
2	39	－	6	14	19	－	－
3	40	－	4	13	19	4	－
4	38	1	9	6	20	1	1
5	39	－	5	11	21	1	1
計	356	3	63	119	150	6	15

※R3. 1. 1から事故種別に「コンタミ」追加

第 6－1 8 表 危険物取扱者試験実施状況

種別 年度	合 計			甲 種			乙 種 第 1 類			乙 種 第 2 類			乙 種 第 3 類			乙 種 第 4 類			乙 種 第 5 類			乙 種 第 6 類			丙 種		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2 6	10,512	3,833	40.1	451	151	34.4	299	206	72.0	308	212	74.6	409	276	70.6	7,394	2,039	30.1	417	303	71.5	404	254	69.6	830	392	56.5
2 7	10,849	4,120	36.5	443	139	33.5	368	256	68.9	348	237	68.8	388	292	67.5	7,546	2,199	27.6	385	252	72.7	462	302	62.9	909	443	47.2
2 8	10,698	3,819	38.0	454	149	31.4	382	242	69.6	345	229	68.1	398	280	75.3	7,548	1,982	29.1	424	296	65.5	402	253	65.4	745	388	48.7
2 9	10,304	4,141	35.7	384	127	32.8	280	204	63.4	297	205	66.4	346	261	70.4	7,674	2,511	26.3	317	231	69.8	329	222	62.9	677	380	52.1
3 0	8,753	3,686	42.1	334	140	41.9	254	174	68.5	221	152	68.8	265	169	63.8	6,564	2,353	35.8	309	201	65.0	282	178	63.1	524	319	60.9
元	9,080	3,949	43.5	337	135	40.1	266	189	71.1	256	182	71.1	300	223	74.3	6,633	2,432	36.7	324	246	75.9	294	210	71.4	670	332	49.6
2	7,961	3,308	41.6	304	123	40.5	244	20	8.2	223	163	73.1	279	214	76.7	5,836	2,108	36.1	265	178	67.2	285	211	74.0	525	291	55.4
3	9,206	3,762	40.9	422	158	37.4	287	190	66.2	257	183	71.2	343	246	71.7	6,605	2,208	33.4	393	277	70.5	362	261	72.1	537	239	44.5
4	8,418	3,273	38.9	514	177	34.4	254	170	66.9	275	191	69.5	316	240	75.9	5,806	1,747	30.1	401	252	62.8	306	222	72.5	546	274	50.2
5	8,546	3,271	38.3	421	125	29.7	281	210	74.7	240	161	67.1	293	194	66.2	6,177	1,915	31.0	341	219	64.2	287	202	70.4	506	245	48.4
			3.8%			6.4%			4.9%			5.9%			58.5%			6.7%			6.2%			7.5%			

第 6－1 9 表 危険物取扱者免状交付状況

免状区分 年度	合 計	甲 種	乙 種							丙 種
			小 計	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	
2 6	2,930	148	2,478	162	158	220	1,523	229	186	304
2 7	3,866	137	3,329	206	213	248	2,179	222	261	400
2 8	3,810	143	3,347	248	226	296	2,016	288	273	320
2 9	3,810	127	3,451	215	210	259	2,288	269	210	331
3 0	3,909	132	3,273	182	170	191	2,347	189	194	279
元	3,684	136	3,416	179	179	215	2,412	238	193	279
2	3,254	123	2,893	160	139	170	2,058	170	196	238
3	3,852	151	3,442	212	199	248	2,263	270	250	259
4	3,053	123	2,735	165	180	239	1,666	236	249	195
5	3,123	128	2,777	184	163	184	1,842	217	187	218

第 6－2 0 表 危険物取扱者保安講習受講状況

年 度	受 講 者 数
2 6	4,148
2 7	4,304
2 8	4,313
2 9	4,560
3 0	5,169
元	4,326
2	4,136
3	4,511
4	4,665
5	4,302

第7 保 安 行 政

第7 保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等の許認可事務を行うとともに、火薬類及び高圧ガスの製造所・貯蔵所等に立入り「製造施設等の維持状況、保安管理体制」の検査、指導を行っている。また、一般高圧ガス販売所に立入り法令の遵守状況について及び液化石油ガス販売所等に立入り「L P ガス消費家庭の保安点検状況、保安啓発状況」について検査・指導を行うとともに、(一社)広島県L P ガス協会、(一社)広島県火薬類保安協会等産業保安の各種協会と連携し、事業所に対して危害予防啓発を行い、災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

平成17年度からは、広島県分権改革推進計画に基づき、火薬類及び高圧ガス関係事務について、免状交付等の一部の事務を除き市町への移譲を進めており、平成20年4月にはすべての市町への移譲が完了した。

産業保安行政の体系については下記のとおりである。

(産業保安行政体系図)



広島県分権改革推進計画に基づく火薬類及び高圧ガス関係事務の移譲の状況については、下記のとおりである。なお、広島市については、火薬類は平成29年4月1日から、高圧ガスは平成30年4月1日から、液化石油ガスについては令和5年4月1日から法定移譲されている。

市 町 名	移 譲 時 期
三次市・庄原市	平成17年10月1日
竹原市・東広島市・大崎上島町	平成18年4月1日
広島市・海田町・熊野町・坂町・呉市・尾道市・大竹市・江田島市	平成19年4月1日
安芸高田市	平成19年10月1日
三原市・福山市・府中市・廿日市市・府中町・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町	平成20年4月1日

(実際の事務は市町を所管する消防本部(局)が実施。)

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類は爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、猟銃等については、「武器等製造法」に基づき、製造、販売等を規制し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所の概要

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく事業所数及び貯蔵箇所数は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 火薬類等関係事業所数

(令和6年3月31日現在)

区 分	種 類 別	事 業 所 数		
		県 所 管	市町所管	計
火 薬 類 製 造	産 業 火 薬 (※)	－	1	2
	煙 火	－	1	1
	計	－	2	3
火 薬 類 販 売	産 業 火 薬 類	－	10	10
	実包及び猟用火薬類	－	5	5
	建設用鋳打銃用空包	－	0	0
	船 舶 用 火 工 品	－	12	12
	煙 火	－	3	3
	競 技 用 紙 雷 管	－	33	33
	計	－	63	63
猟 銃 等 製 造 販 売	製 造 (修 理) 販 売	6	－	6
	製 造 の み	0	－	0
	販 売 の み	4	－	4
	計	10	－	10

(※) 経済産業省所管 1事業所

第2表 火薬類関係貯蔵箇所数

(令和6年3月31日現在)

種 類 別	業 種 別	棟 数
1 級 火 薬 庫	火薬類製造	24
	火薬類販売	25
	採 石	2
	鉱 業	8
	計	59
3 級 火 薬 庫	火薬類製造	3
	火薬類販売	2
	そ の 他	2
	計	7
水 蓄 火 薬 庫	火薬類製造	1
実 包 火 薬 庫	火薬類販売	2
煙 火 火 薬 庫	火薬類製造	6
	火薬類販売	3
	そ の 他	4
	計	13
合 計		82
火 薬 庫 外 貯 蔵 所	火薬類販売	30
	そ の 他	32
合 計		62

注：事務移譲を行った市町が所管。

(3) 火薬類・猟銃等許認可状況

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく令和5年度の許可件数は第3表のとおりである。

第3表 火薬類等関係許可件数

許 可 区 分			許 可 件 数
火 薬 類	販 売 営 業 （ 火 工 品 ）		0
	譲 渡		13
	譲受（単独）	1. 火工品のみ	13
		2. 1.以外の25 k g 以下	4
		3. 1.及び2.以外	5
		計	22
	譲受・消費	1. 火工品のみ	6
		2. 1.以外の25 k g 以下	3
		3. 1.及び2.以外	55
		計	64
消 費		1	
その他の許可	製 造 施 設 変 更	0	
	火 薬 庫 設 置	0	
	火 薬 庫 変 更	3	
	煙 火 消 費	128	
	火 薬 類 販 売	0	
	廃 棄	3	
	輸 入	0	
	危 害 予 防 規 程	0	
	計	134	
武器等	猟 銃 等 製 造	0	
	猟 銃 等 販 売	0	
	合 計	0	

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施。

(4) 火薬類免状交付状況

火薬類取締法に基づく令和5年度の免状交付件数は第4表のとおりである。

第4表 火薬類取扱保安責任者免状交付件数

免 状 交 付 数	免 状 再 交 付 数	計
75	7	82

(5) 火薬類・猟銃等保安対策

火薬類並びに猟銃等による災害防止と盗難防止を図るため、火薬庫の保安検査（完成検査含む）並びに販売所・消費場所等の立入検査及び猟銃等の立入検査を行った。令和5年度の実施件数は第5表のとおりである。

第5表 火薬類・猟銃等 保安・立入検査実施件数

	消費場所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所	販売所・製造所	計
火薬類（保安検査）	－	29	－	1	30
火薬類（立入検査）	63	76	50	32	221
猟銃等	－	－	－	10	10

注：「火薬類」は、事務移譲を行った市町が実施

(6) 火薬類事故発生件数

令和5年の火薬類事故発生件数は2件である。

近年の事故発生状況は第6表のとおり、年間0～4件の間で推移している。

第6表 火薬類事故発生件数

区 分 \ 年 別	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5
火薬類事故件数	3	4	1	1	1	0	0	1	2	2
産 業 火 薬	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1
煙 火	3	1	0	1	1	0	0	0	2	0
そ の 他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガス保安法は、爆発や火災等の危険性を有している高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等を規制するとともに、事業者等による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は生活の用に供する液化石油ガスの販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害の防止と取引の適正化を図ることを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（令和6年3月31日現在）

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可・届出等事業所は第7表及び第8表のとおりである。

第7表 高圧ガス関係事業所（高圧ガス保安法関係）

種 別	ガスの種類の別	許可・届出	事業所数		
			県	市町	合計
第一種製造事業所 (法第5条第1項)	特定	許可	8	-	8
	一般		-	166	166
	L P		-	73	73
	一般・L P兼業		-	12	12
	冷凍		-	57	57
	計		8	308	316
第二種製造事業所 (法第5条第2項) ※在宅酸素を除く。	一般	届出	-	491	491
	L P		-	6	6
	一般・L P兼業		-	3	3
	冷凍		-	1,491	1,491
	計		-	1,991	1,991
販売所 (法第20条の4)	一般	届出	-	1,535	1,535
	L P		-	381	381
	一般・L P兼業		-	126	126
	冷凍		-	136	136
	計		-	2,178	2,178
第一種貯蔵所 (法第16条)	一般	許可	-	60	60
	L P		-	52	52
	一般・L P兼業		-	29	29
	計		-	141	141
第二種貯蔵所 (法第17条の2)	一般	届出	-	247	247
	L P		-	31	31
	一般・L P兼業		-	45	45
	計		-	323	323
特定高圧ガス 消費事業所 (法第24条の2)	一般	届出	-	146	146
	L P		-	58	58
	一般・L P兼業		-	6	6
	計		-	210	210
容器検査所 (法第49条第1項)		登録	32	13	45
合 計			40	5,164	5,204

第8表 液化石油ガス関係事業所（液化石油ガス法関係）

事業所区分	登録・認定等	事業所数		
		県	広島市	計
液化石油ガス販売事業者	登録	261	62	323
液化石油ガス販売事業所		290	64	354
認定販売事業者	認定	21	7	28
保安機関		296	55	351
充てん事業者（バルクローリー）	許可	13	4	17
特定供給設備		24	7	31

(3) 高圧ガス関係（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）許可・届出等件数

令和5年度における許可・届出等件数は第9表及び第10表のとおりである。

第9表 高圧ガス関係許可件数
（高圧ガス保安法関係）

種別	区分	件数		
		県	市町	計
製造許可	特定	0	－	0
	一般	－	2	2
	L P	－	1	1
	冷凍	－	0	0
貯蔵所許可		－	9	9
製造変更許可	特定	20	－	20
	一般	－	45	45
	L P	－	26	26
	冷凍	－	1	1
貯蔵所変更許可		－	3	3

第10表 液化石油ガス関係許可等件数
（液化石油ガス法関係）

事業所等区分	件数		
	県	広島市	計
液化石油ガス販売事業の登録	0	0	0
保安機関の認定	1	0	1
保安機関の更新認定	88	17	105
一般消費者等の数の増加の認可	2	0	2
液化石油ガス販売事業者の認定	3	0	3
充てん設備の許可	1	0	1
充てん設備の変更許可	2	0	2
貯蔵施設、特定供給設備の許可	1	0	1
貯蔵施設、特定供給設備の変更許可	4	5	9

(4) 免状の交付

令和5年度の高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付件数及び交付累計は第11表のとおりである。

第11表 免状交付件数

種類	区分	免状交付	免状再交付	合計
乙種化学		22	0	22
乙種機械		60	2	62
丙種化学（液化石油ガス）		36	0	36
丙種化学（特別試験科目）		56	2	58
第2種冷凍		24	0	24
第3種冷凍		74	2	76
第1種販売		36	0	36
第2種販売		86	5	91
液化石油ガス設備士		59	5	64
合計		453	16	469

(5) 立入検査等

- ア 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許可を受けた事業者は、完成検査に合格した後でなければ施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく完成検査を適宜行っている。
- イ 高圧ガス保安法の第一種製造事業所及び液化石油ガス法の充てん設備について、製造のための施設の位置、構造及び設備に係る基準適合状況について検査するために、定期的に保安検査を行っている。
- ウ 高圧ガスの輸入をした者は、輸入検査に合格した後でなければ移動してはならないこととされており、これらの規定に基づく輸入検査を適宜行っている。
- エ 災害の発生の防止のため、製造事業所、貯蔵所、消費事業所、販売店等に定期的に立入検査を行い、関係帳簿等を検査している。また、高圧ガス移動車両について、関係機関と合同で毎年路上検査を行っている。令和5年度に実施した保安検査等実施件数は第12表及び第13表のとおりである。

第12表 高圧ガス保安法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和5年度）

	保安検査	完成検査	輸入検査	立入検査	計
県	7	14	－	12	33
市町	36	69	50	528	683
計	43	83	50	540	716

第13表 液化石油ガス法に基づく保安検査・立入検査等実施状況（令和5年度）

	保安検査	完成検査	立入検査	計
県	11	7	165	183
広島市	0	5	30	35
計	11	12	195	218

(6) 各種講習会の実施状況

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく関係基準の徹底と自主保安の推進による事故防止対策の徹底を図るため、各種講習会を毎年実施している。令和5年度の実施状況は第14表のとおりである。

第14表 講習会実施状況

対象	日時	場所
液化石油ガス販売店、 保安機関	8月10日	広島県LPガス会館（広島市）
	8月17日	ベイタウン尾道（尾道市）
	8月29日	まなびの館ローズコム（福山市）
	8月31日	県立みよし公園（三次市）
	9月7日	ビューポートくれ（呉市）
製造事業所（冷凍）	10月13日	広島県情報プラザ（広島市）
製造事業所	11月22日	アステールプラザ（広島市）

(7) 高圧ガス事故の発生状況

ア 高圧ガス保安法関係

全国の事故は、令和5年は693件（喪失・盗難29件を除く。）発生しており、依然高止まりの状況が続いている。県内でも同様の傾向にあり、令和5年は10件発生した。

第15表 県内の高圧ガス保安法関係事故発生状況

年		H31	R2	R3	R4	R5
製造事業所	冷凍	4	1	4	11	7
	コンビナート	1	1	0	2	0
	LP・一般	1	3	0	0	2
	小計	6	5	4	13	9
移動		0	0	1	0	0
消費		3	3	2	2	1
その他		1	1	1	0	0
合計		10	10	9	6	10
死亡(名)		0	0	0	0	0
負傷者(名)		2	2	3	1	0

イ 液化石油ガス法関係

令和5年の全国での事故（喪失・盗難を除く）は192件で、令和4年に比べて72件減少した。県内では年間4～12件の間で推移しており、令和5年は7件発生した。

第16表 液化石油ガス法関係事故発生状況

年	H31	R2	R3	R4	R5
件数	4	12	6	9	7
死亡(名)	0	0	0	0	0
負傷者(名)	0	1	0	0	3

第 8 教 育 訓 練

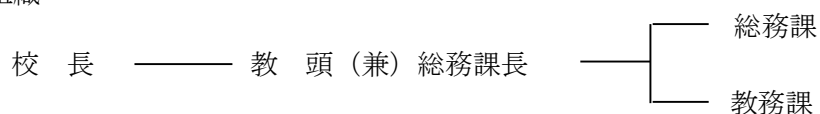
第 8 教育訓練

1 広島県消防学校の沿革

昭和 18 年 7 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置
 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置
 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転
 昭和 57 年 4 月 現在地（広島市安佐北区倉掛二丁目）に校舎を建設し移転

2 組織及び職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(1) 組織



(2) 職員数

（単位：人）

区 分	校長	教頭	課長	教諭	主査	主任 (エルトナー)	舎監	計
総務課	1	1			2	1		5
教務課			1 (1)	9 (7)			2	12 (8)
計	1	1	1 (1)	9 (7)	2	1	2	17 (8)

※（ ）は県内消防本部からの派遣職員数で内数

3 施設の概要

(1) 土 地 実測 36,880.20 m²（平地部 29,276.25 m²，法面 7,603.95 m²）

(2) 建物等 7,338.06 m²

本 館（2 階建）	延 2,222.50 m ²
学 生 寮（3 階建 27 室 収容可能人数 135 人）	延 2,074.59 m ²
屋内訓練場（平屋一部 2 階建）	延 1,043.51 m ²
訓 練 塔（地上 8 階地下 1 階）	延 756.00 m ²
実践的消火訓練施設（地上 4 階）	延 571.46 m ²
車庫、その他	延 670.00 m ²
屋外訓練場（グラウンド）	12,600.00 m ²
水難救助訓練施設（プール） 12m×25m 深さ 1.1～5.0m（約 900m ³ ）	
ガレキ救助訓練施設	使用面積 300.00 m ²
土砂災害対応訓練施設	使用面積 77.91 m ²

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記の教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練の内容

令和5年度中における消防職員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容
初 任 教 育	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。
専 科 教 育	救 急 科 救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要な専門的な知識・技術を修得させる。
	救 助 科 救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、旺盛な士気と強靱な体力を養成する。
	危 険 物 科 危険物の性質、危険物規制等に関する知識・技術を修得させるとともに、予防技術検定（危険物）の受検資格を取得させる。
	特 殊 災 害 科 特殊物質に係る専門的知識、災害の態様に応じた消防活動要領、災害現場における適切・効果的な消防戦術の指揮技術等を修得させる。
	火 災 調 査 科 火災の原因調査、損害調査、鑑識等に関する知識・技術を修得させる。

教育幹部	中級幹部科	中級幹部（主として消防司令級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
特別教育	救急救命士教育	【スキルアップコース】 救急救命士の再教育の一環として、県MC協議会が策定した「プロトコル」の内容等を総合的に理解させ、救急救命士としての知識・技術の向上を図る。 【リーダーシップコース】 救急業務の指導者としての立場から、救急隊員教育のために必要な各種教育を企画・運営する能力を修得させる。
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	救急現場において、気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行でき、事故発生時に適切に対処できる技術を修得させる。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

令和５年度中における消防団員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
教育専科	機 関 科	消防用車両等の運行及び消防ポンプの運用に関する知識・技術を修得させる。
幹部教育	上 級 幹 部 科	上級幹部（団長、副団長級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (分団指揮課程)	分団本部等で指揮を行うために必要な知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (現場指揮課程)	消火・救助・避難誘導・災害情報の収集伝達等の現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
特別教育	訓練指導員科 (県訓練指導員)	消防団員の防災技術の向上を図るため、教育訓練の指導に必要な知識・技術を修得させる。
	訓練指導員科 (市町訓練指導員)	消防団員に係る訓練礼式及びポンプ操法の指導者として必要な知識・技術を修得させる。
	一 日 入 校	訓練礼式、消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させる。

5 教育訓練の実施状況

令和５年度中における消防職員の教育訓練実績は第１表、消防団員の教育訓練実績は第２表のとおりである。

第1表 令和5年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育種別 本部名	初 任 教 育 (第109期)	専 科 教 育						幹部 教育	特 別 教 育			合 計
		救 急 科		救 助 科	危 険 物 科	特 殊 災 害 科	火 災 調 査 科	中 級 幹 部 科	救急救命士 教 育		ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡 講 習	
		(第50期)	(第51期)	(第47期)	(第9期)	(第8期)	(第19期)	(第12期)	ス キ ル ア ッ プ コ ー ス	リ ー ダ ー シ ッ プ コ ー ス		
広島市消防局	31	20	21	16			8		16	8	5	125
呉市消防局	10	5	7	4	2	4	2	2	2	2	2	42
三原市消防本部	6	2	2	2	2	1	2	1	2	2		22
尾道市消防局	3	3		3	2	4	2	1	2	2		22
大竹市消防本部					1	2	2	1	1			7
東広島市消防局	5	2	2	4	2	3	3	3	1	1	2	28
廿日市市消防本部	4	3		3	2	2	2	2	3	2	2	25
安芸高田市消防本部	1	1		2		2	2	1	1		1	11
江田島市消防本部	2	2		1					2	1		8
府中町消防本部	1			1	1	1	1	1	1			7
北広島町消防本部	4	3					1	1	1	1		11
備北地区消防組合消防本部	4	2	2	3	2	2	5	3	2	2	2	29
福山地区消防組合消防局	8	4	3	10	1	5	15	3	3	3	6	61
山口県			1									1
愛媛県								4				4
合 計	79	47	38	49	15	26	45	23	37	24	20	403

第2表 令和5年度消防団員市町別教育訓練実績表

(単位:人)

市町名	機関科	上級幹部科	指揮幹部科		訓練指導員科 (県指導員)	訓練指導員科 (市町指導員)	一日入校	合 計
			分団指揮課程	現場指揮課程				
1 広島市	16	2	6	5	5	21	38	93
2 呉市	2	4	5	3	6	10	11	41
3 竹原市		2		1	1	6		10
4 三原市		2	2	2	4	4		14
5 尾道市	4	3	2	2	6	12	32	61
6 福山市	8		8					16
7 府中市	1	2			4	27	24	58
8 三次市	4		2	3	7	18	29	63
9 庄原市		3	3		7	8		21
10 大竹市		2	2		1	1		6
11 東広島市	2	3	1	2	4	7		19
12 廿日市市	5	5	2	4	5	7	11	39
13 安芸高田市		3			6	6		15
14 江田島市		8	4	2	4			18
15 府中町				1	1	1	2	5
16 海田町		2	1	1	1			5
17 熊野町					1	9		10
18 坂町		3		2	1	4		10
19 安芸太田町		1			3	6		10
20 北広島町		4			2	10		16
21 大崎上島町		3			2			5
22 世羅町		3	2		3	4		12
23 神石高原町	3	4		6	4	9		26
合 計	45	59	40	34	78	170	147	573

第9 火 災 概 況

火災概況の見かた

この概況は、消防組織法第40条に基づく「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」により、市町から報告された令和5年1月から12月までの火災報告をもとに作成したものである。

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。

2 対 象

対象は、広島県内において発生したすべての火災とする。

3 火災の種類

火災は、次の6種に分類する。火災が2種以上にわたった場合は、焼き損害額の大きなものの種別による。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災

自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。

4 爆 発

人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

5 焼損の程度

建物一棟の焼損程度の区分基準は、次のとおりである。

(1) 全 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

(2) 半 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部 分 焼

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼ や

建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 10%未満であり焼損床面積が 1 平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前建物評価額の 10%未満であり焼損表面積が 1 平方メートル未満のもの又は収容物のみ焼損したものをいう。

6 建物の焼損面積

(1) 焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合は、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を平方メートルで表す。

(2) 焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合は、内壁、天井、床板等部分的なものを平方メートルで表す。

7 り 災 世 帯

り災世帯は、次のとおり区分する。

(1) 全 損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が火災前建物評価額の 70%以上のものをいう。

(2) 半 損

建物の火災損害額が火災前建物評価額の 20%以上で、全損に該当しないものをいう。

(3) 小 損

建物の火災損害額が火災前建物評価額の 20%未満のものをいう。

8 死 者

火災現場において火災に直接起因して死亡した者（病死者を除く。）又は火災により負傷した後 48 時間以内に死亡した者。

9 そ の 他

(1) 全国数値は、「令和 6 年版 消防白書」による確定数である。

(2) 第 1 表と第 6 表の損害額は集計方法が異なる。

区 分	第 1 表	附 表 第 1
建 物	建物火災による損害額 + 建物火災（爆発）による損害額	建物火災による損害額
林 野	林野火災による損害額 + 林野火災（爆発）による損害額	林野火災による損害額
車 両	車両火災による損害額 + 車両火災（爆発）による損害額	車両火災による損害額
船 舶	船舶火災による損害額 + 船舶火災（爆発）による損害額	船舶火災による損害額
航 空 機	航空機火災による損害額 + 航空機火災（爆発）による損害額	航空機火災による損害額
そ の 他	その他の火災による損害額 + その他の火災（爆発）による損害額	その他の火災による損害額
爆 発		建物、林野、車両、船舶、航空機、 その他の火災（爆発）による損害額

(3) 市町別火災発生状況の集計は、令和 5 年中にある行政区域で行った。

第9 火災概況

1 火災概況

令和5年中における広島県内の火災概況は、第1表のとおりである。845件の火災が発生し、損害額13億644万78千円、死者40人、負傷者122人、焼損棟数637棟、建物焼損床面積20,644㎡、建物焼損表面積2,256㎡、林野火災面積1,424a、り災世帯数386世帯で、出火率は3.0であった。

第1表 令和5年の火災と前年比較

区分	単位	令和5年	令和4年	増減	増減率	全 国		
		A	B	A－B	$\frac{(A-B)}{B} \times 100$	令和5年	増減	増減率
出火件数	件	845	877	140	19.0	38,672	1,092	3
建物	〃	401	414	10	2	20,974	618	3
林野	〃	76	77	34	79	1,299	12	1
車両	〃	65	75	－1	－1	3,521	－103	－3
船舶	〃	1	5	4	400	58	15	24
航空機	〃	0	0	0	0	1	2	皆増
その他	〃	302	306	93	44	12,819	548	5
焼損棟数	棟	637	637	－19	－3	29,656	347	1
全焼	〃	168	190	31	19	6,692	191	3
半焼	〃	32	22	－13	－37	1,484	－23	－2
部分焼	〃	177	158	－37	－19	7,494	－163	－2
ぼや	〃	260	267	0	0	13,986	342	3
建物焼損床面積	㎡	20,644	36,395	14,196	64	1,022,440	72,520	7
建物焼損表面積	〃	2,256	1,608	－1,803	－53	124,871	－24,327	－20
林野焼損面積	a	1424	934	78	9	84,379	－18,430	－23
死者	人	40	43	10	30	1,503	35	2
負傷者	〃	122	129	19	17	5,766	317	6
り災世帯数	棟	386	355	－73	－17	18,882	571	3
全損	〃	79	96	－13	－12	3,994	97	2
半損	〃	24	9	－3	－25	1,152	91	9
小損	〃	283	250	－57	－19	13,736	383	3
り災人員	〃	781	860	－79	－9	39,147	689	2
損害額	千円	1,364,478	7,183,048	5,377,545	298	94,208,470	－2,469,914	－2
建物	〃	1,229,644	7,033,840	5,330,265	313	82,040,342	－2,658,550	－3
林野	〃	384	1,040	648	165	125,187	168,263	95
車両	〃	28,328	52,200	－23,975	－31	2,824,247	－181,713	－7
船舶	〃	949	6,811	6,711	6,711	855,049	334,863	49
航空機	〃	0	0	0	0	5,643	37,255	皆増
その他	〃	105,173	89,143	63,882	253	8,358,002	－136,502	－5
出火率 (人口1万人当たり)	－	3.0	3.1	0.5	19	3.1	0.1	4

2 出火件数

出火件数を火災種類別にみると、全火災に対する構成比は第2表のとおりである。建物火災が全火災の47.4%で全体の半数以上を占めている。

第2表 火災種類別出火件数の構成割合

年 区分	令和5年		令和4年		全国(令和5年)	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
建築物火災	401	47.5%	414	47.2%	20,974	54.2%
住 宅	167	19.8%	175	20.0%	8,087	20.9%
共同住宅	64	7.6%	58	6.6%	3,712	9.6%
複合用途(特定)	29	3.4%	25	2.9%	2,139	5.5%
倉 庫	17	2.0%	10	1.1%	605	1.6%
工場	33	3.9%	34	3.9%	1,655	4.3%
複合用途(非特定)	25	3.0%	22	2.5%	724	1.9%
併用住宅	10	1.2%	13	1.5%	313	0.8%
飲食店	11	1.3%	4	0.5%	604	1.6%
物品店舗	3	0.4%	4	0.5%	308	0.8%
その他	42	5.0%	69	7.9%	2,827	7.3%
林 野 火 災	76	9.0%	77	8.8%	1,299	3.4%
車 両 火 災	65	7.7%	75	8.6%	3,521	9.1%
船 舶 火 災	1	0.1%	5	0.6%	58	0.1%
航 空 機 火 災	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
そ の 他 火 災	302	35.7%	306	34.9%	12,819	33.1%
合 計	845	100.0%	877	100.0%	38,672	100.0%

3 出火原因

火災原因別出火件数は、第3表のとおりである。

第3表 出火原因別出火件数

広島県						全国					
令和5年			令和4年			令和5年			令和4年		
原因	件数	構成比	原因	件数	構成比	原因	件数	構成比	原因	件数	構成比
たき火	183	21.7%	たき火	184	21.0%	たばこ	3,498	9.0%	たばこ	3,042	8.6%
たばこ	66	7.8%	たばこ	73	8.3%	たき火	3,473	9.0%	たき火	2,764	7.8%
火入れ	66	7.8%	こんろ	54	6.2%	こんろ	2,838	7.3%	こんろ	2,678	7.6%
こんろ	51	6.0%	火入れ	41	4.7%	放火	2,495	6.5%	放火	2,333	6.6%
放火の疑い	36	4.3%	放火の疑い	39	4.4%	電気機器	2,205	5.7%	電気機器	1,816	5.2%
放火	32	3.8%	電気機器	33	3.8%	火入れ	2,175	5.6%	火入れ	1,640	4.7%
電気機器	31	3.7%	電灯電話等の配線	33	3.8%	放火の疑い	1,616	4.2%	放火の疑い	1,555	4.4%
ストーブ	25	3.0%	配線器具	33	3.8%	電灯電話等の配線	1,520	3.9%	電灯電話等の配線	1,473	4.2%
電灯電話等の配線	21	2.5%	放火	30	3.4%	配線器具	1,481	3.8%	配線器具	1,354	3.8%
配線器具	20	2.4%	ストーブ	22	2.5%	ストーブ	997	2.6%	ストーブ	1,091	3.1%
その他(不明調査中含む)	314	37.2%	その他(不明調査中含む)	335	38.2%	その他(不明調査中含む)	16,374	42.3%	その他(不明調査中含む)	15,476	44.0%
計	845	100.0%	計	877	100.0%	計	38,672	100.0%	計	35,222	100.0%

4 死者・負傷者

火災による死者の火災種類別及び死因別の区分は、第4表のとおりである。

第4表 火災による死傷者数の推移

(令和5年中)

死因 火災	一酸化炭素中毒 窒	火傷	打撲骨折等	自殺	その他	不明	計	火災種類別構成比
建物	12	12	0	5	0	4	33	82.5%
林野	0	1	0	0	0	0	1	2.5%
車両	0	2	0	0	0	0	2	5.0%
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
航空機	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	3	0	1	0	0	4	10.0%
計	12	18	0	6	0	4	40	100.0%
死因別構成比	30.0%	45.0%	0.0%	15.0%	0.0%	10.0%	100.0%	

火災による死者の死に至った経過及び死者の年齢については、第5表のとおりである。

死に至った経過では、火災の発見遅れが9人で、死者全体の23.1%を占めている。

死者の年齢については、61歳以上による死者が35人と全体の87.5%を占める。

第5表 経過別・年齢別死者の状況

(令和5年中)

死 者 の 発 生 し た 経 過			年 齢											計	
区 分	経 過 別	理 由 別	0 ～ 5	6 ～ 10	11 ～ 20	21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	61 ～ 70	71 ～ 80	81 ～	不 明		
殺人・自損行為による死者へ心中の道づれ・巻添を含む▽以外の死者	A 発見が遅れ、気づいた時は火煙が回りすでに逃げ道がなかったと思われるもの（全く気づかなかった場合を含む）。	（発見が遅れた理由） 熟 睡									2	1		3	9
		泥 酔								1	1			2	
		病 気 ・ 身 体 不 自 由													
		そ の 他						1		1	1	1		4	
	B 判断力に欠けあるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	（判断力・体力的条件の要素） 5 歳 以 下 の 乳 幼 児													0
		泥 酔													
		病 気 ・ 身 体 不 自 由													
		老 衰													
	C 延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	（逃げる暇がなかった理由） ガ ス 爆 発 の た め													0
		危 険 物 燃 焼 の た め													
		そ の 他													
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。	（逃げる機会を失った理由） 狼 狽 し て													0
		持出品・服装に気を取られ													
		火災に触れ回っているうちに													
		消 火 し よ う と し て													
		人 を 救 助 し よ う と し て													
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む）。	（逃げ切れなかった理由） 身 体 不 自 由 の た め								1				1	4
		延 焼 拡 大 が 早 く										2		2	
		逃 げ 道 を 間 違 え て													
		出 入 口 施 錠 の た め													
		そ の 他								1				1	
	F 一旦屋外避難後再進入したと思われるもの。 G 出火時屋外にいて出火後進入したと思われるもの。	（進入した理由）救助・物品 搬 出 の た め													0
		消 火 の た め													
		そ の 他													
	H 着衣着火、火傷（熱傷）あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。	（着衣着火時の状況） 喫 煙 中						1		1		2			7
		炊 事 中													
		採 暖 中（たき火を除く）								1		1			
		た き 火 中													
		火 あ そ び 中								1		1			
		そ の 他 火 気 取 扱 中					1	1		1		3			
		そ の 他						1		1		2			
殺人・自損	I 放火自殺（心中の道づれを含む）								1	3	2			6	6
	J 放火自殺の巻添者（心中の道づれを除く）														
	K 放火殺人の犠牲者														
その他	L A～K以外の経過等														14
	M 不 明	N 調 査 中	1					1		3	5	4		14	
計			1					2	2	12	11	12		40	40

5 令和5年中の火災の特色

過去 10 年間の出火件数と出火率（人口 1 万人当たり）の推移は、第 6 表のとおりである。

また、「放火」及び「放火の疑い」による火災発生の推移は、第 7 表のとおりである。

第 6 表 出火件数・出火率の推移

年		26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
区分											
広島県	出火件数	873	859	781	817	881	841	736	737	877	845
	出火率	3	3	2.7	2.7	3.1	3	2.6	2.6	3.1	3.0
全国	出火件数	43,741	39,111	36,831	39,373	37,981	37,683	34,691	35,222	36,314	38,672
	出火率	3.4	3.1	2.9	3.1	3	3	2.7	2.8	2.9	3.1

第 7 表 「放火」「放火の疑い」による火災発生の推移

		26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
広島県	全出火件数	873	859	781	817	881	841	736	737	877	845
	放火	62	91	72	74	54	49	37	46	30	32
	構成比(%)	7.10%	10.60%	9.20%	9.10%	6.10%	5.80%	5.00%	6.20%	3.40%	3.79%
	放火の疑い	49	36	30	29	41	23	19	20	39	36
	構成比(%)	5.60%	4.20%	3.80%	3.50%	4.70%	2.70%	2.60%	2.70%	4.40%	4.26%
全国	全出火件数	43,741	39,111	36,831	39,373	37,981	37,683	34,691	35,222	36,314	38,672
	放火	4,884	4,033	3,586	3,528	2,784	2,757	2,497	2,333	2,242	2,495
	構成比(%)	11.20%	10.30%	9.70%	9.00%	7.30%	7.20%	7.20%	6.60%	6.17%	6.45%
	放火の疑い	3,154	2,469	2,228	2,305	1,977	1,810	1,555	1,555	1,468	1,616
	構成比(%)	7.20%	6.30%	6.00%	5.90%	5.20%	4.80%	4.50%	4.40%	4.04%	4.18%

6 過年度特記火災事例

過去 15 年間に県内で発生した火災のうち 3 名以上死者の発生した火災は、第 8 表のとおりである。

また、20ha 以上焼損した林野火災は、第 9 表のとおりである。

第8表 3名以上死者の出た火災

年月日	出火場所	種別	火災原因	死者
H23年 2月18日	庄原市	建物	不明	4
H24年 5月13日	福山市	建物	不明	7
H26年 7月 4日	広島市安芸区	建物	不明	3
H26年12月20日	広島市佐伯区	建物	放火の疑い	3
H27年10月 8日	広島市中区	建物	不明	3
H30年 2月 9日	江田島市	建物	配線器具	3
H30年 4月19日	江田島市	建物	不明	3

第9表 20ha 以上焼損した林野火災

発生年月日	発生場所	焼損面積 (ha)	損害額 (千円)	自衛隊 派遣	空中消火		原因
					自衛隊	消防	
H18. 1. 11	福山市	100	4,500	有	有	有 (広島県, 広島市 岡山市 愛媛県 徳島県 鳥取県 島根県)	放火の 疑い
H19. 3. 4	東広島市	30	948			有 (広島市)	不 明

第9－1表 火災総括表

(令和5年中)

区分 月	出火件数							焼損棟数					り災世帯数				り災者			損 害 見 積 額 (千円)										焼損面積		
	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	計	全 焼	半 焼	部 焼	ぼ や	計	全 損	半 損	小 損	計	り 災 人 員	死 者	負 傷 者	爆 発 を 除 く							爆 発	計	建物 (㎡)		林 野 (a)	
																				建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他			床 面 積	表 面 積		
1	40	2	5			23	70	20	2	11	32	65	8	3	31	42	68	7	10	83,406	69,443		389			1,620		154,858	2,137	146	7	
2	44	8	3			32	87	21	2	24	22	69	13	3	33	49	102	2	9	117,821	218,100		536			327		336,784	2,782	530	56	
3	52	30	9	1		78	170	26	5	29	35	95	9	3	45	57	119	7	26	79,134	37,882	378	3,256	949		81,938		203,537	2,947	175	587	
4	37	6	4			31	78	13	5	17	26	61	5	1	31	37	78	2	11	60,929	21,536		6,055			11,458		99,978	1,548	307	487	
5	33	1	4			16	54	16	2	17	15	50	7	2	20	29	59	4	4	62,461	31,523		1,227			649	70	95,930	1,348	238	4	
6	22		8			11	41	5		7	22	34	1	2	11	14	33	1	7	3,037	1,302		3,670			260		8,269	232	16		
7	20	1	6			11	38	6	1	8	10	25	1	2	11	14	25	2	4	27,159	11,528		2,672			520		41,879	929	268	1	
8	30	2	7			12	51	4		7	22	33	2	1	11	14	35		7	11,277	20,197		888			4		32,366	403	154	7	
9	16	3	7			9	35	7	3	11	10	31	14		18	32	75	4	15	59,750	50,891	6	708			701	234	112,290	1,826	75	5	
10	32	13	5			43	93	12	2	10	17	41	2	1	15	18	33	1	7	32,203	10,799		3,383			2,952		49,337	1,400	50	123	
11	44	5	4			21	74	25	8	24	26	83	9	3	33	45	84	7	14	95,587	33,675		4,161			1,279		134,702	3,184	229	78	
12	31	5	3			15	54	13	2	12	23	50	8	3	24	35	70	3	8	72,596	17,408		1,383			3,161		94,548	1,908	68	69	
計	401	76	65	1		302	845	168	32	177	260	637	79	24	283	386	781	40	122	705,360	524,284	384	28,328	949		104,869	304	1,364,478	20,644	2,256	1,424	
構成比	47.5%	9.0%	7.7%	0.1%		35.7%	100%	26.4%	5.0%	27.8%	40.8%	100%	20.5%	6.2%	73.3%	100%				51.7%	38.4%	0.0%	2.1%	0.1%		7.7%	0.0%	100%				

第9－2表 出火原因別火災件数の推移

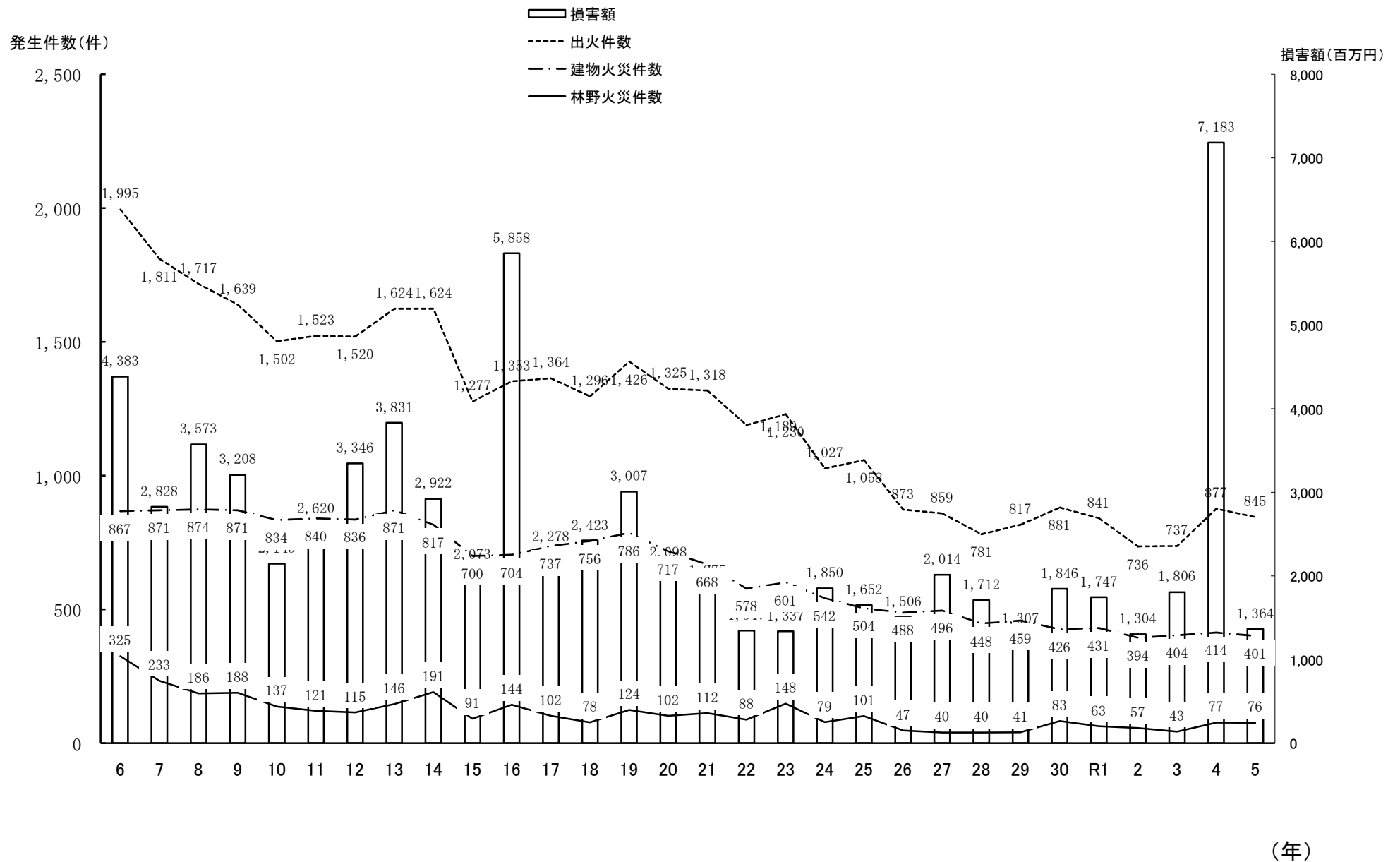
平成 26 年			平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年			平成 30 年			令和 元年			令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年			令和 5 年		
原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合	原 因	件数	割合
たき火	105	12.0%	たき火	97	11.3%	たき火	104	13.3%	たき火	119	14.6%	たき火	171	19.4%	たき火	162	19.3%	たき火	150	20.4%	たき火	120	16.3%	たき火	184	21.0%	たき火	183	21.7%
たばこ	95	10.9%	放火	91	10.6%	たばこ	85	10.9%	たばこ	93	11.4%	たばこ	65	7.4%	たばこ	80	9.5%	たばこ	83	11.3%	たばこ	65	8.8%	たばこ	73	8.3%	たばこ	66	7.8%
こんろ	72	8.2%	たばこ	86	10.0%	こんろ	74	9.5%	放火	74	9.1%	火入れ	65	7.4%	こんろ	52	6.2%	こんろ	50	6.8%	こんろ	52	7.1%	こんろ	54	6.2%	火入れ	66	7.8%
放火	62	7.1%	こんろ	62	7.2%	放火	72	9.2%	こんろ	64	7.8%	こんろ	61	6.9%	放火	49	5.8%	火入れ	37	5.0%	放火	46	6.2%	火入れ	41	4.7%	こんろ	51	6.0%
放火の疑い	49	5.6%	電灯電話等の配線	36	4.2%	放火の疑い	30	3.8%	ストーブ	34	4.2%	放火	54	6.1%	電灯電話等の配線	40	4.8%	放火	37	5.0%	火入れ	30	4.1%	放火の疑い	39	4.4%	放火の疑い	36	4.3%
ストーブ	35	4.0%	火あそび	36	4.2%	ストーブ	26	3.3%	電灯・電話等の配線	31	3.8%	放火の疑い	41	4.7%	電気機器	27	3.2%	電灯電話等の配線	24	3.3%	電灯電話等の配線	28	3.8%	電気機器	33	3.8%	放火	32	3.8%
火入れ	31	3.6%	放火の疑い	36	4.2%	電灯電話等の配線	24	3.1%	放火の疑い	29	3.5%	電灯電話等の配線	34	3.9%	ストーブ	26	3.1%	配線器具	22	3.0%	ストーブ	25	3.4%	電灯電話等の配線	33	3.8%	電気機器	31	3.7%
電灯電話等の配線	31	3.6%	火入れ	34	4.0%	火あそび	24	3.1%	火あそび	20	2.4%	配線器具	25	2.8%	排気管	25	3.0%	電気機器	20	2.7%	排気管	23	3.1%	配線器具	33	3.8%	ストーブ	25	3.0%
排気管	21	2.4%	ストーブ	27	3.1%	排気管	21	2.7%	火入れ	20	2.4%	電気機器	22	2.5%	火入れ	25	3.0%	放火の疑い	19	2.6%	配線器具	23	3.1%	放火	30	3.4%	電灯電話等の配線	21	2.5%
電気機器	21	2.4%	排気管	20	2.3%	配線器具	21	2.7%	配線器具	19	2.3%	ストーブ	20	2.3%	放火の疑い	23	2.7%	排気管	17	2.3%	電気機器	22	3.0%	ストーブ	22	2.5%	配線器具	20	2.4%
火あそび	20	2.3%	電気機器	18	2.1%	火入れ	17	2.2%	電気装置	16	2.0%	排気管	17	1.9%	配線器具	22	2.6%	焼却炉	14	1.9%	放火の疑い	20	2.7%	排気管	19	2.2%	排気管	17	2.0%
取灰	19	2.2%	取灰	15	1.7%	電気機器	15	1.9%	電気機器	15	1.8%	電気装置	16	1.8%	火あそび	12	1.4%	ストーブ	13	1.8%	火あそび	19	2.6%	電気装置	13	1.5%	取灰	12	1.4%
配線器具	14	1.6%	配線器具	14	1.6%	マッチ・ライター	13	1.7%	排気管	13	1.6%	火あそび	15	1.7%	焼却炉	12	1.4%	溶接機・切断機	13	1.8%	灯火	13	1.8%	溶接機・切断機	11	1.3%	マッチ・ライター	10	1.2%
灯火	14	1.6%	灯火	13	1.5%	交通機関内配線	13	1.7%	マッチ・ライター	13	1.6%	焼却炉	13	1.5%	取灰	10	1.2%	マッチ・ライター	10	1.4%	マッチ・ライター	11	1.5%	灯火	11	1.3%	交通機関内配線	9	1.1%
溶接機・切断機	13	1.5%	溶接機・切断機	11	1.3%	焼却炉	10	1.3%	焼却炉	11	1.3%	取灰	12	1.4%	電気装置	9	1.1%	電気装置	9	1.2%	焼却炉	9	1.2%	マッチ・ライター	10	1.1%	火あそび	8	0.9%
不明・調査中	84	9.6%	不明・調査中	74	8.6%	不明・調査中	79	10.1%	不明・調査中	75	9.2%	不明・調査中	71	8.1%	不明・調査中	75	8.9%	不明・調査中	70	9.5%	不明・調査中	68	9.2%	不明・調査中	74	8.4%	不明・調査中	70	8.3%
そ の 他	187	21.4%	そ の 他	189	22.0%	そ の 他	153	19.6%	そ の 他	171	20.9%	そ の 他	179	20.3%	そ の 他	192	22.8%	そ の 他	148	20.1%	そ の 他	163	22.1%	そ の 他	197	22.5%	そ の 他	188	22.2%
計	873	100.0%	計	859	100.0%	計	781	100.0%	計	817	100.0%	計	881	100.0%	計	841	100.0%	計	736	100.0%	計	737	100.0%	計	877	100.0%	計	845	100.0%

第9－3表 市町別火災発生状況

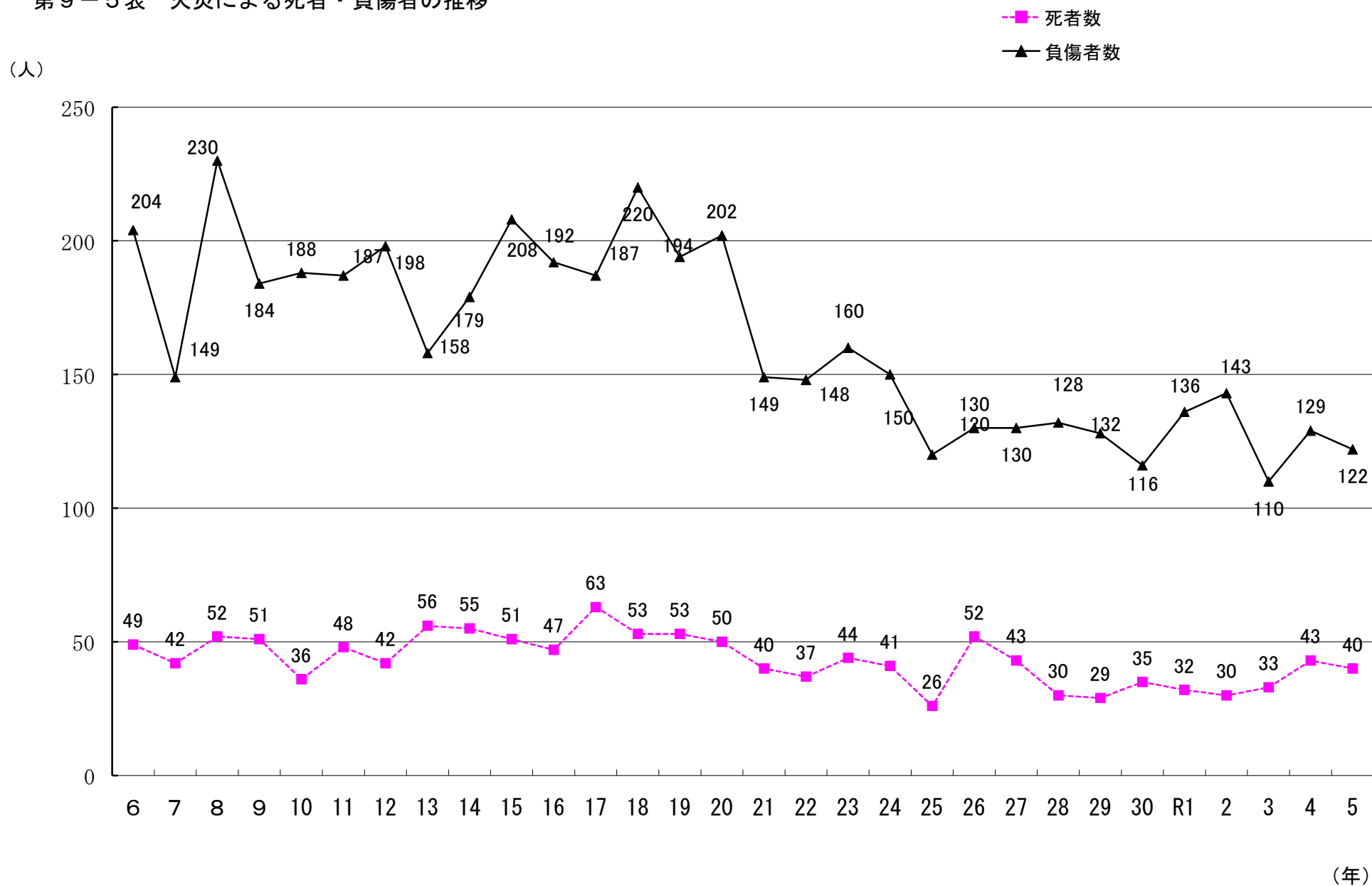
(令和5年中)

区分 市町村名		出 火 件 数							り災 世帯数	損 害 額 (千円)								(令和3年中) 焼 損 面 積	
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 計	爆 発 を 除 く						爆 発	計	建物(m ²)			
								建		林	車	船	航 空 機			そ の 他	床 面 積	表 面 積	
広島市	147	2	19			59	227	160	513,695	6	8,462		0	2,082		524,245	4,150	1,289	
(中 区)	37	0	2	0	0	1	40	22	78,114	0	1,060	0	0	0	0	79,174	142	358	
(東 区)	7	0	1	0	0	4	12	9	115	0	307	0	0	177	0	599	1	3	
(南 区)	24	0	6	0	0	8	38	39	202,854	0	476	0	0	784	0	204,114	1,061	494	
(西 区)	18	0	2	0	0	3	23	18	29,584	0	2,479	0	0	13	0	32,076	101	71	
(安 佐 南 区)	16	1	2	0	0	9	28	14	14,552	6	51	0	0	262	0	14,871	340	61	
(安 佐 北 区)	14	0	4	0	0	15	33	13	33,606	0	3,570	0	0	653	0	37,829	551	109	
(安 芸 区)	9	0	1	0	0	8	18	19	74,526	0	287	0	0	132	0	74,945	1,341	45	
(佐 伯 区)	22	1	1	0	0	11	35	26	80,344	0	232	0	0	61	0	80,637	613	148	
呉市	36	2	3	0	0	23	64	27	147,299	35	200	0	0	103	0	147,637	1,174	44	
竹原市	2	1	0	0	0	6	9	1	1,672	0	0	0	0	0	0	1,672	94	0	
三原市	17	5	6	0		31	59	18	31,219	293	4,494	0	0	1,142	0	37,148	667	11	
尾道市	30	3	3	0	0	11	47	25	106,798	0	24	0	0	3,609	234	110,665	1,738	245	
福山市	49	9	10	0	0	17	85	64	140,797	0	3,023	0	0	913	0	144,733	3,367	170	
府中市	9	2	0	0	0	1	12	7	11,640	0	0	0	0	159	0	11,799	589	33	
三次市	6	5	2	0	0	24	37	2	12,200	0	594	0	0	111	0	12,905	1,014	13	
庄原市	15	8	2	0	0	14	39	8	67,904	0	805	0	0	11,340	0	80,049	2,104	132	
大竹市	4	0	0	0	0	3	7	3	89	0	0	0	0	82,000	0	82,089	14	10	
東広島市	31	22	13	0	0	44	110	26	86,471	0	6,892	0	0	1,642	0	95,005	1,929	116	
廿日市市	15	0	2	1	0	11	29	14	18,034	0	810	949	0	18	70	19,881	179	55	
安芸高田市	8	1	0	0	0	15	24	9	34,535	0	0	0	0	456	0	34,991	1,552	94	
江田島市	2	2	1	0	0	7	12	3	12,728	0	56	0	0	1,031	0	13,815	124	7	
府中町	2	0	1	0	0	3	6	1	284	0	18	0	0	64	0	366	0	0	
海田町	3	0	0	0	0	3	6	3	103	0	0	0	0	0	0	103	7	0	
熊野町	4	0	0	0	0	4	8	3	15,305	0	0	0	0	21	0	15,326	392	5	
坂町	3	0	0	0	0	2	5	3	6,325	0	0	0	0	21	0	6,346	233	4	
安芸太田町	3	0	0	0	0	0	3	0	32	0	0	0	0	0	0	32	33	1	
北広島町	5	1	2	0	0	7	15	3	4,744	50	2,950	0	0	34	0	7,778	225	5	
大崎上島町	1	0	0	0	0	3	4	0	12	0	0	0	0	0	0	12	0	1	
世羅町	5	5	1	0	0	13	24	4	5,128	0	0	0	0	71	0	5,199	311	12	
神石高原町	4	8	0	0	0	1	13	2	12,630	0	0	0	0	52	0	12,682	748	9	
県 計	401	76	65	1		302	845	386	1,229,644	384	28,328	949		104,869	304	1,364,478	20,644	2,256	

第9－4表 火災件数・損害額の推移



第9－5表 火災による死者・負傷者の推移



第 10 石油コンビナート等防災区域

第 10 石油コンビナート等防災区域

1 位置図(R6.4.1)



2 県の防災対策

ア 広島県石油コンビナート等防災本部幹事会の開催（毎年度）

イ 広島県石油コンビナート等防災計画の修正（毎年度）

ウ 石油コンビナート等総合防災訓練の実施（隔年）

近年の実施状況は次のとおりである。昭和 44 年の訓練開始以来、平成 30 年は第 24 回である。

令和 5 年 10 月 07 日 江田島地区

令和 3 年 福山地区（※新型コロナウイルスの影響により中止）

平成 30 年 11 月 04 日 大竹地区

平成 28 年 10 月 25 日 江田島地区

平成 26 年 10 月 29 日 福山地区

平成 24 年 10 月 30 日 大竹地区

平成 22 年 11 月 26 日 能美地区

平成 20 年 11 月 21 日 福山地区

平成 18 年 10 月 31 日 大竹地区

エ 防災本部の協議会設置

福山・笠岡地区については岡山県と、また、岩国・大竹地区については山口県と防災本部の協議会を設置し、防災計画の修正及びその実施の推進に当たっている。

3 事業所の防災対策

次の2地区に特別防災区域協議会が設置され、活発に活動している。

岩国・大竹地区 昭和53年6月1日設置

福山・笠岡地区 昭和58年10月5日設置（昭和63年4月1日に「福山地区」から名称変更）

4 広島県の特別防災区域の概要

（令和6年4月1日現在）

区域名	福山・笠岡 (福山地区のみ)	江田島	能美	岩国・大竹 (大竹地区のみ)	計
指定年月日	昭和62年3月27日	昭和51年7月9日	昭和51年7月9日	昭和51年7月9日	—
消防機関名	福山地区消防組合 消防局	江田島市消防本部	江田島市消防本部	大竹市消防本部	3
市町村名	福山市	江田島市	江田島市	大竹市	3
区域面積 (万㎡)	941	8	39	223	1,211
特定事業所	5	1	1	5	12
レイアウト 事業所	・(株)JFE サンソセンタ ー福山工場 計 1	—	—	・三菱ケミカル(株)広島 事業所 ・(株)ダイセル大竹工場 ・三井化学(株)岩国大竹 工場 計 3	4
第1種 事業所	・JFE スチール(株)西日 本製鉄所(福山地区) ・瀬戸内共同火力(株) 福山共同発電所 ・ヤスハラケミカル(株) 福山工場 計 3	・伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル 計 1	・鹿川ターミナル(株) 計 1	—	5
第2種 事業所	・日本化薬(株)福山工場 計 1	—	—	・日本製紙(株)大竹工場 ・大竹明新化学(株) 計 2	3
石油の貯蔵 取 扱 量 (千キロリットル)	101	74	949	194	1,098
高圧ガスの 処 理 量 (十萬立方メートル)	950	—	—	125	1,075
特別防災区域 協議会の有無	有	無	無	有	—

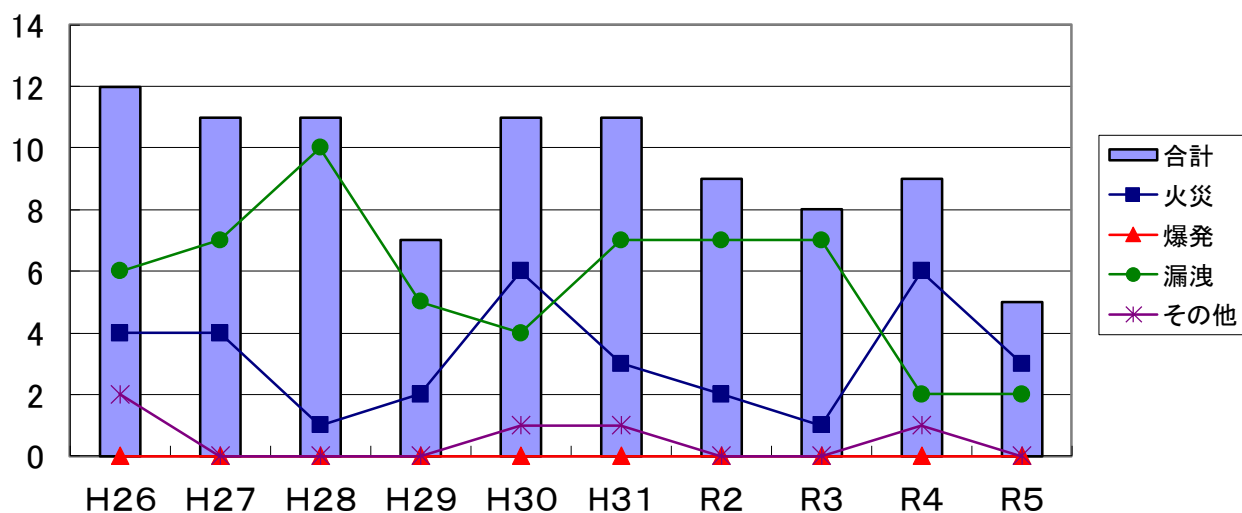
5 石油コンビナート等事故件数

地区名 年		福山・笠岡 (福山地区のみ)	江田島	能美	岩国・大竹 (大竹地区のみ)	合 計	事 故 種 別			
							火 災	爆 発	漏 洩	その他
平成 26 年	件数				1 2	1 2				
	死傷						4		6	2
平成 27 年	件数	1			1 0	1 1	4		7	
	死傷									
平成 28 年	件数				1 1	1 1	1		1 0	
	死傷									
平成 29 年	件数				7	7	2		5	
	死傷									
平成 30 年	件数	4			7	1 1	6		4	1
	死傷				傷 1	傷 1				
平成 31 年	件数				1 1	1 1	3		7	1
	死傷				傷 1	傷 1				
令和 2 年	件数				9	9	2		7	
	死傷									
令和 3 年	件数				8	8	1		7	
	死傷				傷 1	傷 1				
令和 4 年	件数				9	9	6		2	1
	死傷									
令和 5 年	件数	1		1	3	5				
	死傷				傷 1	傷 1	3		2	
合計	件数	6	0	1	8 7	9 4				
	死傷	0	0	0	死 0 傷 4	死 0 傷 4	3 2		5 7	5

6 最近の事故の状況

令和 5 年の石油コンビナート等の事故は 5 件である。

平成 26 年から令和 5 年までの最近 10 年間で石油コンビナート等の事故は 94 件発生している。これを事故種別でみると図のとおり、火災及び漏洩事故がそのほとんどを占めている。



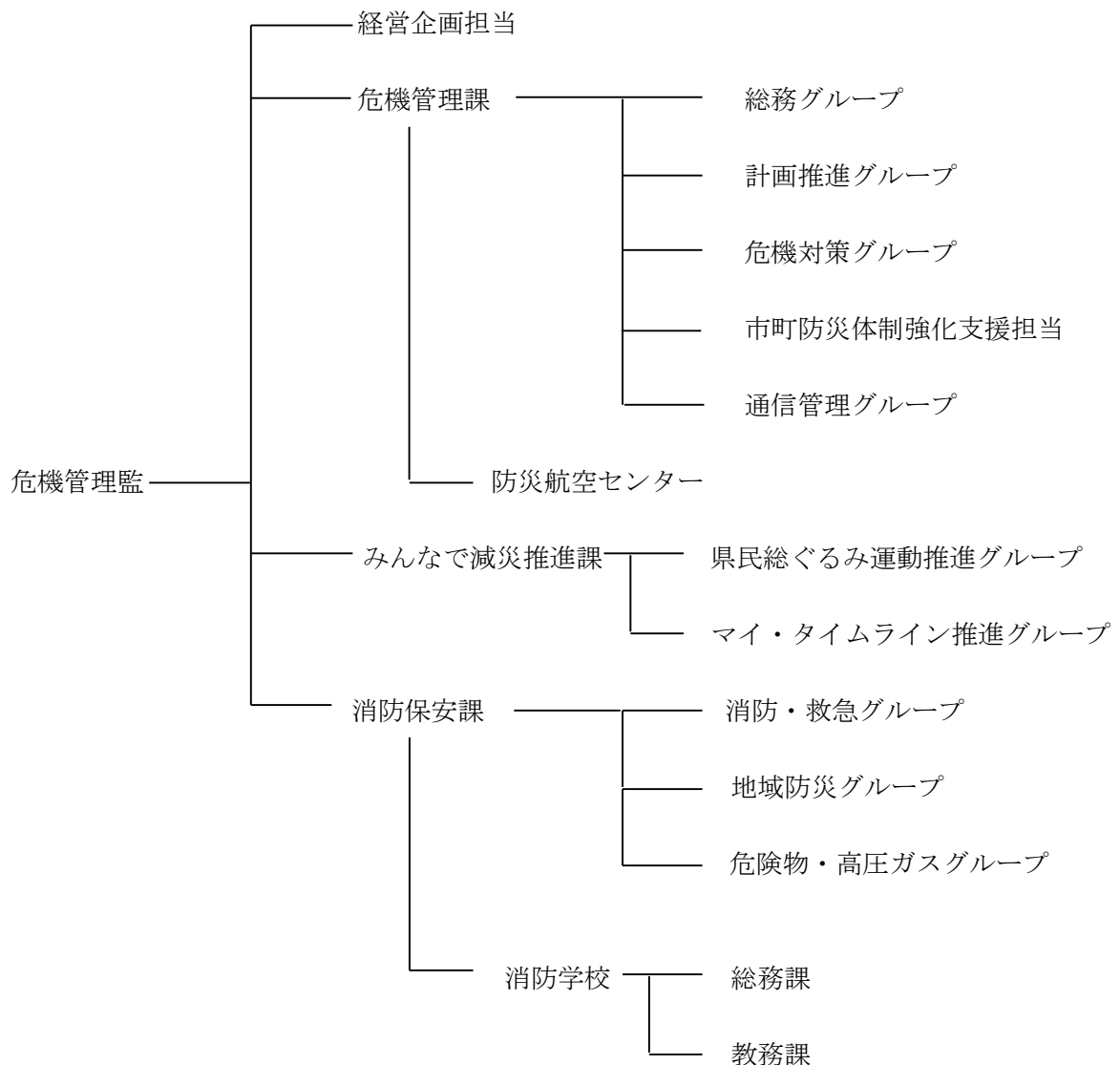
参 考 資 料

広島県危機管理監の組織（令和6年4月1日現在）

広島県危機管理監	〒730-8511	広島市中区基町 10-52	
	電 話	危機管理課	082-513-2784
		減災対策推進担当	082-513-2781
		消防保安課	082-513-2790
	F A X	各課共通	082-227-2122
		消防防災無線電話	34-89
		消防防災無線 F A X	34-84

広島県防災航空センター	〒729-0416	三原市本郷町善入寺 94-22	
	代 表		0848-86-8931
	F A X		0848-86-8933

広島県消防学校	〒739-1743	広島市安佐北区倉掛 2 丁目 33-2	
	代 表		082-843-1117
	F A X		082-843-1001



■ 消防機関の名称及び所在地（その１）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【広島市消防局】	730-0051	広島市中区大手町5-20-12	082-246-8211	082-247-1645
消防航空隊	733-0036	〃 西区観音新町4-10-127	082-546-3454	082-546-3455
中消防署	730-0051	〃 中区大手町5-20-12	082-541-2700	082-542-7720
白島出張所	730-0003	〃 中区白島九軒町12-20	082-223-3107	082-223-3107
基町出張所	730-0011	〃 中区基町20-8	082-223-3451	082-223-3451
江波出張所	730-0847	〃 中区舟入南6-2-1	082-291-0616	082-291-0616
東消防署	732-0052	〃 東区光町2-12-6	082-263-8401	082-263-7489
福田出張所	732-0029	〃 東区福田7-2-10	082-899-5719	082-899-5719
温品出張所	732-0033	〃 東区温品5-3-1	082-289-2790	082-289-2790
戸坂出張所	732-0016	〃 東区戸坂出江2-9-11	082-229-4067	082-229-4067
南消防署	732-0824	〃 南区の場町2-5-14	082-261-5181	082-261-9025
水上出張所	734-0011	〃 南区宇品海岸2-23-39	082-255-6616	082-255-9372
青崎出張所	734-0053	〃 南区青崎1-7-12	082-281-7999	082-281-7999
東本浦出張所	734-0025	〃 南区東本浦町23-6	082-285-6090	082-285-6090
日宇那出張所	734-0031	〃 南区日宇那町3-6	082-255-7973	082-255-7973
宇品出張所	734-0003	〃 南区宇品東2-1-46	082-255-7493	082-255-7493
似島出張所	734-0017	〃 南区似島町字家下752-74	082-259-2038	082-259-2066
西消防署	733-0023	〃 西区都町43-10	082-232-0381	082-232-3293
三篠出張所	733-0003	〃 西区三篠町3-16-23	082-238-5094	082-238-5094
己斐出張所	733-0813	〃 西区己斐中3-14-2	082-272-0479	082-272-0479
庚午出張所	733-0822	〃 西区庚午中4-21-19	082-272-0463	082-272-0463
井口出張所	733-0833	〃 西区商工センター4-1-1	082-277-9100	082-277-9100
安佐南消防署	731-0103	〃 安佐南区緑井1-10-3	082-877-4101	082-877-9462
上安出張所	731-0154	〃 安佐南区上安5-8-14	082-878-3088	082-878-3088
祇園出張所	731-0138	〃 安佐南区祇園2-48-11	082-874-3511	082-874-3511
沼田出張所	731-3161	〃 安佐南区沼田町伴東4-18-6	082-848-0200	082-848-0200
安佐北消防署	731-0223	〃 安佐北区可部南4-26-13	082-814-4795	082-814-9931
白木出張所	739-1411	〃 安佐北区白木町大字市川1533-5	082-828-0511	082-828-0511
高陽出張所	739-1741	〃 安佐北区真亀1-3-6	082-842-3390	082-842-3390
可部出張所	731-0221	〃 安佐北区可部7-7-16	082-815-5101	082-815-5101
安佐出張所	731-1142	〃 安佐北区安佐町大字飯室3052-1	082-835-0153	082-835-0153
安芸太田出張所	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀345-2	0826-32-2011	0826-32-2013
安芸消防署	736-0045	安芸郡海田町堀川町3-12	082-822-4349	082-822-9119
瀬野川出張所	739-0323	広島市安芸区中野東7-14-23	082-892-0100	082-892-0100
矢野出張所	736-0085	〃 安芸区矢野西2-16-1	082-884-2340	082-884-2340
熊野出張所	731-4213	安芸郡熊野町萩原6-26-8	082-854-1103	082-854-1103
坂出張所	731-4323	安芸郡坂町横浜中央1-1-11	082-885-0100	082-885-0100

■ 消防機関の名称及び所在地（その2）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
佐伯消防署	731-5128	広島市佐伯区五日市中央7-25-18	082-921-2235	082-921-5336
八幡出張所	731-5106	〃 佐伯区利松1-5-24	082-928-0239	082-928-0239
海老園出張所	731-5135	〃 佐伯区海老園1-2-54	082-921-2238	082-921-2238
湯来出張所	738-0601	〃 佐伯区湯来町大字和田224	0829-40-4119	0829-40-4121
【呉市消防局】	737-0811	呉市西中央3-1-34	0823-26-0119	0823-26-0308
西消防署	737-0051	〃	0823-22-0119	0823-26-0338
狩留賀出張所	737-0862	呉市狩留賀町3-19	0823-26-0316	0823-26-0316
昭和出張所	737-0935	〃 焼山中央2-8-21	0823-26-0317	0823-26-0317
南出張所	737-0024	〃 宮原13-2-29	0823-26-0319	0823-26-0319
東消防署	737-0112	〃 広島新開2-1-9	0823-74-0119	0823-74-8908
阿賀北出張所	737-0003	〃 阿賀北4-3-27	0823-74-8917	0823-74-8917
仁方出張所	737-0152	〃 仁方本町1-6-18	0823-74-8916	0823-74-8916
郷原出張所	737-0161	〃 郷原町7100	0823-74-8918	0823-74-8918
川尻出張所	729-2603	〃 川尻町西1-1-1	0823-74-8919	0823-74-8919
安浦出張所	729-2516	〃 安浦町中央6-2-1	0823-74-8920	0823-74-8920
大崎下島出張所	734-0102	〃 豊浜町大字大浜311-1	0823-74-8910	0846-67-1191
蒲刈出張所	737-0311	〃 蒲刈町向字小市369-5	0823-74-8921	0823-74-8921
音戸消防署	737-1206	〃 音戸町高須2-1-19	0823-51-0119	0823-26-0339
倉橋出張所	737-1324	〃 倉橋町本浦1771	0823-26-0340	0823-26-0340
【三原市消防本部】	723-0051	三原市宮浦1-22-2	0848-62-2101	0848-62-5119
三原市消防署	723-0015	〃	0848-62-2101	0848-62-5119
糸崎出張所	729-0324	三原市糸崎町7-1-27	0848-62-3218	0848-62-3218
久井出張所	722-1414	〃 久井町坂井原3480-1	0847-32-5222	0847-32-8333
西部分署	729-0414	〃 下北方1-2-1	0848-86-2119	0848-86-6794
大和出張所	729-1492	〃 大和町下徳良125-1	0847-33-0119	0847-35-1017
北部分署	722-1115	世羅郡世羅町大字西神崎878-1	0847-22-3737	0847-22-3792
世羅西出張所	722-1115	〃 大字小国3399-1	0847-37-2717	0847-37-2718
【尾道市消防局】	722-0051	尾道市東尾道18-2	0848-55-9120	0848-55-9132
尾道消防署	722-0051	〃	0848-55-9124	0848-55-9134
向島分署	722-0073	尾道市向島町5931	0848-44-7119	0848-44-1909
御調分署	722-0342	〃 御調町大田26-1	0848-76-3119	0848-76-3100
北出張所	722-0213	〃 美ノ郷町白江507-1	0848-48-6119	0848-48-5610
尾道西消防署	722-0014	〃 新浜1-5-3	0848-22-0119	0848-22-3119
因島消防署	722-2211	〃 因島中庄町1347-1	0845-24-0119	0845-24-1199
瀬戸田分署	722-2414	〃 瀬戸田町鹿田原1-29	0845-27-4119	0845-27-1363

■ 消防機関の名称及び所在地（その3）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【大竹市消防本部】	739-0605	大竹市立戸1-2-10	0827-54-0119	0827-53-2928
大竹市消防署	739-0605	〃	0827-54-0119	0827-53-2928
【東広島市消防局】	739-0021	東広島市西条町助実1173-1	082-422-0119	082-422-8243
東広島消防署	739-0021	〃	082-422-0119	082-422-5597
西分署	739-0145	東広島市八本松西5-1-6	082-428-0119	082-428-0119
南分署	724-0611	〃 黒瀬町大多田1496-5	0823-82-0119	0823-82-0119
北分署	724-0301	〃 豊栄町乃美1118-3	082-432-2119	082-432-2119
東分署	729-1108	〃 河内町入野2076-1	082-437-0119	082-437-0119
安芸津分署	729-2402	東広島市安芸津町三津4711-1	0846-45-0119	0846-45-3993
竹原消防署	725-0026	竹原市中央4-13-1	0846-23-0119	0846-22-0957
忠海分署	729-2316	〃 忠海中町二丁目25-1	0846-26-0420	0846-26-0420
大崎上島消防署	725-0201	豊田郡大崎上島町東野4154-1	0846-65-2056	0846-65-3519
【廿日市市消防本部】	738-0033	廿日市市串戸1-9-33	0829-32-8111	0829-32-4119
廿日市市消防署	738-0033	〃	0829-32-8111	0829-32-4119
西分署	738-0053	廿日市市阿品台4-1-21	0829-38-4131	0829-38-4130
佐伯分署	738-0222	〃 津田1147-10	0829-72-1312	0829-72-1280
大野消防署	739-0434	〃 大野1-1-6	0829-55-1119	0829-55-1120
宮島消防署	739-0588	〃 宮島381-2	0829-44-2800	0829-44-0460
【安芸高田市消防本部】	731-0501	安芸高田市吉田町吉田751-1	0826-42-0931	0826-47-1191
安芸高田消防署	731-0501	〃	0826-42-0931	0826-47-1191
【江田島市消防本部】	737-2133	江田島市江田島町鷺部2-17-5	0823-40-0119	0823-42-1965
江田島消防署	737-2133	〃	0823-40-0119	0823-42-3164
能美出張所	737-2302	江田島市能美町鹿川1275-3	0823-45-4739	0823-45-5463
【府中町消防本部】	735-0022	安芸郡府中町大通3-5-9	082-286-3119	082-288-6337
府中町消防署	735-0022	〃	082-286-3119	082-288-6337
【北広島町消防本部】	731-1531	山県郡北広島町春木516	0826-72-0119	0826-72-5145
北広島町消防署	731-1531	〃	0826-72-0119	0826-72-5145
豊平出張所	731-1711	山県郡北広島町戸谷1088-1	0826-83-0119	0826-83-0119
大朝出張所	731-2103	〃 新庄921-3	0826-82-1119	0826-82-1119
芸北出張所	731-2323	〃 川小田75	0826-36-3119	0826-36-3121

■ 消防機関の名称及び所在地（その4）

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号
【備北地区消防組合消防本部】	728-0012	三次市十日市中3-1-21	0824-63-1191	0824-63-3446
三次消防署	728-0012	〃	0824-63-1192	0824-63-1196
甲奴出張所	729-4102	三次市甲奴町西野591-1	0847-67-2282	0847-67-2282
作木出張所	728-0124	〃 作木町下作木1068-1	0824-55-3109	0824-55-3109
吉舎出張所	729-4207	〃 吉舎町敷地795	0824-43-3119	0824-43-3119
三和出張所	729-6615	〃 三和町上板木45-1	0824-52-3119	0824-52-3119
口和出張所	728-0503	庄原市口和町大月576-14	0824-87-2455	0824-87-2455
庄原消防署	727-0004	〃 新庄町396-1	0824-72-9911	0824-72-2200
西城出張所	729-5744	〃 西城町大屋1956-20	0824-82-2193	0824-82-2193
高野出張所	727-0412	〃 高野町下湯川356-4	0824-86-2955	0824-86-2955
東城消防署	729-5121	〃 東城町川東1175	0847-72-4005	0847-72-4037
【福山地区消防組合消防局】	720-0825	福山市沖野上町5-13-8	084-928-1190	084-921-9357
南消防署	720-0825	〃	084-928-1200	084-921-9360
鞆出張所	720-0202	福山市鞆町鞆3458-1	084-983-5119	084-983-5104
瀬戸出張所	720-0836	〃 瀬戸町大字長和246	084-952-0738	084-952-1042
北消防署	720-0022	〃 奈良津町2-1-1	084-923-3993	084-922-6167
駅家分署	720-1131	〃 駅家町大字万能倉567-4	084-976-5119	084-976-7175
東消防署	721-0941	〃 引野町北4-23-9	084-941-3868	084-941-6380
西消防署	729-0104	〃 松永町3-21-77	084-934-1355	084-934-3297
沼隈内海出張所	720-0313	〃 沼隈町大字常石1857-2	084-987-4119	084-987-4188
今津出張所	729-0111	〃 今津町2153-2	084-934-6119	084-934-2886
水上消防署	721-0956	〃 箕沖町135	084-954-0821	084-954-6482
芦品消防署	729-3101	〃 新市町大字戸手780-10	0847-52-4400	0847-52-6879
深安消防署	720-2123	〃 神辺町大字川北1402-1	084-962-1234	084-962-3112
安田出張所	720-1811	神石郡神石高原町安田160-6	0847-82-0119	0847-82-0199
府中消防署	726-0005	府中市府中町堤外119-1	0847-43-7183	0847-43-6661
小塚出張所	729-3401	〃 上下町小塚543-9	0847-62-2119	0847-62-2606